

平成27年第2回吉田町議会定例会

吉田町議会会議録

平成27年6月2日 開会

}

平成27年6月18日 閉会

吉田町議会

平成27年第2回吉田町議会定例会会議録目次

第 1 号 (6月2日)

○町長挨拶	1
○開会の宣告	1
○会議録署名議員の指名	2
○会期の決定	2
○諸報告について	2
○議案第39号～議案第45号の一括上程、説明	8
○報告第1号の報告	15
○静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について	17
○散会の宣告	19

第 2 号 (6月11日)

○開議の宣告	20
○議事日程の報告	20
○一般質問	20
大石 巖	20
増田 剛士	31
藤田 和寿	41
三輪 美由紀	55
八木 栄	65
遠藤 孝子	79
○散会の宣告	89

第 3 号 (6月18日)

○開議の宣告	90
○議事日程の報告	90
○諸報告	90
○議案第39号の質疑、討論、採決	90
○議案第40号の質疑、討論、採決	92
○議案第41号の質疑、討論、採決	93
○議案第42号の質疑、討論、採決	93
○議案第43号の質疑、討論、採決	100
○議案第44号の質疑、討論、採決	106
○議案第45号の質疑、討論、採決	107
○発議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	107
○発議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	108
○発議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	110
○議員派遣について	113

○議会閉会中の継続調査について	1 1 4
○町長挨拶	1 1 4
○議長挨拶	1 1 6
○閉会の宣告	1 1 6

開会 午前 9時00分

○議長（大塚邦子君） 改めまして、おはようございます。

本日ここに平成27年第2回吉田町議会定例会が招集されました。議員各位には御出席をいただき、ありがとうございます。

本定例会に提出される議案につきましては、後刻、町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をよろしくお願いいたします。

◎町長挨拶

○議長（大塚邦子君） 開会に当たり、町長から御挨拶をお願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） おはようございます。

今議会が統一選挙後の最初の定例会であります。議員によります議事そして意見というものが、町民の福祉の向上と町の発展につながる最良の意思決定でありますようお願い申し上げますとともに、ぜひとも開かれた会を目指していただくことをあわせお願いし、開会の挨拶といたします。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（大塚邦子君） ありがとうございます。

◎開会の宣告

○議長（大塚邦子君） ただいまの出席議員数は13名であります。ただいまから平成27年第2回吉田町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大塚邦子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第121条の規定により、3番、遠藤孝子君、4番、蒔田昌代君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（大塚邦子君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日6月2日から6月18日までの17日間といたしたいと思います。
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日6月2日から6月18日までの17日間と決定しました。

なお、会期中の審議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

◎諸報告について

○議長（大塚邦子君） 日程第3、諸報告を行います。

初めに、議長報告を行います。

5月22日金曜日、静岡市、県市町村センターにおいて、静岡県町村議会議長会総会が開催されました。審議事項として、会長の選任、副会長の選任及び監事の選任が行われ、協議の結果、会長に賀茂郡河津町の土屋衆太郎議長、副会長に周知郡森町の榊原淑友議長、監事に駿東郡清水町の佐野俊光議長と榛原郡川根本町の中田隆幸議長が選任されました。

また、協議事項では県内の広域連合議会議員候補者などの推薦及び平成27年度議長県外調査についての協議を行い、それぞれ決定いたしました。

そのほか、今後の会議等の予定について連絡があり、閉会しました。

5月26日火曜日、27日水曜日の両日、東京中野サンプラザホールにおいて、平成27年度町村議会議長・副議長研修会が開催されました。

本研修会は、「これからの町村議会を考える」をテーマに開催され、正・副議長が参加しました。

研修は、初めに基調講演として「地方自治の母国に負けない我が国の町村議会一ふるさと創生から地方創生へ」と題した、帝京大学経済学部地域経済学科教授、内貴 滋氏による基調講演がありました。

引き続き、シンポジウムとして、同じく内貴 滋氏をコーディネーターに、北海道福島町議会議長を初めとする5人の町議会議長をパネラーに迎え、「これからの町村議会を考える」をテーマにパネルディスカッションが行われました。また、「日本の健康の鍵は“農山・漁村”が握る」と題した、関西大学政策創造学部教授、白石真澄氏による講演、「地方創生と政治・経済の展望」と題した、読売新聞東京本社編集委員、青山彰久氏による講演がありました。

大変有意義な講演・シンポジウムであり、これからの議会活動、議会の活性化に向けて大いに参考になり、今後に活かしてまいりたいと思います。

6月1日月曜日、静岡県地方議会議長連絡協議会定期総会並びに政策研修会が静岡市で開かれ、正・副議長が出席しました。

初めに定期総会が行われ、第1号議案 平成26年度事業実績及び歳入・歳出決算について、第2号議案 平成27年度事業計画及び歳入・歳出予算について、それぞれ認定、可決されました。

総会に続いて、政策研修会が開催され、静岡県立大学学長、鬼頭 宏氏による「人口減少時代の政策課題～歴史からの視点～」と題しての講演がありました。

次に、議員派遣結果についてであります。議員派遣結果報告書をお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査、定期監査の監査結果報告書が提出されております。写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、本定例会へ説明員として委任または囑託され、出席する者の職・氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で、議長報告を終わります。

続いて、町長所信表明を行います。

お聞き取りのほどお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成27年第2回吉田町議会定例会は、4月26日執行の統一地方選挙後、最初の議会定例会でございますので、今議会定例会の開会に臨み、今後の町政運営についての所信を述べさせていただきます。

第18回統一地方選挙の後半戦に当たる4月26日の選挙は、当町では16年ぶりとなる町長選挙及び町議会議員選挙のダブル選挙でございました。総務省によりますと、町村長選は全体の43.4%に当たる53町村が無投票となり、また町村議選は89町村の930人、総定数に占める割合で21.8%が無投票で当選したとのことでございます。全国的に候補者が定数を上回らず無投票となる自治体が多くなっている状況から、住民の代表を投票で選ぶ機会が失われる事態を懸念する報道が多くなっております。

一方で、行政への関心そのものが低くなっていることに加え、出馬のためには現在の職を辞する必要がある場合や、議員報酬だけでは生計維持が困難なことなど、出馬を阻害する要因も指摘されており、幅広い人材の参入を可能にする環境整備も求められております。

このような情勢の中、当町におきましては、首長及び議会議員ともに定員を上回る立候補者があり、大変喜ばしく感じた次第でございますが、町民の皆様へ行政に対する関心を高めさせていただくためには、首長と議会の活動が町民の皆様へ認知されることが重要であると考えております。

「役場はサービス業である」が私の持論でございますので、町民の皆様へ目線に立ち、町民の皆様への都合に合わせた行政サービスの提供に心がけ、引き続き町民の皆様へ信頼され、喜ばれる役場づくりに徹してまいります。

議員各位におかれましては、昨年度制定されました吉田町議会基本条例前文に定める「常に町民福祉の向上と町の発展を第一義とした最良の意思決定」を行うため、町民の皆様への情報提供及び町民の皆様との意見交換を活発に行い、その前提に立って議員相互の徹底した議論を十分に尽くしていただきますよう期待しております。

それでは、今回町長選挙に臨むに当たり、四つの柱から成るマニフェストを選挙公報でお

示しておりますので、このマニフェストに沿いまして、本年度の事業を中心に、今後の町政運営につつまして御説明申し上げます。

町民の皆様にお約束いたしました四つの柱の一つ目は、町が強力に進めております「津波防災まちづくり」でございます。

初めに、海岸における「津波防災まちづくり」についてでございますが、L2クラスの津波被害に備えるための防災対策につつましては、新たなにぎわいづくりとの両立を目指し、間もなくまとまる予定であります国主催の駿河海岸整備検討会の検討結果に沿って、国・県と協力して海浜回廊を整備してまいります。

吉田漁港及びその周辺における津波被害を軽減させる対策としましては、既存の漁港施設である防波堤などと海岸保全施設である胸壁との多重防御により、津波から水産関連施設や漁港背後地の財産・生産活動を守るための整備を進めてまいります。具体的には、漁港内の静穏度を高めるために設置されている東防波堤、西防波堤及び内防波堤の三つの防波堤を粘り強い構造に強化するとともに、漁港東側の国有地に防潮堤の役割も担う水産振興を図るための多目的広場を整備してまいります。

防波堤につつましては、本年度に津波シミュレーションと津波安定照査を実施し、来年度以降には粘り強い構造にするための設計業務や工事に着手していく計画であり、海浜回廊の一部となる多目的広場につつましては、本年度、測量、地質調査及び設計業務を行い、来年度からは工事に着手し、早期完成を目指してまいります。

また、県の管理する二級河川坂口谷川への水門設置につつましては、現在、当町と牧之原市とで坂口谷川水門建設促進期成同盟会を組織し、水門建設及び堤防整備の促進を図ることを目的として活動しておりますので、今後一層、静岡県に対する水門の設置要望を強めてまいります。

当町の津波防災まちづくりの一丁目一番地ともいふべき財産・生産活動を守る対策は、吉田漁港を含む海岸線における備えの充実でございますので、地域住民の皆様の安全・安心を確保できるよう一日でも早い完成を目指して取り組んでまいります。

次に、都市防災総合推進事業に関連する富士見幹線及び住吉幹線の整備についてでございます。

富士見幹線につつましては、主要地方道島田吉田線バイパスとの交差点付近及び大幡川幹線との交差点付近の道路改良工事及び仕上げの舗装工事を行いまして、本年度末には主要地方道島田吉田線バイパスから大幡川幹線までの区間を完成させる予定であり、隣接する防災公園につつましても、本年度末の完成を目指して引き続き工事を進めてまいります。

また、住吉幹線につつましては、地権者の皆様に御理解をいただくことができましたことから、全線開通に向け、本年度末までに工事を完了させるよう努めてまいります。

そのほか、避難路として整備を進めております町道西の坪大浜1号線、下片岡16号線及び青柳田中1号線につつましても、昨年度、地権者の皆様に御理解いただきましたことから、本年度末までに事業を完了させる予定でございます。

続きまして、四つの柱の二つ目の「賑わいづくり」につつまして御説明申し上げます。

津波防災まちづくりとあわせて整備する多目的広場につつましては、シーガーデンシティ構想の核の一つである海浜回廊の一部となる施設であり、防災機能を有するだけでなく、漁港の特性を生かし、町の特産品であるシラスなどを活用した事業を展開することで継続的

な水産業の振興を図ってまいりたいと考えております。

海浜回廊につきましては、初めに、吉田公園からこの多目的広場までの間について整備を進めてまいります。この場所の特性としましては、駿河湾や富士山、伊豆半島などの自然景観が一望できるだけでなく、静岡空港に着陸する飛行機の迫力ある音と姿を間近で体験できることでもあります。また、この場所への重要なアクセス道路となる東名川尻幹線につきましては、本年度末までに全区間の整備を完了する予定でございます。東名川尻幹線の全線開通により、富士山静岡空港や東名吉田インターチェンジと海岸部との距離が縮まることから、この海浜回廊は新たなにぎわいの場の創出には最適な場所であると確信をしておりますので、より多くの人を当町に呼び込むことができるよう産業界とも連携し、事業を展開してまいります。

続きまして、四つの柱の三つ目の「福祉社会の建設」でございますが、この「福祉社会の建設」につきましては、さらに「生みやすく、育てやすい環境の整備」、「健康を維持しやすく、社会に参加しやすい環境の整備」及び「悩みを打ち明けやすく、手を差し伸べやすい環境の整備」の三つのテーマに分けておりますので、初めに、「生みやすく、育てやすい環境の整備」につきまして御説明申し上げます。

子供を産みやすく、育てやすい環境の整備につきましては、特に妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行うため、母子保健サービスの充実を図ってまいります。既に4月から、新規事業としまして7カ月児健康相談と助産師による妊婦・産婦健康相談を開始いたしました。月1回実施する7カ月児健康相談では、お子様の成長、発達状況に合った保健指導、健康相談はもとより、予防接種の進め方や離乳食の進め方、図書館司書によるブックスタートも取り入れ、育児に対する不安や心配が大きいこの時期の支援をきめ細かく行い、安心して育児ができるようサポートしてまいります。助産師による妊婦・産婦健康相談につきましては、妊娠、出産に対しより専門性の高い助産師が対応することにより、必要な支援を切れ目なく行っていける体制を整備してまいります。

また、お子様だけではなく、出産後2カ月から4カ月までの間の母親の心身を癒やし、よりよい育児ができるよう、専門職による母親支援のための教室を新たに実施してまいります。産後の心と体、生活環境が大きく変化し、母親に大きな負担がかかるこの時期に、とうとう仕事である育児に日々取り組んでいる母親がより生き生きと健康でいられるよう支援してまいります。

そのほか、特定不妊治療費助成事業につきましては、これまでの助成実績を分析し、本年度から助成の上限を1回につき15万円から30万円まで引き上げており、この引き上げた助成額の範囲内で男性不妊治療に関しましても助成対象としております。

さらに、子育て支援の拠点の一つとなる保健センターにつきましても、お子様連れの母親が来所しやすいよう、また、落ちついた環境で相談することができるよう、母子保健室の設置及びトイレの改修等の事業を進めているところでございますが、母子保健サービスの充実のため、さまざまな形で妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を実施してまいります。

次に、子ども・子育て支援事業についてでございます。

近年の子育てにおきましては、子育て世帯の核家族化に加え、女性の就労拡大等社会参加が増大する中、児童が家庭で保護者と接する時間も限られ、家庭教育の機会が減少することが考えられます。このように家庭環境が変化する中、保育園における保育事業及び放課後児

童クラブの学童保育事業は、就労と育児の両立を支援する機能として保護者の期待も大きいものと考えておりますので、新たに保育園における幼児期教育を施すことで、保育園を育児と教育の二つの機能をあわせ持つ特色ある子育て支援施設として充実を図ってまいります。現在、保育士による教育カリキュラムを策定中であり、今後計画的に実施していく予定でございます。

また、核家族化、地域コミュニティの希薄化等により子育てに悩みや不安感を抱く方のために、昨年度から子育て相談員を置くようにいたしました。本年度からは、より利用しやすい環境づくりのため相談場所を役場から地域子育て支援センターに移しており、土曜日及び日曜日にも地域子育て支援センターを開所して保護者の多様な就労状況にも対応できるように努めております。

昨年完成しましたすみれ保育園におきましては、就労状況が一定でない保護者の方やリフレッシュが必要な保護者の方などを対象とした幼児の一時預かり事業を実施しておりますが、昨年度の1年間で延べ1,423人、平均しますと1日当たり6人の利用がございました。この実績から、就労状況が一定でない保護者の方などのニーズに少なからず応えることができたものと受けとめておりますが、さらに、本年度からは、急な用事により1時間ないし2時間程度の利用を必要とされる方に対し、すみれ保育園に併設する地域子育て支援センターにおきまして緊急一時預かりを開始いたしました。また、これらの一時預かりが就学前の幼児を対象にしているものであることから、小学生の緊急的な預かりニーズに対しましては、中央第2放課後児童クラブにおきまして一時的な受け入れを行うようにいたしました。今後は、乳幼児や小学生等の児童を有し、地域において児童の預かり援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行うファミリーサポートセンターの早期の立ち上げを目指してまいります。

次に、「健康を維持しやすく、社会に参加しやすい環境の整備」についてでございますが、いつまでも生き生きと健康で生活していくためには、中高年期から生活習慣が重要となります。また、認知症を予防するためには、高血圧、糖尿病といった生活習慣病を予防することや生活習慣病を適切に治療することが必要であることもわかってまいりました。そこで、これまで進めてまいりました健康づくり事業、若返り貯筋塾の内容を見直し、本年度は若い世代のうちから生活習慣を改善し、生活習慣病を予防するとともに、脳を活発に使う生活を心がけることが認知症予防につながることを学習できる事業内容にしていきたいと考えております。

6月からは、運動を継続して行いながら脳を使う生活習慣を身につけることを目的にストックウォーキング教室を開始いたしますが、ストックウォーキングを通じての運動の実践に加え健康講話を行い、今後のよりよい生活習慣を獲得できるきっかけづくりをしていただきたいと思いますと考えております。さまざまな健康づくり事業や広報等を通じ、介護予防は生活習慣病予防からスタートしているということを積極的に普及、啓発し、健康寿命の延伸を目指してまいります。

また、生涯学習につきましては、より多くの町民の皆様がいつでも学習できる環境が整っていることが重要であることから、本年2月に耐震補強が完了した吉田町中央公民館における講座等の充実にも努めてまいります。その一環としまして、生涯にわたる学習をより一層推進するため、高齢者を対象とした寿大学を2年制とし、多様なカリキュラムを備えた学習機

会の拡大を図ってまいります。高齢者の居場所づくりや生きがいづくりを行い、充実した生活を送ることができる環境を整備するだけでなく、地域活動を担う人材を養成し、地域の教育力向上につなげたいと考えております。教育委員会が推進している、地域ぐるみで子供を育む地域教育推進事業とコラボレートし、寿大学卒業生が各地域で活躍していただくことが可能となれば、さらなる町の教育力の向上が図られるものと期待をしております。

そのほか、本年4月に開設しました高齢者人材活用センターでは、生涯現役人材バンク事業、いきいきボランティア倶楽部を6月から開始するため、現在、整備を進めております。いきいきボランティア倶楽部は、高齢者の皆様が長年培ってきた豊富な知識や経験、技能を地域の貴重な財産としてバンクに登録していただき、そのお力を必要としている町民や地域団体とを結びつけ、そこで高齢者の皆様がボランティアとして地域で活躍していただく事業でございます。いきいきボランティア倶楽部には、介護予防教室などの講師、野菜づくりや庭園づくりなどの指導、コーラス、詩吟、着つけなどの指導、傾聴ボランティアなど幅広い分野でボランティアとして活動していただき、高齢者の皆様が生きがいを持って地域社会に参加することができるよう新たな基盤を創出してまいります。

次に、「悩みを打ち明けやすく、手を差し伸べやすい環境の整備」についてでございます。

本年4月1日現在における当町の高齢化率は22.72%であり、右肩上がりに上昇しております。今後もひとり暮らし高齢者が増加していくことが見込まれる中、高齢者の皆様が気軽に集い、昼食を食べたり、お茶やコーヒーを飲みながら有意義に語れるような空間を創出するため、空き家等を有効活用し、高齢者の居場所づくりと日中独居対策としての見守りを兼ねた高齢者いきいきカフェを開設してまいりたいと考えております。

また、人とのつながりが希薄化している現代社会においては、ひとり暮らし高齢者を初めとして、身近に話を聞いてくれる人がいないなどの理由により、生活上の悩みや不安、寂しさを抱えている方が増加しており、人の思いや気持ちに耳を傾け、共感する傾聴ボランティアの需要が年々高まっております。高齢者の皆様が悩みを打ち明けやすく、手を差し伸べやすい環境の整備を図るためにも、既存の傾聴ボランティア派遣に加え、いきいきボランティア倶楽部からも傾聴ボランティアの派遣を行い、高齢者のニーズを丁寧に聞かせていただくことで、必要な福祉サービスにつなげられるような仕組みを構築してまいりたいと考えております。

最後に、四つの柱の四つ目の「教育環境の整備」につきまして御説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、平成27年4月1日から施行されました。この改正では、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、首長の教育行政への関与が認められるようになり、全ての地方公共団体に総合教育会議が設けられたほか、首長には教育の大綱策定が義務づけられましたが、この新体制のもと、地域教育の課題やあるべき姿を教育委員会と共有し、教育行政の推進を図ってまいります。

初めに、小・中学校の一貫教育についてでございますが、当町は3小学校に対し中学校は1校だけであり、3小学校のほとんどの児童が吉田中学校に入学するという実態がございます。このことは、9年間を見越した教育の実施をしやすい利点となりますので、こうした地域の実情を考えますと、この4校の連携により、効率的、効果的な施策が打ち出せると考えております。加えて、保育園や幼稚園における教育が充実し、さらに保育園、幼稚園と小・中学校とが連携し、子育てと教育の融合をさせることができれば、相乗効果が生まれ、この町の

未来を託す子供たちを豊かに育む体制がより強化されるものと考えております。

さらに、子供たちがより学習に専念できるようにするためには、教育環境の充実を図る必要がございますので、エアコンの設置など教育施設の整備を計画的に実行し、子供たちが学習しやすく、一人一人の個性を伸ばせるような教育環境を提供してまいります。充実した教育環境を提供していくことにより、この町に住みたい、この町の教育を受けさせたいと思う方が増えるよう、総合教育会議の場において教育委員会と協議・調整を行い、教育施策の方向性を共有し、この町の未来につながる教育施策の方向性を定めてまいりたいと考えております。

以上、新たに4年の任期を迎え、選挙公報でお示ししました四つの柱から成るマニフェストにつきまして、本年度の事業を中心に今後の町政運営に対する私の考えを述べさせていただきました。

私は、平成15年4月に当選したときから「町長は無色、公共事業は透明でわかりやすく、町民と役場は風通しが良く、弱者に対しては日当たりの良い町政」をスローガンとしておりますが、この4年間にきましても引き続きこのスローガンに沿い、お示ししたマニフェストの実現に向け、全力で町政運営に努めてまいります。議員各位におかれましても、高邁な見識のもと、「豊かで勢いのあるまち」に「心を魅了する要素」を加えた新たな吉田町の実現のため、御理解、御協力賜りますようお願い申し上げ、所信表明といたします。

○議長（大塚邦子君） ありがとうございます。

◎議案第39号～議案第45号の一括上程、説明

○議長（大塚邦子君） 続いて、会議規則第35条の規定により、日程第4、第39号議案から日程第10、第45号議案までの7議案を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成27年第2回吉田町議会定例会に上程をいたします議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、条例の廃止について1件、条例の一部改正について2件、条例の制定について2件、規約の変更について1件、人事案件について1件の合計7件でございます。

それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第39号議案は、吉田町保育所における保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定についてでございます。

本議案は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）が平成27年4月1日に施行されたことに伴いまして、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部が改正をされ、これまで保育の実施につきましては市町村が条例で定めることとなっておりますが、今回の法改正により条例で定める必要がなくな

ったことが本条例を廃止しようとする内容の条例を制定することにつきまして、お認めいただくとするものでございます。

第40号議案は、吉田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）による介護保険法（平成9年法律第123号）の改正により、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成27年政令第211号）が平成27年4月10日に公布、施行されたことに伴いまして、同年4月から低所得者の保険料軽減強化を図ることにつきまして条例を定める必要が生じたことから、法改正の趣旨に沿いまして当町における介護保険料率を改正する内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第41号議案は、吉田町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）が平成27年10月1日に施行されることに伴いまして、特定警察職員等の定義を定める地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）が附則第18条の2第1項第1号の規定が削除され、同様の内容が厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第7条の3第1項第4号に新たに規定されることから、本条例の関係箇所につきまして所要の改正を行おうとする内容の条例を制定することにつきまして、お認めいただくとするものでございます。

第42号議案は、吉田町総合計画の策定に関する条例の制定についてでございます。

本議案は、地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）が平成23年5月2日に公布されたことに伴いまして、これまで市町村に義務づけられておりました議会の議決を経た上でその地域における総合かつ計画的な行政運営を図るための基本構想を策定することが廃止されましたことから、今後におきまして本町の行政が計画的に運営できるようにするため、総合計画の効力ある内容の条例を新たに制定することにつきまして、お認めいただくとするものでございます。

第43号議案は、吉田町総合計画等審議会条例の制定についてでございます。

本議案は、本町の総合計画及び国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく国土の利用に関する計画、そのほか重要な施策に関する計画等に関し必要な調査及び審議を行うことにつきまして、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき審議会等を設置する内容の条例を新たに制定することにつきまして、お認めいただくとするものでございます。

また、本条例の制定に当たり、所掌事務が重複する吉田町開発審議会条例を廃止すること、また、当該条例の廃止に伴いまして、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に記載されております委員を改めることにつきまして、あわせてお認めいただくとするものでございます。

第44号議案は、静岡県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約についてでございます。

本議案は、伊豆市及び伊豆の国市で構成する伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合が新たに静岡県市町総合事務組合に加入することに伴いまして、本組合同規約の所要の変更を行おうとするものでございます。

第45号議案は、吉田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

本議案は、現在、吉田町固定資産評価審査委員会委員であります吉田町川尻の村松晴雄さんが本年6月30日をもって任期満了となりますことから、引き続き、吉田町川尻1546番地、村松晴雄さんを吉田町固定資産評価審査委員会委員に選任することにつきまして、御同意をお願いするものでございます。

以上が上程をいたします7議案の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

それでは、御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当課長から詳細なる説明をお願いします。

初めに、総務課長、谷澤智秀君。

〔総務課長 谷澤智秀君登壇〕

○総務課長（谷澤智秀君） 総務課でございます。

第41号議案、第44号議案、第45号議案の計3議案につきまして御説明申し上げます。

初めに、第41号議案 吉田町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定についての内容につきまして御説明申し上げます。

議案書の5ページ、6ページ及び参考資料ナンバー2をごらんをいただきたいと思います。

本議案は、被用者年金制度と一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）が本年10月1日に施行されることに伴いまして、特定警察職員等の定義を定めます地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第18条の2第1項第1号の規定が削除され、同様の内容が厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第7条の3第1項第4号に新たに規定されることから、吉田町職員の再任用に関する条例の関係箇所につきまして、所要の改正を行おうとする内容の条例制定でございます。

改正の内容でございますが、本条例の附則10、特定警察職員等の定義を定める地方公務員等共済組合法附則第18条の2第1項第1号を厚生年金保険法附則第7条の3第1項第4号に改めるものでございます。

施行期日につきましては、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が本年10月1日に施行されますことから、同日の平成27年10月1日からとしているものでございます。

以上が、第41号議案 吉田町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定についての概要でございます。

続きまして、第44号議案 静岡県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約についてでございます。

議案書の13ページ、14ページ及び参考資料ナンバー4をごらんをいただきたいと思います。

本議案は、静岡県市町総合事務組合組合長から本年4月23日付静総第11号による規約変更に係る協議依頼があり、本年6月30日に協議書を提出するよう依頼がありましたので、地方自治法第290条の規定によりまして、今回規約変更に係る議案を上程させていただいているものでございます。

今回の規約変更の内容でございますが、伊豆市及び伊豆の国市で構成します伊豆市伊豆の

国市廃棄物処理施設組合が新たに静岡州市町総合事務組合に加入することに伴いまして、静岡州市町総合事務組合規約の変更をしようとするものでございます。

改正の内容でございますが、静岡州市町総合事務組合規約の別表第1及び第2中に伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合を加えるものでございます。

以上が第44号議案 静岡州市町総合事務組合規約の一部を変更する規約についての概要でございます。

続きまして、第45号議案 吉田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

議案書の15ページをごらんをいただきたいと存じます。

本議案は、現在、吉田町固定資産評価審査委員会委員であります吉田町川尻の村松晴雄さんが本年6月30日をもって任期満了になりますことから、村松さんの再任につきまして議会の御同意をお願いするものでございます。

村松さんは、固定資産評価審査委員会委員としてふさわしい見識をお持ちで、また、地域住民からの信望も非常に厚く、引き続き同委員に就任をしていただきたいので、地方税法第423条第3項の規定に基づきまして議会の御同意をお願いするものでございます。

選任者の住所につきましては、吉田町川尻1546番地、氏名は村松晴雄、生年月日、昭和17年1月25日。現在、73歳でございます。

なお、村松氏は現在、固定資産評価審査委員会委員として平成12年7月1日から5期在職していただいております、他にかえがたい御経験と知識を有している方でございます。また、今回の村松さんの選任に当たりましては、地元川尻区からも御推薦をいただいているものでございます。

以上が第45号議案 吉田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについての概要でございます。

以上が総務課からの3議案につきましての御説明でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

〔総務グループ参事兼企画課長 塚本昭二君登壇〕

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 企画課でございます。

それでは、企画課が担当しております第42号議案、それと第43号議案の2議案につきまして御説明を申し上げます。

初めに、第42号議案 吉田町総合計画の策定に関する条例の制定についての内容から御説明をいたします。

議案書の7ページから9ページをごらんいただきたいと存じます。

本議案は、これまで地方自治法の規定を根拠として義務的に策定しておりました基本構想につきまして、平成23年法律第35号をもって地方自治法からこの根拠規定部分が削られましたことにより、基本構想策定の根拠を失うとともに義務づけもなくなりましたことから、当町における今後の基本構想等に関する取り扱いについて規定するために制定しようとするものでございます。

これまで当町の行政運営は、基本構想並びに基本構想に基づく基本計画及び実施計画を総合計画とし、それらの計画に沿って施策を展開するスタイルをとってまいりました。さらに、

現計画の第4次総合計画の計画期間の中では、従来のスタイルに加えまして、実施計画の事務事業を評価単位とする吉田町まちづくりステップアップ行政評価システムを構築いたしまして、総合計画と行政評価と予算編成とを相互に関連づける当町独自の行政運営システムを取り入れました。

このため、当町では総合計画の策定というのは、透明で計画性のある行政運営に資するためだけではなくて、必要欠くべからざるものとなっておりますので、今後とも基本構想、基本計画及び実施計画から成る総合計画を策定することを常態化させることといたしまして、それが必ず達成されるようにするために吉田町総合計画の策定に関する条例を制定しようとするものでございます。

それでは、条例の内容を御説明を申し上げますが、8ページと9ページをごらんいただきたいと思っております。

まず、条例の題名でございますが、条例制定の趣旨を容易に類推できるようにするために、吉田町総合計画の策定に関する条例という名称としております。

次に、第1条でございますが、総合計画の意義を規定するとともに、この条例の制定の趣旨を規定した条文となっております。

第2条でございますが、この条例にかかわる必要な用語の意味を定義づける規定となっておりますが、この中では第1号で基本構想、第2号で基本計画、第3号で実施計画という総合計画の構成要素につきましてそれぞれの意味を定義しております。

第3条でございますが、総合計画の策定とそれに即した町政運営を町長に義務づけるという規定となっております。

第4条につきましては、総合計画の構成と計画期間と策定期間について規定をしております。その第1項では、当町の総合計画は基本構想、基本計画及び実施計画から構成されるものであることを明らかにしております。第2項では、基本構想につきまして、計画期間を8年といたしまして、8年ごとに策定することを規定しております。第3項では、基本計画につきまして、計画期間と4年ごとの策定期間を規定しております。また、第4項では、実施計画につきまして、計画期間を3年といたしまして毎年度策定するというように規定しております。

次に、第5条でございますが、基本構想または基本計画を策定または変更する場合の手続について規定をしております。策定または変更する場合には、吉田町総合計画等審議会に諮問するというように規定をしております。

第6条につきましては、基本構想の策定または変更は議決事件といたしまして、議会の議決を得ることを義務づける規定となっております。

第7条でございますが、総合計画と個別の施策に関する計画の関係を規定したものでございまして、総合計画は他の計画の指針となるものであることをあらわした条文となっております。

第8条につきましては、この条例に定めのない事項を定める必要が生じた場合の手続でございまして、町長が別に定めるという規定となっております。

附則につきましては、施行日を公布の日とする施行期日を定めるための1項目を規定しております。

以上が第42号議案 吉田町総合計画の策定に関する条例の制定についての概要でございます。

す。

続きまして、第43号議案 吉田町総合計画等審議会条例の制定についての内容を御説明させていただきます。

資料の10ページから12ページをごらんいただきたいと思います。

本議案につきましては、現在の第4次吉田町総合計画の計画期間を満了した後も総合計画を定め続けることを前提に、総合計画及び国土利用計画のほか、重要な施策に関する計画策定にかかわる附属機関として吉田町総合計画等審議会を置くための条例を設定しようとするものでございます。

それでは、条例の内容を御説明申し上げますが、11ページをごらんいただきたいと思います。

条例の題名でございますが、審議会の所掌事務の概要的なものを表記することによって審議会設置の目的を類推できるように、吉田町総合計画等審議会条例としております。

第1条でございますが、吉田町総合計画等審議会という附属機関を設置することを規定しております。

第2条につきましては、審議会の所掌事務を規定しており、その具体的な所掌事務につきましては、第1号から第3号までに掲げる計画等の調査及び審議となっております。審議会が調査及び審議する計画等は、町の総合計画、国土利用計画及び重要な施策に関する計画等と規定しております。

第3条には、審議会の組織構成を規定しております。その1項では、委員の数を20人以内と定め、第2項で、町長が委員として委嘱する対象につきまして、具体的に第1号から第4号まで規定をしております。

また、第4条第1項につきましては、第2条第3号に掲げる重要な施策に関する計画等に係る調査及び審議の場合に限りまして、必要に応じて通常の委員のほか特別委員を加えることができる旨を規定したものでございます。また、第4条第2項では、特別委員の委嘱の方法について規定をしております。

第5条は、委員の任期を規定しております。その1項では、委員または特別委員の任期につきましては2年と規定するとともに、補欠委員の任期を規定しております。第2項につきましては、委員等が委嘱要件を欠くに至った場合の取り扱いを規定しております。第3項には、委員等の再任は妨げないことを規定しております。

第6条につきましては、会長及び副会長に関する規定となっております。第1項には、審議会に会長及び副会長を置くことと選任の方法を規定いたしまして、第2項には、会長の職務と位置づけを規定しております。12ページに第6条第3項でございますが、第3項には副会長の職務と位置づけを規定させていただいております。

第7条でございますが、審議会の会議運営について規定しております。その第1項には、会議の招集者と議長について、第2項には、会議の定足数について、第3項には、議決の方法をそれぞれ規定しております。

第8条でございますが、審議会は必要に応じて委員等以外の者に説明を求めることができることを規定しております。

第9条につきましては、審議会の庶務は企画課で処理することを規定しております。

第10条は、この条例に定めのない事項を定める必要が生じた場合の手続でございますが、

町長が定めるという規定となっております。

附則につきましては、4項からの構成となっております、第1項では、この条例の施行日を公布の日と規定する内容となっております。

附則第2項でございますが、審議会の最初の会議の招集者を定める規定でございます、経過的に町長が行うということの規定させていただいております。

附則第3項でございますが、この条例の制定によって、これまで総合計画等にかかわる調査や審議を所管していた吉田町開発審議会を置く必要がなくなりますことから、吉田町開発審議会設置の根拠条例を廃止することを規定したものでございます。

附則第4項につきましては、本議案の参考資料となっております、参考資料ナンバー3の2ページ目をごらんいただきながら条文をごらんいただきたいと存じますが、附則第4項につきましては、吉田町開発審議会条例を廃止して、吉田町総合計画等審議会条例を制定することによりまして、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の別表第1に掲げられている特別職の職員のうち、開発審議会の委員を総合計画等審議会の委員に改める必要がありますことから、その改正を行うための改正文を規定したものでございます。

以上が第43号議案 吉田町総合計画等審議会条例の制定についての内容でございます。

御説明申し上げました2議案につきまして、御審議をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、社会福祉課長、内田宏一君。

〔社会福祉課長 内田宏一君登壇〕

○社会福祉課長（内田宏一君） 社会福祉課でございます。

第39号議案 吉田町保育所における保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について、その内容について御説明申し上げます。

議案書の1ページ、2ページをごらんください。

本議案は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行に伴って児童福祉法が改正され、これまで保育については、市町村が条例で定める事由により、保育に欠ける児童について実施することとなっておりますものを、改正後の児童福祉法及び子ども・子育て支援法の規定により内閣府令に定める事由により実施することとなって、法律に根拠を持つように改められ、子ども・子育て支援法の施行の日、つまり本年4月1日から施行されたことから、これに伴って本条例を廃止しようとするものであります。

なお、内閣府令が定めております事由については、今回廃止しようとした条例の内容に加えて、新しく求職中であることや職業訓練を受けていることなども盛り込まれておりまして、保護者の方にとってこれまで以上に利用しやすい基準が担保されております。また、廃止する条例の施行の日につきましては、附則において、これを公布の日からといたしました。

以上が第39号議案 吉田町保育所における保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定についての説明でございます。

御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、高齢者支援課長、久保田明美君。

〔高齢者支援課長 久保田明美君登壇〕

○高齢者支援課長（久保田明美君） 高齢者支援課でございます。

本定例会に上程をいたしました第40号議案 吉田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

議案書の3ページ、4ページと、あわせて参考資料ナンバー1をごらんください。

本議案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）による介護保険法（平成9年法律第123号）の改正により、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成27年政令第211号）が平成27年4月10日に公布及び施行され、これにより平成27年4月から公費を投入して低所得者の第1号被保険者の保険料軽減強化を行うこととされ、これに伴い、所得段階の第1段階にある第1号被保険者に対しまして保険料の基準額に乗じる率を0.5から0.45に引き下げ、低所得者への保険料軽減の強化を図ることとし、条例を改正する内容をお認めいただくとするものでございます。

改正内容につきましては、参考資料ナンバー1をごらんいただきたいと思います。

介護保険条例は、第2条第1項第1号に該当する方の保険料28,800円を平成27年度から平成29年度までの各年度の保険料率を25,920円に改定する条項を加え、附則において施行期日を定め、そして、第2項で改正後の保険料適用は平成27年度以降の保険料とすることを定めております。

以上、高齢者支援課から上程いたしました議案につきまして、御説明申し上げます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 以上で説明が終わりました。

◎報告第1号の報告

○議長（大塚邦子君） 日程第11、第1号報告 平成26年度吉田町繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告について報告を行います。

総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

〔総務グループ参事兼企画課長 塚本昭二君登壇〕

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 企画課でございます。

第1号報告 平成26年度吉田町繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告についてといたしまして、平成26年度一般会計の繰越明許費につきまして御報告を申し上げます。

議案つづりの16ページをごらんいただきたいと思います。

この報告につきましては、平成26年度吉田町一般会計補正予算（第5号）におきまして、地方自治法第213条第1項の規定によりまして平成27年度に繰り越して使用できる経費をお認めいただきましたものについて、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書を調製して御報告させていただくものでございます。

計算書の内容でございますが、提出議案の17ページをごらんいただきたいと思います。

平成26年度一般会計予算において繰越明許費を設定させていただいた事業につきましては、繰越計算書の表内にある11の事業でございます。

そのうち、2款1項の吉田町総合計画策定事業費から7款1項の商工業振興費までの事業につきましては、国の地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策にかかわる補正予算に呼応

して補正する費用を講じたものを平成27年度に繰り越して執行するものでございます。

それでは、それぞれの内容につきまして御説明を申し上げます。

まず、2款1項の吉田町総合計画策定事業費でございます。これは、総合計画策定にかかわる調査業務委託に、国の市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に関わる総合戦略策定基礎調査業務委託が加わったことによりまして、年度内に完成が見込めなくなりましたことから、943万3,800円を平成27年度に繰り越して実施しようとするものでございます。その財源につきましては、未収入特定財源として国庫支出金の地方創生先行型地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金599万円、それに一般財源344万3,800円でございます。

次に、2款1項の地域のにぎわい創生事業費でございますが、これは静岡空港及び東名吉田インターチェンジから人の流れを内陸フロンティア推進区域や沿岸部に誘導を図りながらにぎわいを創出する取り組みを進めようとする事業展開を行うため、国の補正予算を活用して事業実施いたしますことから、550万円を平成27年度に繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、未収入特定財源として国庫支出金の地方創生先行型地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金500万円、それに一般財源50万円でございます。

次に、4款1項の保健衛生管理費でございますが、これは母子保健サービス回数を評価し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行うために、保健センター内に母子保健室の機能を設置するためのもので、国の補正予算を活用して事業を実施することといたしますことから、1,599万4,000円を平成27年度に繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、未収入特定財源として国庫支出金の地方創生先行型地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金901万1,000円、それに加えて一般財源698万3,000円でございます。

次に、4款1項の母子保健衛生費でございますが、これは先ほど御説明いたしました保健衛生管理費と同じ目的となりますが、国の補正予算を活用して設置する母子保健室を運営するために67万円を平成27年度に繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、未収入特定財源として国庫支出金の地方創生先行型地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金67万でございます。

次に、7款1項商工業振興費でございますが、これは国の補正予算を活用して地域における消費喚起や消費喚起に直接効果を有する生活支援策として事業を実施することとしておりますプレミアム商品券発行事業にかかわる補助金3,300万円を平成27年度に繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、未収入特定財源として国庫支出金の地域消費喚起生活支援型地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金1,867万3,000円、それに加えて一般財源1,432万7,000円でございます。

次に、8款3項の大幡川改修事業費でございますが、これは平成26年度内に業務の完成が見込めなくなりました大幡川の河川改修に伴う測量業務委託の事業費1,500万円を、平成27年度に繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、未収入特定財源として国庫支出金の社会資本整備総合交付金事業費500万円、そして一般財源1,000万円でございます。

次に、8款4項の土地区画整理事業費でございますが、浜田土地区画整理事業地内の工事の一部で、地権者との調整のため平成26年度内で事業完了が見込めない部分が発生いたしましたことから、当初予算で措置した補助金のうち886万8,690円を平成27年度に繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、全て一般財源でございます。

次に、8款4項の都市防災総合推進事業住吉幹線整備事業費でございます。これは、地権者との用地交渉に日数を要しまして、平成26年度内で予算執行することができなくなりましたことから、当初予算で措置した公有財産購入費及び補償費1億2,300万円を平成27年度に繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、未収入特定財源として国庫支出金の都市防災総合推進事業補助金6,765万円、地方債4,980万円、そして一般財源555万円となっております。

次に、8款4項の都市防災総合推進事業富士見幹線整備事業費でございます。これは富士見幹線の早期完成を目指して事業を前倒して進めてまいりましたが、隣接する工事等との調整によりまして一部に年度内に完成が見込めない部分が発生いたしましたことから、1,184万400円を平成27年度に繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、未収入特定財源として国庫支出金の都市防災総合推進事業補助金576万円、町債430万円、そして一般財源178万400円でございます。

次に、8款4項の都市防災総合推進事業防災公園整備事業費でございますが、防災公園の早期完成を目指し事業を前倒して進めてまいりましたが、国庫補助金を最大限に活用して事業進捗を図ることといたしましたことから一部年度内完成までに見込めない部分が出まして、それに係る金9,000万円を平成27年度に繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、未収入特定財源として国庫支出金の都市防災総合推進事業補助金4,500万円、町債3,600万円、そして一般財源900万円でございます。

最後に、9款1項の消防施設整備事業費でございます。これは、年度内に完成を目指しておりました消防団第3分団詰所及び消防団第4分団詰所の整備事業につきまして、詰所完成後の周辺整備、事後調整等が必要となりましたことから周辺整備等に係る工事請負費1,330万9,640円を平成27年度に繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、全て一般財源となっております。

以上が平成26年度一般会計予算において、繰越明許費を設定させていただいた11事業の概要でございますが、これら11事業全体として翌年の繰越額につきましては、3億2,661万6,530円となるものでございます。

また、その財源内訳の法定額につきましては、未収入特定財源といたしまして国庫支出金が1億6,275万4,000円、地方債が9,010万円の合計2億5,285万4,000円となっております。そのほか、一般財源が7,376万2,530円となっております。

以上が第1号報告 平成26年度吉田町繰越明許費繰越計算書（一般会計）の内容でございます。

御報告を終わらせていただきます。

◎静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（大塚邦子君） 日程第12、静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。

静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員につきましては、広域連合規約第7条第2項第4号の規定により、町議会議員から4人を選出することとされております。

このたび、町議会議員から選出すべき議員のうち4人が欠員となり、その補充のため候補

者を募ったところ、5人となりましたので選挙が行われるものです。

この選挙は、広域連合規約第8条の規定により、全ての町議会の選挙における得票総数により当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行えません。

したがって、有効投票のうち、候補者の得票数までを報告することになりますので、あらかじめ御了承願います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（大塚邦子君） ただいまの出席議員数は13名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に5番、山内 均君、6番、三輪正邦君を指名します。

候補者の氏名は、お手元に配付のとおりであります。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は、候補者1名の氏名のみを記載する単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（大塚邦子君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱の点検を行います。立会人の確認をお願いします。

〔投票箱点検〕

○議長（大塚邦子君） 異状なしと認めます。

それでは、投票を行います。

1番議員から順番に投票願います。

〔投 票〕

○議長（大塚邦子君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

それでは、開票を行います。

立会人は、開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（大塚邦子君） 選挙の結果を御報告いたします。

投票総数13票、有効投票13票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち、土屋条太郎君ゼロ票、榊原淑友君ゼロ票、佐野俊光君ゼロ票、中田隆幸君12票、大庭桃子君1票、以上のとおりであります。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（大塚邦子君） ただいま実施いたしました静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選

挙の結果につきましては、選挙長宛てに報告いたします。

◎散会の宣告

○議長（大塚邦子君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。御協力いただきありがとうございました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午前10時25分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（大塚邦子君） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会第10日目でございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（大塚邦子君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（大塚邦子君） 日程第1、一般質問を行います。

会議規則第58条第1項及び第2項の規定により、定めた期日までに通告を受け、質問を許可しております。また、同条第3項の規定により、質問の順序は通告順といたします。

1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内です。関連質問はありません。

それでは、順番に発言を許します。

◇ 大 石 巖 君

○議長（大塚邦子君） 2番、大石 巖君。

〔2番 大石 巖君登壇〕

○2番（大石 巖君） 2番、大石でございます。

私は、通告いたしました介護保険制度の改定に伴う吉田町の改定について質問をしたいと思っております。

昨年の6月に、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律、略しまして医療介護総合確保推進法というものが成立をいたしました。この法律の背景には、平成24年に野田内閣のもとで急速な少子高齢化、生産人口の減少などに伴う社会保障費用の増大に対応するためということで、安定した財源の確保と、受益と負担の均衡がとれた社会保障制度の確立を目指すということで、いわゆる当時の社会保障と税の一体改革ということで、民主党、自民党、公明党の3党合意がもとになっているわけです。現在のアベノミクスによる3本の矢、経済成長政策がこれに引き継がれていると思われま

す。呼応しまして、消費税の8%の増税、さらに10%へと大幅な国民負担が求められる一方、医療、介護を一体的に扱って、医療提供体制の見直しと介護保険制度の見直しがワンセットの課題ということで進められております。

平成25年の社会保障制度推進国民会議の報告では、介護保険給付と地域支援事業のあり方を見直すとして、介護保険制度の拡充ではなくて、給付を削減しながら、それらを住民も担い手となる地域ごとの支援事業に置きかえていく、いわば地域支え合い、互助の仕組みということに再構築をするというふうな内容になっています。

冒頭、お話をしました医療介護総合確保推進法には、地域包括ケアシステムの構築として、要支援1・2という認定を受けた方々の訪問介護や通所介護サービスを地域支援事業に移行するという、それから、特別養護老人ホームへの入所は原則要介護3以上の方に制限をされる、さらに、一定以上の所得のある利用者の自己負担を2割に引き上げるということが定められております。

町民の皆さんから、介護サービスが低下するのではないか、あるいは在宅の方向が強まるのではないか、あるいは働きながら介護するのは非常に大変だと、そして、もっと身近なところに施設をつくってほしいという意見などたくさん寄せられています。私は、介護保険制度、サービスの充実を求めて、以下について質問をいたします。

1、地域支援事業への移行は、平成29年度までに全ての市町村が実施することというふうになっております。当町の移行へのスケジュールを伺いたいと思います。

2、地域支援事業移行によりまして、利用者の負担増やサービスの低下を招かないかどうか伺いたいと思います。

3、特別養護老人ホームや通所施設などの拡充計画について伺いたいと思います。

4、65歳以上、第1被保険者の保険料が今年度から3年間、見直しによりまして吉田町は第5段階、基準額で月額4,800円となりました。350円、7.9%のアップということになりました。低所得者に対する減免対策について伺います。

よろしく申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 大石議員、続けて次の質問に入ってください。

○2番（大石 巖君） 続きまして、中学校の教科書の採択について質問をいたします。

第2次世界大戦の終結から70年ということしは、日本と世界の平和を考える上で重要な節目となる年です。日本は改めてさきの大戦で犯した過ちを反省し、現憲法、平和憲法のもとでアジアを初めとした世界平和の実現のために努力することが求められております。日本は第2次世界大戦で近隣のアジア諸国を侵略し、2,000万人以上もの人々の命を奪い、310万人に及ぶ日本国民が犠牲となっております。

この痛切な反省の上に立って平和憲法がつくられ、このもとで二度と戦争はしないという決意を内外に示すことによって、国際社会からの信頼を回復することができたと思われれます。また、他国への侵略、植民地支配という歴史を持つ国として、過去の過ちに対する反省と無意味な戦争は二度と繰り返さないという教訓を子供たち、孫の世代へ引き継ぐことが私たちの責務でもあります。

ことは、4年ごとに行われる中学校の教科書採択の年に当たります。私は、歴史や公民の教科書で、日本の戦争責任を矮小化する内容が記述された教科書の採択を増やそうとする動きがあると考えております。以下、4点について質問をいたします。

1、中学校教科書採択のシステムとスケジュールを伺います。

2、教科書採択の過程では、公正な選択を原則とし、現場の先生方の声が反映される仕組みとなっているかどうか。また、自治体首長等からの恣意的な干渉、介入はないか伺いたい

と思います。

3、新しい歴史教科書をつくる会が編集した出版社の教科書についての認識について伺いたいと思います。

4、戦後70年という重要な年に、学校教育の中で戦争と平和をどう伝えていくか教育長の見解を伺います。

よろしく願いいたします。

○議長（大塚邦子君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 介護保険制度の改定に伴う対応についての御質問のうち、1点目の地域支援事業への移行は平成29年度までに全ての市町村が実施することになっているが、移行へのスケジュールを問うについてお答えします。

平成12年4月にスタートしました介護保険制度は、高齢化が進み、要介護認定者が増えていく中で、国は介護給付費が右肩上がりに膨れ上がっていく状況になったことを懸念し、制度の改正に改正を重ね、今日に至っております。地域支援事業は、要支援、要介護状態になることを予防するため、また、地域において可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、平成18年度に創設された制度でございます。現在の地域支援事業は、大きく分けて介護予防事業、包括的支援事業、任意事業の3つの事業に分かれております。

まず初めに、介護予防事業でございますが、これは65歳以上の高齢者に対して、要介護状態となることを予防するために運動器の機能向上教室や、栄養改善教室、口腔機能の向上教室、認知症予防教室などを実施する事業でございます。現在、当町が実施しております介護予防事業でございますが、パワーリハビリ教室を初めとする運動器の機能向上事業につきましては、社会福祉協議会及び榛南吉田病院、老人保健施設のコミュニティーケア吉田へ事業を委託しております。

支援や介護を必要としない元気な高齢者の方々の施策であります、いわゆる1次予防事業でございますが、認知症予防事業として実施しておりますはつらつ講座につきましては、社会福祉協議会へ委託し、町内の7つの集会所などで毎月1回実施しております。参加人数も年々増加しており、参加者から好評を博しております。また、北区いきいきセンターで実施しております単体操教室につきましては、榛南農業協同組合へ委託し、毎週月曜日から水曜日に実施しております。平成25年度から新たにスタートしました骨骨貯筋体操につきましても、大変多くの方から応募いただき、人気のある教室となっております。

介護予防事業の総事業費でございますが、平成26年度の実績は1,831万5,000円でございます。地域支援事業は、介護保険事業特別会計の中で行うものでございまして、地域支援事業交付金の財源は、国、県、町、第1号被保険者保険料、第2号被保険者保険料から構成されております。

次に、包括的支援事業でございますが、これは65歳以上の総合相談窓口である地域包括支援センターの事業全般に係るもので、社会福祉協議会へ委託し、平成27年度から健康福祉センターはあとふる2階に設置をしております。包括的支援事業の総事業費でございますが、平成26年度の実績は2,128万5,000円でございます。

3つ目の任意事業でございますが、介護保険事業の安定を図るために地域の実情に応じて町が独自に実施する事業となっております。当町で実施している事業といたしましては、介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業、在宅支援生活品助成事業、介護相談員派遣事業、配食サービス事業となっております。任意事業の総事業費でございますが、平成26年度の実績は270万4,000円でございます。

地域支援事業につきましても、介護保険制度の改正に合わせて今日まで見直しが行われてまいりました。平成23年度に大きな制度改正が行われ、それまで特定健診と同時に実施しておりました生活機能評価を実施しなくても、心身の状態を見る簡易な質問による基本チェックリストのみで対象者の把握ができるようになりました。

当町におきましても、平成26年度は4月末に、要支援、要介護ではない65歳以上の方、5,683人に基本チェックリストを郵送させていただいており、基本チェックリストの回収率は79%で、このうち、今後要支援や要介護となる可能性が高い高齢者、いわゆる2次予防事業対象者が1,031人という状況でございます。今年度の基本チェックリストの回収率は現在集計中でございますが、2次予防事業対象者全ての方に対しまして介護予防教室の案内をさせていただく予定で準備を進めております。

今回の介護保険制度の改正によりまして、大幅な制度の見直しが行われ、これまで全国一律で要支援者を対象に実施しておりました介護保険の予防給付、いわゆる訪問介護、通所介護を市町村が実施する介護予防、日常生活支援総合事業に位置づけ、また、包括的支援事業につきましては、消費税財源を活用し、新たに在宅医療、介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症施策推進事業、地域ケア会議推進事業が追加されました。

この見直しの趣旨は、既存の介護サービス事業者によるサービスに加え、多様な主体によるサービスが提供されることで、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を可能とすることを旨とするものでございます。平成27年4月に県長寿政策課が実施をしました調査では、地域支援事業における新しい介護予防、日常生活支援総合事業、いわゆる新しい総合事業への介護実施予定時期につきまして、県内35市町のうち、当町を含む29の自治体が平成29年4月から移行すると回答しております。

御質問にございます移行へのスケジュールでございますが、新しい総合事業につきましては、国の経過措置として円滑な移行を図るために各市町村が条例を定めることで、最大で平成29年4月まで総合事業の実施を猶予することができるようになっており、当町におきましても、平成27年第1回吉田町議会定例会へ介護保険条例の一部を改正する条例として議案を上程させていただき、お認めいただいております。

新しい総合事業へ移行するには、条例等の整備、報酬額や自己負担額の決定、サービス実施主体の指定もしくは委託、委託料や報酬の支払い、利用者の給付管理、介護予防のケアマネジメントの導入など、移行のためのさまざまな事務処理や体制整備が必要となり、平成26年度に町が策定をしました第7次吉田町高齢者保健福祉計画、第6期吉田町介護保険事業計画に従いまして、平成27年度から平成29年度までの3カ年をかけて十分な制度設計を構築するとともに、地域のニーズを正確に調査してまいりたいと考え、平成29年4月から移行いたしました。

今後も、地域支援事業を推進し、要支援、要介護状態になる前からの介護予防を促進するとともに、要介護状態になるおそれのある高齢者並びに要支援者に対し、適切な対話予防や

生活支援サービスを提供してまいります。

次、2点目の地域支援事業移行により、利用者の負担増やサービスの低下を招かないかについてお答えします。

当町の高齢者の状況は、平成27年4月1日現在、65歳以上の高齢者人口は6,761人、ひとり暮らし世帯は701世帯、高齢者夫婦のみの世帯が723世帯、高齢化率は22.72%という状況でございます。要介護、要支援認定者数は、要支援1・2の方が208人、要介護1から要介護5までの方が722人ございまして、年々増加をしております。ひとり暮らし世帯や高齢者夫婦のみの世帯も年々増加しており、これから最も留意しなければならないことは、現在サービスを使っている高齢者やその家族が介護生活に負担を感じることがないようにサービスの低下を招かないように配慮していくこととでございます。現在、介護保険の介護予防給付を受けている方が、平成29年4月以降も引き続き同じ訪問介護や通所の事業者からサービスが受けられる仕組みを大原則にしたいと考えております。

国は、新しい総合事業の実施方法や利用者負担額につきましては、地域の実情に応じて決定することができるとしておりますことから、自治体間でサービス内容が異なるという実態が出てくることも考えられますが、当町におきましては利用者のニーズに応じた質の高いサービスの提供に努めてまいります。要支援1・2の方々の生活が激変することがないように、今以上のサービスが継続できるように、サービス利用料などにつきましては周辺の自治体と調整し、連携を図ってまいりたいと考えております。

生活支援、介護予防サービスの体制整備におきましては、町が中心となり、元気な高齢者を初め、町民の皆様が担い手として参加する住民主体の活動や、NPO社会福祉協議会、協同組合、民間企業、シルバー人材センターなどと協働し、多様な主体によるサービス提供体制を構築していく必要がございますので、今後は国が推奨する生活支援コーディネーターや、生活支援サービスに関係する協議体の準備会を平成27年度末までに立ち上げ、買い物、掃除、洗濯、炊事などにつきましてはワンコインサービス等を検討し、生活支援サービスと充実に取り組むとともに、高齢者の皆様の生きがいがづくりのための新たな事業展開を図ってまいりたいと考えております。

地域において役割を持って活躍することは生きがいがづくりとなり、高齢者自身の介護予防という観点からも極めて重要であるものと認識をしております。当町は、65歳からの平均自立期間、いわゆるお達者度が高い町であること、高齢化率におきましても最も低い長泉町から数えて、県内でも4番目に低い状況でありますことから、この地域特性を生かし、今後も高齢者の皆様の社会参加活動を支援するとともに、介護予防事業を充実させてまいりたいと考えております。

次に、3点目の特別養護老人ホームや通所施設などの拡充計画はあるかについてお答えします。

当町の介護保険事業は、平成27年度を初年度とした3年間の計画、第7次吉田町高齢者保健福祉計画及び第6期吉田町介護保険事業計画に基づき事業を実施しております。計画には、各年度ごとの要介護認定者数、介護サービスの種類ごとの見込み量、それに基づく保険給付費の見込みを設定し、3年間の事業計画を策定しており、議員の御質問にあります施設などの整備につきましてもこの計画の中に位置づけております。

当町の入所施設の現状は、介護老人保健施設が1施設100床、介護老人福祉施設、いわゆ

る特別養護老人ホームは2施設100床整備されておりますが、特別養護老人ホームにつきましては満床の状況で、どちらの施設も入所を待つ方がいらっしゃる状況でございます。この現状を踏まえまして、さきの計画、第5期計画に地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、いわゆる29床以下の特別養護老人ホームの整備を掲げ、平成25年5月にサービス事業者の公募を行いました。結果として施設建設を申し出ていただける事業者はございませんでした。

しかし、入所希望者がいまだ減ることがない実態を踏まえ、特別養護老人ホームの整備の必要性が高いと認識はしております。このため、平成26年8月に再度サービス事業者を公募したところ、2事業者から応募をいただきました。事業者決定のための選定委員会を経て、平成26年9月末に事業者が決定いたしましたことから、今期計画に再掲いたしました。今後さらに入所を希望する方々の受け皿となるよう、基盤整備の充実に向け、取り組んでまいります。

次に、通所施設でございますが、平成24年度と平成25年度の通所デイサービスの利用に対する保険給付費の計画値と実績値を比較しますと、平成24年度が88.9%、平成25年度が84.3%という状況で、この数字からもサービスの提供につきましては充足していると考え、今期計画においての通所施設につきましては、現施設数を維持させ、利用者の実態に沿った計画とさせていただいております。なお、サービスの提供につきましては、ケアマネジャーが作成するケアプランに沿って提供されておりますことから、今後も利用される御本人の意向と状態に合った適正なプランが提供されるよう保険者として指導に努めてまいります。

次に、4点目の65歳以上の介護保険料が引き上げられた低所得者への減免対策はについてお答えします。

当町における今期の介護保険料基準額の月額額は4,800円で、最も高い市町の介護保険料は5,850円、最も低い市町は4,261円で、県内35市町の中で当町は低いほうから7番目でございます。今期、介護保険料を決定するに当たり、被保険者の負担能力に応じた保険料段階の弾力化を図り、当町は9段階から10段階に改正をし、また、財源の一部を、介護給付費準備基金を活用し、保険料の上昇を抑制する手だてを講じてまいりました。

また、今議会定例会に議案上程しておりますとおり、国の法改正によりまして、この4月から消費税による公費を投入して、所得段階の第1段階である被保険者に対しまして保険料率を0.5から0.45に引き下げ、低所得者への保険料軽減の強化を図ってまいります。予定でございます。お認めいただいた際には低所得者への軽減策に着実に取り組んでまいりたいと存じております。

○議長（大塚邦子君） 再質問はありますか。

失礼いたしました。続いて、答弁をお願いいたします。

浅井教育長。

〔教育長 浅井啓言君登壇〕

○教育長（浅井啓言君） 中学校教科書採択についてお答えさせていただきます。

教科書は、児童・生徒が共通して使用する主たる教材であり、学校はもとより家庭においても重要な役割を果たしているものであります。特に、義務教育諸学校において使用される教科書は、基本的に4年間同じものを使用することから、その採択は教育上特に重要なものとなっております。教科書の採択は、検定に合格したもののなかから採択することが基本とな

り、本年度中学校用教科書については4年に一度の採択がえの年に当たり、平成28年度から平成31年度まで4年間使用する教科書の採択を行うことになっております。

それでは、1点目の中学校教科書採択のシステムとスケジュールを問うについてお答えさせていただきます。

教科書採択の権限は、市町村教育委員会にあります。採択の方法は義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律により定められ、都道府県の教育委員会は教科書採択の適正な実施を図るため、市町村教育委員会が行う教科書採択に関する事務について適切な指導、助言または援助を行わなければならないとされています。これを受け、静岡県教育委員会では、あらかじめ教科用図書選定審議会の意見を聞きながら教科書の採択指導の基本方針や事務取扱要領を決定し、各市町村教育委員会の教科書採択に対する助言等をいただいているところでございます。

一方、都道府県教育委員会は、地域の自然的、経済的、文化的諸条件等を考慮し、決定した採択地区を選定しなければならないとされています。また、採択地区が二つ以上の市町村の区域を合わせた地域であるときは、当該採択地区内の市町村教育委員会は、協議により規約を定め、採択地区協議会を設置することとなっています。この協議会の役割は、採択地区として教科書の採択案を協議し、決定することであり、採択地区内の教育委員会における諮問機能的な性格を持っています。当町の採択地区は牧之原市、川根本町とともに榛原地区に設定されており、ここで共同設置された教科用図書採択連絡協議会での結果を踏まえ、教科ごとに同一の教科書を採択することにしています。

さて、榛原地区での取り組みでありますが、地区内の教育長、教育委員代表、校長代表及び保護者代表らで組織する第1回榛原地区教科用図書採択連絡協議会が5月に発足し、規約や静岡県教育委員会から示された採択指導の基本方針等が確認され、あわせて地区内の教員らで組織する榛原地区教科書研究委員会の設置が承認されたところでございます。今後、榛原地区教科書研究委員会から報告された調査研究の結果等を踏まえ、7月に第2回榛原地区教科用図書採択連絡協議会を開催し、教科ごとに教科書の採択案を取りまとめることになっています。

他方、発行者から採択の参考とするため、次年度に発行する教科書の見本が静岡県教育委員会を通じて採択地区内に送付されております。榛原地区内ではこの見本教科書を5月中旬から6月中旬まで各中学校へ巡回させ、学校ごとに意見を集約するほか、教科書センターに指定されている吉田町立図書館や牧之原市相良公民館の2カ所において展示会を開催し、一般住民からも意見も聞くこととしております。

こうした手続を経て、当町教育委員会では榛原地区教科用図書採択連絡協議会から建議される教科ごとの教科書採択案について、7月の下旬に開催される定例教育委員会で審議し、教科書採択案を議決した場合、榛原地区教科用図書採択連絡協議会に同意書を送付することとしています。なお、教科書採択の結果につきましては、採択期限が8月31日までとされていることを踏まえ、9月1日以降に公表してまいりたいと考えております。

次に、2点目の教科書採択の過程では公正な選択を原則とし、現場の先生方の声が反映される仕組みとなっているか、自治体首長等らの恣意的な干渉、介入はないかについてお答えします。

さきの質問でも述べたように、発行者から採択の参考とするための次年度に発行する教科

書の見本が静岡県教育委員会を通じて採択地区内に送付されております。榛原地区内では、学校ごとの意見を集約するために教科書見本を各中学校で巡回させるほか、協議会の設置された榛原地区教科書研究委員会において教師が調査、研究できる場を設けることによって、児童・生徒にとってふさわしい教科書が選定できるよう現場の先生方の声を反映させる仕組みとなっています。

また、平成27年4月7日付文部科学省初等中等教育長通知では、静ひつな採択環境を確保するため、外部からの働きかけに左右されることなく、採択権者の権限と責任において公正かつ適切な採択を行うことや、円滑な採択事務に支障を来すような事態が生じた場合や、違法な働きかけがあった場合には、各採択権者が警察等の関係機関との連携を図りながら毅然とした対応をとることなどが助言されています。

教科書採択制度の過程では、現場の先生方の声が反映される仕組みとなっているほか、榛原地区教科用図書採択連絡協議会が採択案を決めていること、採択権限は教育委員会にあることから、当町においては自治体の首長等からの恣意的による干渉や介入を受けることは一切ありません。

次に、3点目の新しい歴史教科書をつくる会が編集した出版社の教科書についての認識はについてお答えします。

平成28年度使用の中学校教科書は、現在、榛原地区教科用図書採択連絡協議会において協議中であり、私も委員として参画している立場にありますので、御質問のお答えは差し控させていただきます。

最後に、4点目の戦後70年という重要な年に、学校教育の中で戦争と平和をどう伝えていくか、教育長の見解を問うについてお答えします。

学校教育の中で戦争と平和についてどう伝えていくかに関しましては、中学校学習指導要領を基本としています。学習指導要領における中学校社会科の目標は、広い視野に立って社会に対する関心を高め、諸資料に基づいて多面的、多角的に考察し、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深め、公民としての基礎的教養を培い、国際社会に生きる平和で民主的な国家、社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養うとしています。

また、平和主義については、日本国民は第2次世界大戦その他の過去の戦争に対する反省と、第2次世界大戦末期に受けた原爆の被害などの痛ましい経験から、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないよう望み、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、国の安全と生存を保持しようとする願い、国際紛争解決の手段としての戦争を放棄し、陸、海、軍、その他の戦力を保持しないことを決意したことについて理解させることを学習指導要領では狙いとしています。

このように、学校教育の中では学習指導要領に沿って戦争や地域紛争を防止し、世界平和を確立するための熱意と協力の態度を育てるように教えながら、人間の生命のとうとさ、平和のとうとさについて考えさせる教育をしていきたいと考えております。

○議長（大塚邦子君） 再質問はありますか。

2番、大石 巖君。

○2番（大石 巖君） 介護保険制度について質問をしたいと思っております。

既に、4月から県内では3市町が実施をしているというふうに伺っております。今、そういう中で実施をしている最初の、スタートの時点で、そういう市町で移行に当たって何か問

題点があるかどうか教えていただければと思います。

○議長（大塚邦子君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） 既に移行をしております近隣市町といたしましては、島田市があるわけでございますけれども、島田市が今年度から移行をしております、島田市は、今移行したサービスにつきましては現行のサービスを移行しているというふうに聞いております。ですので、多様なサービスはこれからだと聞いております。

現行サービスを移行するに当たりましては、島田市のほうも事業所とヒアリングを重ね、調整をしながら、報酬単価とか、事業について調整してきたと聞いております。その中で、いろいろな問題点等も出てきたとは思いますが、その中で調整してきたのではないかと思いますので、大きな問題があったというふうには私どもは聞いていないわけでございます。

島田市のほうも、これから多様なサービスについて移行するための準備をしているというふうに聞いておりますので、そこの中ではまたいろいろな問題点とかも出てくるかもしれませんが、近隣とも移行についての情報収集をしながら、お互いにその問題点についても聞きながら、私、当町が移行していくに当たっての参考にしていきたいなと思っております。

○議長（大塚邦子君） 2番、大石 巖君。

○2番（大石 巖君） 大石です。

次に、多様なサービスという言葉が出ておりますが、これまでの訪問型、通所型のサービスに加えまして、NPOやボランティア、地域住民の参画などということで、提供者の幅が広がるということが言われております。裏返してみますと、これまでの介護の資格がない方、あるいは短時間で安上がりの人たちということの労働提供ということになるのではないかなというふうなことで危惧をしております。結果、国の負担が下がって町の負担が増えるのではないかなというような心配もされるわけですが、その点はいかがでしょう。

○議長（大塚邦子君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） 多様なサービスの提供につきましては、今議員さんがおっしゃったように、NPOだとか、地域住民の皆様とか、本当に専門性のある資格を持った方々ではない方々の御支援をいただくというふうになっているんですけれども、高齢者が地域で暮らしていくのに、やはり地域のつながりを持つということが必要ではないかなと考えます。

住民主体のサービスにつきましても、地域に根差したサービスを推進していくというふうな方向で私ども考えておまして、利用者にとって住みなれた地域で、顔見知りの関係でサービスを受けることで、安心感を得られるというところもやはりあるのではないかなと思います。

支援を受ける側も、支える側も、お互いに顔見知りの状態でサービスを受けて、与えて、そして、それがお互いの介護予防につながっていくというふうなことを私ども考えておまして、費用の負担とか、そういうところも懸念されますけれども、高齢者がいかに住みなれた地域で本人のできないところを補っていただきながら、そこで生きがいを持って暮らしていけるかどうかを考えていきたいなと思っております。

○議長（大塚邦子君） 2番、大石 巖君。

○2番（大石 巖君） 大石です。

特養ホームについて、なかなか待機者が大勢おるといようなことで伺いました。新聞報道では、全国的な数字からいけば3割程度の待機者がいるといようなことを言われております。実際、介護をされている御家族の方の苦労を考えますと、早く入所ができる、入所させたいといようなことを皆さん思っているわけでありますけれども、そうした方々に入所ができないまで御苦労を軽減する何か方策等といようなものをお考えでしたらお示しいただきたいと思ひます。

○議長（大塚邦子君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） 待機者の問題につきましては、当町も待機の中で静岡県が調査をした中で、昨年1月に発表された数字の中では、待機者の中の緊急性を含む、必要が高いという方が14人という数字が出ておるわけです。その中で、先ほども御答弁させていただいた中で、小規模の、29床の地域密着型の特養の施設を今計画しておりまして、それが実現されれば29床という施設ができていく中で、多少、待機されている皆さんもそこに、地域密着型ですので、吉田町の方に限定した施設になるものですから、そのところでは入所がかなうところはあるかと思ひます。

ただ、その御家族の、何ていうんですか、介護されている方の負担を軽減するといようなところの施策については、今その家族の介護を軽減させるためにケアプランというか、ケアマネジャーによるケアプランで、介護されている方が、例えばデイサービスに行くとか、ショートを利用して宿泊をするとか、そういうサービスも加えてプランを立てているのではないかと思ひますので、そのところでは、ケアマネジャーのプランの立て方で介護の手を少し休める場面もできるのではないかなと思ひます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 2番、大石 巖君。

○2番（大石 巖君） 大石です。

今までの御答弁いただいた中で、負担を感じないように、それから負担を招かないということで、町としてしっかりやっていくといような御答弁をいただいたと思っております。この介護制度の問題点、これからの実際問題、作業が進むにつれていろいろ問題は出てくるかと思ひます。今回については、医療制度で介護報酬の問題について取り上げませんでしたけれども、密接な関係があるといふうに思っております。この改革の中身、国の法律ではきのう、きょうかと、切れ目のないサービスといふうに言っておりますけれども、地域包括ケアシステムの構築といふ名前の中で、自助、共助、いわゆる家族や住民相互の助け合いといふことになっておりますが、社会保障をもう後退をさせるといふものではないかなといふ感じもいたします。

憲法第25条で、「国は、すべての生活場面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」といふうな規定をしています。いわゆる後退禁止条項とも言われているわけであります。地方自治法でも、地方公共団体は住民の福祉の増進に努めるといふうに規定をしておりますし、田村町長も今度の計画の中で安心して暮らせる介護サービスの提供といふものが事業計画の基本になっているといふうにおっしゃっておられます。今後の福祉、介護行政の中で、サービスの低下とならないように努力をさらにしていただきたいと思ひます。

続きまして、学校教育、教科書の採択の問題について質問をいたします。

先ほど御答弁いただいた中で、つくる会の教科書についての認識についてはコメントをいただけませんでした。しかし、この教科書、中身を見てみますと、やはり、私、感じるだけでもいろいろの問題点があるのではないかというふうに思っております。特に、戦前の大日本帝国憲法というものを評価しております一方で、現憲法はGHQの意向に反対できず、ほとんど無修正で採択されたというふうな記述をされております。太平洋戦争、これを大東亜戦争というふうに表現をしております。また、自存自衛の戦争と、それから、アジアの独立に貢献をするというようなこともこの中で表現をされております。まさに、客観的な事実から一番遠い教科書ではないかというふうに私は言わざるを得ません。

教育長に伺いますが、教科書採択に当たって最も大切な視点とは何かお答えをいただければと思います。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 教科書採択の中で最も大切なことという御質問だと思います。

答弁の中で申し上げさせていただいたように、やっぱり公正で適正な教科書採択というのが一番大切だと考えております。

○2番（大石 巖君） 大石です。

○議長（大塚邦子君） 大石 巖君に申し上げます。議長と言ってから質問、手を挙げてください。

○2番（大石 巖君） はい、わかりました。

議長。

○議長（大塚邦子君） 2番、大石 巖君。

○2番（大石 巖君） 大石です。

田村町長にお伺いをいたします。

5月20日に第1回の吉田町総合教育会議というものが開催されました。町長と教育委員会が十分な意思疎通を図るということで、自由な意見交換を行うことによって、地域の教育の課題やあるべき姿を共有し、教育行政の推進を図ることを目的としているというふうなうたわれています。その協議事項の中の一つに大綱の策定というものがございます。町長は大綱に……

○議長（大塚邦子君） 大石 巖君に申し上げます。

ただいまの発言は、通告外にわたる関連質問になっております。注意していただきたいと思っております。

○2番（大石 巖君） はい。

今、教育長に質問をいたしました戦後70年という重要な年に、学校教育の中で戦争と平和をどう伝えていくかという点について町長の見解を伺いたいと思っております。

○議長（大塚邦子君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員の御質問でございますけれども、教育の内容につきましては、首長は立ち入ることは許されておりませんので、発言を差し控えさせていただきます。

○議長（大塚邦子君） 2番、大石 巖君。

○2番（大石 巖君） 6月6日から1カ月間にわたって吉田町の図書館で教科書の展示会が行われているということでございます。ぜひ、町民の皆さんも含めまして、この教科書につ

いてごらんをいただき、そして気のついた点などについての意見をたくさんお寄せいただくということが、一つやっぱり町民としてのアピールになるのではないかと考えております。そうした点で、私どもも今後そうした学校の教科書のことを中心に考えながら、学校教育というものを見据えていきたいと考えております。

以上で質問を終わります。

○議長（大塚邦子君） 以上で2番、大石 巖君の一般質問が終わりました。

◇ 増 田 剛 士 君

○議長（大塚邦子君） 続きまして、9番、増田剛士君。

〔9番 増田剛士君登壇〕

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

私は、さきに通告した空き家に関する町の施策について質問いたします。

総務省が5年ごとに実施している住宅・土地統計調査によれば、昭和43年時点で住宅数が世帯数を超え、以降一貫して空き家が増加し続けており、平成25年10月1日現在、全国の空き家数は820万戸、空き家率は13.5%に達しております。

昨年度、我々の総務文教常任委員会にて空き家・空き地の環境保全についてと題し、調査を行い、空き地に関しては周辺住民からの苦情があれば適切に対応しているということが判明いたしました。しかし、空き家に関しては所有者の個人情報として調査ができませんでした。全国的に空き家対策が必要となっている中、空家等対策の推進に関する特別措置法が平成26年11月に制定され、平成27年5月26日に全面施行されました。この特別措置法に伴う町の施策についてお伺いいたします。

1、特別措置法制定により固定資産税情報の内部利用ができ、空き家の所在、所有者の調査が可能となりますが、町の対応は。

2、特別措置法に空家等対策計画が挙げられておりますが、町の対応は。

3、持ち家以外の賃貸住宅（アパート等）は、新築に入居者が集まり、古い物件は空室が目立っております。これらの古い物件が将来的に空き家となる可能性が高いと考えております。都市計画の観点から新規の賃貸住宅（アパート等）に対する町の考えは。

4、特定空家等への対処に関し、条例の制定が必要と考えるわけではありますが、町の方針は。

以上、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 空き家に関する町の施策についてお答えします。

全国的に、適切な管理が行われていない空き家等が、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命、身体、財産の保護、生活環境の保全、空き家等の活用のための対応が必要となり、国は、空家等対策推進に関する特別措置法を平成26年11月27日に公布し、平成27年2月26日に一部施行、平成27年5月26日に全面施行し、

それにあわせて、特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針、いわゆるガイドラインを示しております。

この状況のもと、当町におきましては、空き家等が町民の皆様の生活環境に深刻な影響を及ぼす状況ではないとの認識から、空き家数を詳細には把握しておりませんが、平成20年住宅土地統計調査結果における当町のその他の空き家数は580戸であり、平成25年は480戸と減少している状況でございます。

空家等対策の推進に関する特別措置法では、空家等の所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものと規定をされており、市町村に対しては、住民に最も身近な行政主体であり、個別の空家等の状況を把握することが可能な立場にあることから、地域の実情に応じた空家等に関する必要な措置を講ずることの努力義務を課しております。

また、この法律では、「空家等」を、建築物またはこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物）と定義をしており、市町村による措置の対象とする「特定空家等」につきましては、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等として定義をしております。

さらに、特定空家等に対する措置につきまして、市町村長は保有者等に対し除却、修繕、立木竹の伐採、その他周辺的生活環境の向上を図るために必要な助言、指導、勧告、命令、代執行を行うことができるものとされております。

これらの措置につきましては、強い公権力の行使を伴う行為が含まれておりまして、その措置に係る手続についての透明性及び適正性の確保が求められるとともに、慎重に進めていかなければならないことから、空家等対策の基本的な考え方につきまして、本年2月に国土交通省から空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本指針が示されており、法に基づく空き家等の対策のうち、特に法第2条第2項に定義される特定空家等に対する措置に関しましては、本年5月26日にその適切な実施を図るために必要な指針、いわゆるガイドラインが示されているところでございますので、これらを基本として、当町の実情に合った対応を今後進めてまいることとなります。

なお、空き家等に係る具体の事案に対し、行政が関与すべき事案であると判断された場合、どのような根拠に基づき、どのような措置を講ずべきかを検討する必要がございます。

適切な管理が行われていない空き家等に対しては、この特別措置法に限らず、建築基準法や消防法、道路法などのほかの法令の目的に沿って必要な措置が講じられる場合が考えられ、状況によっては措置の対象ごとに異なる諸制度を組み合わせることも考えられます。

それでは、1点目の御質問の、特別措置法制定により固定資産情報の内部利用ができ、空き家の所在、所有者の調査が可能となるが、町の対応はについてお答えをします。

町が空き家等対策を効果的かつ効率的に実施するためには、税情報や登記簿情報等では確認できないこともあるため、さらに詳細な情報を収集する手段として、地元自治会や各種団体等の御協力をいただきながら、空き家等の情報収集に努めてまいりたいと考えております。

なお、これまで空き家等に対する対応が困難であった一つの原因として、所有者がわから

ないという問題がございましたが、今回、法第10条の規定により、市町村長は固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって、氏名その他の空き家等の所有者等に関するものにつきましては、法の施行のために必要な限度において固定資産税の課税の情報を内部利用できるほか、関係する地方公共団体の長に対して、空き家等の所有者等の把握に関し、必要な情報の提供を求めることができることとされたことから、町といたしましても所定の手続を行い、固定資産税情報などを活用して空き家等の実態把握に努めてまいります。

続いて、2点目の御質問の、特別措置法に空家等対策計画が挙げられているが、町の対応はについてお答えします。

平成27年2月26日付総務省・国土交通省告示第1号の空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針では、空家等対策を効果的かつ効率的に推進するためには、各市町村において空家等対策を総合的かつ計画的に実施するための計画を策定することが望ましいとされております。

法第6条に規定された市町村による空家等対策計画は、国の基本指針に則し、空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類、その他の空家等対策に関する基本的な方針や、空家の調査に関する事項、特定空家等に対する措置、その他の特定空家等への対処に関する事項などを定めることができます。

また、空家等対策計画に基づく対策の実施に当たりましては、法第15条の規定により国及び都道府県からの財政上の措置及び税制上の措置が講じられるものとされております。

当町における空き家等の実態把握により対策が必要と判断された場合には、これら国や県からの補助などの措置を受けられるといった側面もあることから、法第6条第4項の規定に基づき、県知事に対して空家等対策計画の作成及び実施についての情報の提供や、技術的助言等を求めつつ、空き家等の実態を把握し、空家等対策計画の策定について適切に対応してまいります。

続いて、3点目の御質問の、空き家以外の賃貸住宅（アパート等）は、新築に入居者が集まり古い物件は空室が目立つ。これらの古い物件が将来的に空き家となる可能性が高い。都市計画の観点から新規の賃貸住宅（アパート等）に対する町の考えはについてお答えします。

都市計画法第4条第1項で、都市計画とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画と定義をされております。

この土地利用の中に用途地域等が含まれ、具体的には土地や建物の用途についてのルールを初め、都市施設など町づくりに必要な事柄についてを総合的、一体的に定め、町づくり全体を秩序立てて進めていくものとされております。

当町は、静岡県下20の都市計画区域のうち、榛南・南遠広域都市計画区域に属しており、住居系、商業系、工業系それぞれの用途が指定されている区域と、用途が指定されていない区域に分かれており、賃貸住宅（アパート等）の建築に際し、一定の規則、誘導を行っております。

東日本大震災以降、町内における共同住宅の建築件数は年間4件程度と大きく減少している状況でございますが、当町では津波防災町づくりを推し進めることにより、企業活動の活性化につなげ、これににぎわいづくりを加えることにより、人口増加を目指していくことで、結果的に空き家等の解消につながるのではないかと期待するとともに、アパート事業者の皆

様のみずからの経営努力にも期待するものでございます。

続いて、4点目の御質問の、特定空家等への対処に関し、条例の制定が必要と考えるが町の方針はについてお答えをします。

空家等対策の推進に関する特別措置法の制定に際しましては、さまざまな現場の課題が提起され、それをいかに解決するかということで、これまで各自治体が独自で行っていた条例を制定するなどの手法に対し、国として支援したいという議論を皮切りに国会で審議され、制定に至ったものでございます。

法の制定により、特定空家等への対処に関しましては、法を根拠として市町村長が特定空家等に関する助言、指導や命令等の措置を講ずることが可能となりましたことから、町独自の条例を定める必要性は薄いものと考えております。

町といたしましては、まずは空き家等の実態把握に努め、データベースの整備を進めながら、国や県、他市町の今後の動向を注視し、町独自の措置が必要と判断したときには、条例の制定を検討してまいります。

○議長（大塚邦子君） 再質問はありますか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

御答弁ありがとうございました。

当町では、人口の極端な減少もないし、むしろ微増ということもあるということで、空き家に関しては深刻な問題は今のところないというような御答弁だったと思います。

そういう中で、本当に今後、吉田町に関しては、地震津波防災対策ということで、勢いある町づくりということでくれば、本当に人口の減少というのが食い止められて、空き家は減って、極端に増えないという考えだと思いますが、実際のところ、平成26年3月の統計によりますと、町内の単独世帯であったり夫婦のみ世帯というのが、ここ数年増えております。

そういったことが、将来空き家に転じていくのではないかとこのように考えられますが、その点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 都市建設課でございます。

議員のほうから配られました概要という資料の中にもありますけれども、防災・衛生・景観等の諸問題があるということで、空き家の問題に関しましては連携が必要だと思う中で、住宅と建築の関係が、側面が多いということで、都市建設課のほうからお答えをさせていただきます。

まず、御質問のありました、単独ですとか夫婦のみの世帯が多いということでございますが、私どもは、空き家という定義が、空き家が悪いわけではなくて、管理されていない空き家が悪い、悪いというほどでもないですが、管理されていない空き家が問題があると思っております。そういうような中で、今、議員がおっしゃりました、人が住んでいらっしゃる住居に対しましては、今のところ問題はないと思っております。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 私、そんなことを言っていない。将来的に夫婦のみであるとか、ひとり住まいのところは空き家になるんじゃないですかと。現状、人が住んでいるのは空き家じゃないというのは当たり前のことです。その点をお聞きしているんです。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 大変失礼しました。

そういう心配があるという中で、私どもとしましては、その周りの方ですとか、親戚ですとか、そういう方たちに連携をとりまして、そういうふうにならないような状態をまず求めていきたいと考えております。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 近所の方であるとか、親類であるとかの方に、そういったものにならないようにということをしていくという仕事は、都市建設課の仕事なんですか。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 先ほども申し上げましたように、各課で連携をとりまして対応していくことだと考えております。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） もちろん、この空き家に関しては、前期というか昨年度、総務文教常任委員会のほうで取り上げたところ、そのときは町民課にいろいろお伺いしました。そうした中で、この空き家に関しては、やはり、防災課であるとか、都市建設課であるとか、いろんな課が絡んできますので、なかなかお答えができないというような話がありました。

そういう中で、国の方針というのか、特措法の中で、協議会を立ち上げるというようなことが7条のほうでうたってございます。これは、協議会を立ち上げることによって、そうした各課、縦割りではなくて一つのものを立ち上げて、町全体でそうした各課が協力して一つのものをやっていこうよというような考え方だと思うんですが、この協議会というのか審議会というのか、そういったものを立ち上げるというようなことは、吉田町の場合は、もう深刻な問題はないということをさきに述べられておりますので、一切今後そのような考えはないということでありましょうか。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 一切ないということではなくて、必要に応じて対応していくということでございます。

そして、協議会のお話をさせていただきましたので、少し説明をさせていただきますと、協議会がなぜ必要かということは、空き家対策を総合的、計画的に進めていく計画を練るときに協議会というのが必要になります。また、その後でもお話がありました特定空家という緊急性のあるものを決めるときにも、そういう協議会というのが必要となってくるということではございますが、現在のところでは、当町では課の横の連携をもって対応するために、協議会の設置は考えてございません。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 先ほどの質問の中で、アパートが、新築ができて、古い物件には余り行かない。そういう中で空き家が増えてくということを行いました。その答弁の中では、今後そんなに人口が極端に減ることもないんで、十分空き部屋は埋まっていくような答弁があったと思います。

実際、今の吉田町に住まれる方というのは、非常に若い世代が多いというのは認識しております。その中で、結婚して一度は親元を離れてアパートに入る。そこで子供ができるとまた実家に戻るといったようなことが非常に多いと思うんです。そういう中で、結構空き室が

あります。

ここ10年ちょっと前くらいからですが、私の家の周りも知らぬ間にアパートだらけになっています。そういう中で、最初はいます、新築のときは。でも、最近見ると、かなり減っています。そういう中で、今後も新築をどんどんつくってもいいよというような形になっていくと、古いのがどんどん空き家状態になっていくというように危惧されるんですが、その点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 議員のおっしゃるように、若い者が住んでいる中で、親のところに戻るといような状況というのが見受けられるということは認識しております。

その中で、先ほど町長の答弁にもありました、津波防災町づくりを進めている中で、今度はにぎわいづくりを加えることによって、人の増加に期待したい。プラスアルファ、事業者の皆様の方の努力によることにも期待をしたいという答弁をさせていただきましたが、先ほどのアパートの話ですが、空き室になるという話ですが、それは管理者がいるわけですよね。いての空き室ですので、私どもは、空き家の定義にはちょっと肌が違うのかなと。住宅経営者というか、アパート経営者というか、その方がいらっしゃいますので、その人の管理のもと、その方の経営努力によるものを期待するものでございますので、少し違うのかなという感覚でございます。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 具体的な例を出していいか悪いかわからないんですが、よく、30年借り上げとか、そういうのでありますよね。アパートを建てる。そういうのがあって、大体その土地の所有者というのは、ある程度年をいった方で、30年借り上げ、30年後その人はおられるかどうかかわからないような状況の中で、そういうのがかなりできている。相続がどんどん繰り返されていくと、非常に、その土地に対する、その御子孫というかその方々が、余り愛着がなくなってくるんですね。そういう中で、最終的にはこの土地、誰の土地だったんだろうというのが、それが現状だと思うんですよ。

そういうことが将来起きないように、事業者の営業努力とか何とかじゃない。土地は吉田町の人間が持っていた土地なんだけれども、そこをアパートにしちゃって、将来的にメンテできなくなる可能性があるということを言っているんですよ。その点についてはどのようにお考えですか。

○議長（大塚邦子君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 増田議員の御質問を分解させていただきますと、まず1点目は、アパート経営をどういうふうにするか、アパートをつくる人に対して、アパートの空き家が将来生ずる可能性があるから、アパート経営をするな、あるいはアパートを建設するなというような規制というのは、本来的に私は、少なくともその事業者というかアパートを運営する人は、みずからの経営採算性に基づいてアパートを建てるかどうか、将来、家賃で建設費と管理費を賄った上で利益が出るかということ判断してアパート経営を始めるわけですね。その後、増田議員は、そのアパート経営の中で、古くなって空き家が生じた場合はどうするのかと。この2点の問題ですね。

1点目について言えば、その空き室があるとか何とかという問題は、経営上の中で、経営されてる中で、それはアパート経営者の問題でしょうと。みずからが家賃を下げるなり、あ

るいはきれいにリフォームして、新しい入居者に入っていただく。それで適切に経営をしていただく。

それで将来的に、いろいろな都市部で問題になっているんですが、古いアパートが経営的に採算も成り立たない、そういった場合が生ずれば、今、私どもに生じているという認識はないんですが、生じた場合には、確実にこういった対策、空家対策特別措置法もありますし、いろんな手だてをとって、周辺環境に影響を与えないような措置をとっていくということは当たり前ということで、この2つに分けた最初の部分は、これは少なくともアパートを建てて経営するかどうかというのは、少なくとも適切な土地利用の観点から言えば、事業者の方が判断をして建てていただくということについて、町のほうはそれをとめるというようなことはありませんし、そこは事業者の責任というふうに考えています。

将来、空き家ができたときには、適切に、特別措置法も適用して考えていく必要があるという2点に分けて答えました。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 理解いたしました。

次にいきたいと思いますが、特定空家ということで、定義は先ほど答弁の中でございましたが、現状、吉田町で、まだ何も手をつけていないのかわからないんだけど、自治会なり近所の方からのこの通報であるとか、そういった中で、特定空家に該当するような空き家というものを、どれくらい把握しておられるのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 特定空家の定義が4つほどございまして、主に緊急性ですね、すぐに手をつけなければいけないというようなものの中で、そうした情報は現在のところ入ってきてございません。数としてもカウントしておりません。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 今後、ではそれをデータベース化していく上で、やっていかなければいけないと思うんですが、それはやっていかれるんですね。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 言葉足らずで申しわけございません。まずは実態把握から入りたいと思っておりますので、その辺につきましては、先ほどの答弁にもありました税情報ですとか登記簿情報だけでは足りない部分がございますので、自治会の皆様とか、中電さんとかNTTさんとか、そういう関係の情報も協力を得まして、実態把握に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） そうしますと、自治体であるとか、そういったところにPRというか、こういった家があったら教えてくださいというようなPRというかお知らせはもうされているのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） これから、私の考えの中では、アンケート方式で自治会の皆様のほうに、何か困っている家等がございませんかということでお願いをするつもりでござ

います。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 前期、常任委員会のほうで取り上げたときは、空き地に関しては、いろんな、外から見てもわかるということでありました。でも、家の中、空き家、特定空家というのは、家の中がどうなっているかわからないというのもあると思うし、それが外観でいうのか、庭先に不法投棄があったとか何とかと言えば、それはそれでまたほかの課がやるのかなと思うんだけど、そういった連携の中で、どういったアンケートを、そのアンケートは都市建でとるのか、町民課のほうでやるのかちょっとわからないんだけど、そのところは環境の問題といろいろ絡んでくると思うんですが、どういったアンケートを、都市建は都市建なりのアンケートをするのか、じゃ、環境ということで町民課がやるのか、その辺はいかがですか。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） ちょっとすみません、説明不足のところがあったかもしれませんが、アンケートというのは一つの手段でございまして、この特措法の関係で現地調査もできるようになりましたので、私どものほうでパトロールではないですけども、歩きまして、今おっしゃったように過度の立ち入りはできませんけれども、お願いをさせていただいて中を確認するという作業もあわせつつ、そういう情報をいただきながら進めてまいりつもりでございます。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 順番はどうなるのか。アンケートをやって、ある程度場所がわかって、立ち入りというか、規制の中での立ち入りをするのか、もう、多少目星がついていてやるのか、何かこう、一貫性が、聞いていないんですけども。

でもって、じゃ、ある程度のあれが、ある特定のここがちょっと空き家じゃないの、特定空家に該当するんじゃないのというのがわかったときに、そのときには今回法律ができたおかげで、その所有者の特定もある程度できるようになってくる。それを先にやって、その方に許可をとって入っていくという、いろんな手続がいっぱいあると思うんだけど、順番が全然、今、話を聞いていてちょっと理解できないんですけども。その点をちょっと整理していただけますか。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） まず、時間軸の話をさせていただきますと、私どものほうで内部情報で使えるものは使って調べます。そうすると、ある程度のリストができるというかデータができます。それと並行した形で自治会さん等をお願いをしまして、アンケートなり情報収集を私どものほうでさせていただいて、練り上がったものについてさらに現地調査が必要と判断された場合には、私どものほうで現地へ入らせていただいて、データを確立していくという順番になると思いますが。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） わかりました。

それで、まあ、ある程度のところできたところで、今度、この法律を当てはめていく段階になってくると思うんですが、そうしたときに、一緒にこの特定空家、3つ4つのこれ、定義というのはあるんだけど、本当に大きな定義であって、どこまでその細かいのがな

いと、その所有者にとってみたら、俺はそうは思わないとかと言い逃れみたいなのがされちゃうのかなというのがあります。現に、よく、吉田町じゃないんですが、ごみ屋敷というのに住んでる方なんか、これ、俺、ごみとは思っちゃいないよとか、そういったものがある。

そういう中でもっと細かい、町独自のものをつくって行って、これに当てはまるからおたくはこうですよというようなことをしていかないと、今後、執行というのかね、そういったことがやりづらいのかなと思うんですが、その点に関して、先ほどの答弁では条例を改めてつくるようなことはないよというような、現状ないよというような答弁でしたが、その点についてはいかがですか。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 先ほどおっしゃった、その条例とはまたちょっと別の話で、今回の特措法でそういう財産に手をつけることができるということまで踏み込んでいただきました。それでは、議員のおっしゃるように、やはり目ぞろえができていないと。人によっても違うし、各市町村によっても違うということもあるかもしれません。おっしゃるとおりです。

ですので、指針、ガイドラインということで、国のほうからある程度細かいものを示していただいております。そういうような中で、私どものほうで技術力等が不足している場合があるかもしれないものですから、例えば、その特定空家というかそういうものを選定するに当たりまして、いろいろな方面の弁護士さんですとか建築士さんですとか、いろいろな方のお知恵をおかりして判断していくことになるとは思いますが、今のところ特措法とそのガイドラインである程度のものは賄えると思っております。

他市町の動向を注意しつつ、適切に対応してまいりたいと思っております。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 今回、この質問をさせていただいたのは、本当に全国的に、近年というか最近この法律ができたからというものもあるかもしれないですが、非常に新聞等で大きく報道されておって、必ずしも吉田町が例外だよというのは、これから先、言えないと思います。

そうした中で、これから町の総合計画を策定されていかれると思います。その中で審議会も、今後、今定例会で上程されておりますが、できていくであろうと思います。

この空き家に関することに関して、特別、別個にはやらないよというような答弁をいただいたんですが、この町の総合計画のほうに、空き家に関するということか、そういったことに関しては今後盛り込んでいくようなことはあるんでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 総合計画ということですので、私のほうで答弁をさせていただきますが、まだ、総合計画にどのような形で空き家の観点を盛り込んでいくかというような結論は出ておりませんし、今後、タウンミーティング等も開催していく中で、中身を定めていくということになりますので、そうした中でございますので、明確なことは申し上げられませんが、先ほど、都市建設課長から議員の御質問に対するお答えがちゃんとできていないものがございまして、世帯として単身世帯、2人世帯とかいうものが増えていっているのではないかと、こういうような御質問もございましたけれども、実際に統計的に見えますと、平成22年あたりは1世帯の平均というのが3.04人でございます。26年度におい

ては、それが2.87人まで減っております。高齢化率も上がってきておりますので、今後に対する憂いというのは当然考えなければいけないと、こういうことになりますので、それがいきなり、それが全くあいてしまう家になるのかどうかというのは、また別の観点で見なければいけないわけですが、そうした実態もございまして、そうしたところも含めて住宅政策というのは項目の一つにはなっておりませんが、どういう形で入れるかということについては、今後検討してまいりたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

空き家といっても本当にいろんな空き家があるわけで、俗に言う中古物件みたいな空き家もあります。そういう中で、今定例会初日の町長の所信表明の中で、空き家を高齢者の憩いの場に使いたいよみたいな、いきいきカフェでしたか、というような具体的な名前も計画があるようなないようなわからないんですけども、そういったことも考えておりますよみたいな所信表明が言われました。そのことについてちょっとどのようなものというか、町長の所信の中にあったものはどういったものなんでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） 町長のほうの所信表明のほうに「空き家を活用した」というところで述べさせていただいているんですけども、高齢者の居場所づくりの中で、余りお金のかからないところとか、活用していきたいなと思っているんですけども、今そういう空き家対策とか、そういう対策も国のほうでも示していることでありますので、私たちその活動の場所として、一例を挙げたわけですし、今後どうしていくかというのはまだこれからのお話でございまして、今一例として空き家も活用していければいいなというところで述べさせていただきました。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

この空き家対策ということは、本当にただ特定空家だけの問題ではなくて、そして再利用をするというようなこともこの法律の中でうたっております。それに関しては、今一つのものを示していただきました。高齢者のそういったものを、じゃ、ほかにもほかの課でこういったものに利用できるんじゃないかといったようなものはございましてでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） いきなり利用するかどうかということではなくて、現在、県それから政令市である静岡市、こうしたところが移住政策ということで、東京にも事務所を構えて移住を支援するセンターを運営しております。昨日もそうした機能を実際に静岡と結びつける動きとして、この近くで視察会なども行われておまして、どう東京圏から静岡へ移り住んでいただくかと、こういうような取り組みは広域的に連携を図って進めようとしていると、こういうところもございまして、また当町も中部5市2町の枠の中に今入っております、そうした取り組みも共同して行っていくよという動きがございまして、まず人口が増えて、まずせつかくある住宅ですので、それを活用して生活を営んでいただくというところに主眼を置きたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 了解しました。

今後も空き家対策というのは非常に重要な問題であるかと思っておりますので、ぜひこの法律を利用してできるものはやっていただきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（大塚邦子君） ここで暫時休憩とします。

再開は10時55分とします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時53分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 藤田和寿君

○議長（大塚邦子君） 引き続き一般質問を行います。

10番、藤田和寿君。

〔10番 藤田和寿君登壇〕

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田和寿でございます。

私は、さきに通告したとおり津波避難訓練結果を受けた町の対応について、町長にお尋ねいたします。

4月に吉田町の議会から「よしだ議会だより」という形で第77号が発行されました。その中に、平成27年第1回定例会の質疑の中で出された問答がございます。

これは同僚議員が行ったわけでございますけれども、問いとしまして、片岡区内のしらさぎ団地の皆さんが津波避難先を苦慮されているが。答弁、N街区に指定しており、川尻会館が避難先である。県営住宅や民間の共同住宅から、避難ビルの指定はできないが、緊急時利用の許可を受けているので、組単位で模索している状況である。問い、津波避難訓練で民間の避難タワーに130人が避難した。町の考えは。答弁、指定のN街区の避難先に逃げるようお願いしている。それ以外に逃げてよいが、町は安全が保たれているか把握していないので個々の判断に任せている。最後ですが、問い、町のスローガンは安全安心である。個々の判断でなく、対策が必要と考えるが。答弁、町のシミュレーションでは、避難先は川尻会館であるが、住民の方が、他の避難場所を探している状況であると。このような質疑があったわけでございます。

私も津波避難訓練には3.11以降参加しているわけで、終わった後のそれぞれの自主防の反省会の席にも同席しまして、さまざまな意見を聞いているわけございまして、それを踏まえまして、今回の質問をさせていただきます。

それでは、通告内容を朗読させていただきます。

「津波防災町づくり事業」の第1ステップの「町民の皆様の命を守る対策」である津波避難タワーが完成し、これまでに15基の津波避難タワーを使用した津波避難訓練が2回行われている。

町の指導のもと、各自主防災会が計画した内容で実施され、訓練結果や課題そして要望などを受けていると思います。

そこで、町に報告された内容と今後の町の対応について質問いたします。

1、町が想定した津波避難シミュレーションと津波避難訓練結果を比較し、どのような分析結果であったのか。また、その結果からの対策はありますか。

①避難時間について。

②避難場所について。

2、津波避難訓練において各自主防災会から報告された課題や要望の内容について、町が実施する対策はどのような内容ですか。

①避難路について。

②避難場所（避難タワー・避難ビル）について。

③避難待機時について。

最後ですが、3、過去2回の津波避難訓練結果や町民からの要望などを受けて、「町民の皆様命を守る対策」を新たに追加する検討を行っていますか。

以上、御答弁のほどよろしく申し上げます。

○議長（大塚邦子君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 津波避難訓練結果を受けた町の対応についての御質問のうち、1点目の町が想定した津波避難シミュレーションと津波避難訓練結果を比較し、どのような分析結果であったのか。また、その結果から対策はありますか。

①避難時間について、②避難場所についてについてお答えをいたします。

津波避難訓練は、町民の皆様が津波に対して安全な場所や避難経路を確認し、実際に避難行動を行い、いざというときに迅速で的確な行動がとれることを目的に、実施しているものでございます。

また、津波避難施設を使用した津波避難訓練につきましては、平成26年3月9日と平成27年3月8日にそれぞれ実施しており、津波浸水想定区域内及びその付近にお住まいの町民の皆様、それぞれ3,918人と3,896人の御参加をいただきました。このうち、平成27年3月に実施しました津波避難訓練の際には、津波避難にかかわる実態を把握するとともに、各自が津波避難についてどうするべきかを考えていただくために、津波浸水想定区域内及びその付近にお住まいの町民の皆様に、津波避難行動チェックリストを事前に配布し、訓練終了後に提出していただいておりますので、この結果を津波避難訓練結果として捉え、御質問にお答えします。

まず、調査の前提といたしまして、町の津波避難施設は、津波浸水想定区域を20の街区に設定し、そのうち津波区域外へ避難をする人と街区を除いた19の街区につきまして、15の街区では、津波避難タワーを、残りの4つの街区では、町が指定をしました既存の施設をそれぞれ街区の津波避難場所として位置づけをしております。

まず、1つ目の御質問の避難時間についてですが、町の津波避難シミュレーションでは津波は約10分から20分でそれぞれの津波避難施設へ到達することが予測されております。平成27年3月に実施しました津波避難訓練結果では、この津波到達時間内に町民の皆様が、町が指定した津波避難施設まで避難できた割合は98.5%という調査結果でございました。津波到達時間内に避難できなかったという残りの1.5%の方につきましては、その時間的差異は数分程度のものがほとんどであります。中には1時間以上という内容までありました。この時間内に避難できなかった理由についての詳細は不明ではありますが、訓練終了後、当該街区におきまして、職員による実地検証を行いましたところ、一番遠いところからであっても津波到達時間内には津波避難施設まで到達するという検証結果でございました。こうした状況を鑑みますと、町が想定した津波避難シミュレーションと、大きな差異は出ていないことが今回の調査結果で得られたものと受けとめております。

このため、2つ目の御質問の津波避難場所に関しましても、町が指定する津波避難施設は適切な配置となっているものと改めて確認をした次第でございます。

続きまして、2点目の津波避難訓練において各自主防災会から報告された課題や要望について、町が実施する対策はどのような内容ですか。

①避難路について、②避難場所（避難タワー・避難ビル）について、③避難待機時についてについてお答えいたします。

まず、避難路に関しましては、新たな道路の整備、狹隘道路の拡幅、道路沿いのブロック塀などの避難行動の障害となるおそれのある工作物等の撤去など、各自主防災会からさまざまな防災対策についての御意見や御要望をいただいております。このうち、新たな道路の整備に関しましては、片岡下自主防災会からMタワーへ避難するための新たな避難道路の整備について御要望をいただいておりますが、この件につきましては、昨年度から当市防災総合推進事業を活用しまして町道下片岡16号線の整備を進めているところでございます。

狹隘道路の拡幅に関しましては、各地域から御要望をいただいておりますが、そのほとんどがこの狹隘道路に隣接するブロック塀等に対する防災対策の御要望や御意見でございまして、この点につきましては、各地域の実態を把握するとともに、吉田町ブロック塀等耐震化の補助制度等を紹介しながら所有者の皆様の御理解を得られるよう努力をしております。

次に、避難場所に関しましては、片岡下自主防災会から新たな津波避難ビルの追加協定の御要望をいただいておりますが、当町では平成25年度末までにそれぞれの津波避難街区に津波避難タワーを初めとする津波避難施設の設置が全て完了しておりますので、現時点では新たな津波避難ビルの協定の締結は予定しておりません。

なお、片岡下自主防災会から津波避難ビルとして協定締結の要望がありました施設につきましては、協定の締結は行っておりませんが、当該施設の所有者と協議を行いまして、津波避難の際には、施設階段等を利用して避難していただくことは問題ないとの御回答をいただいておりますので、その旨を片岡下自主防災会へは報告をさせていただいております。

また、川尻会館につきましては、屋上へ避難する外づけ階段の幅員が狭く、避難時に混雑するおそれがあるため、新たに外づけ階段を設置してほしいとの御要望をいただいておりますが、川尻会館の屋上へは外づけ階段以外にも、施設内の階段を利用することも可能でありますことから、現時点では新たな外づけ階段の設置は必要はないものと考えております。

次に、避難待機時に関しましては、津波避難施設へ毛布、非常食等の備蓄、災害対策本部

等との通信手段の確保につきまして、御要望をいただいております。

まず、毛布や非常食などの津波避難施設への備蓄についてでございますが、町の津波ハザードマップの水位変化時系列グラフによりますと、津波から避難している時間は数時間でございますので、町といたしましては、その後の2次避難場所に十分な毛布や非常食などの備蓄を進めておりますので、現時点では津波避難施設への毛布や非常食などの備蓄は計画しておりません。

また、津波避難施設と災害対策本部等との通信手段の確保につきましては、MCA無線機の津波避難施設への配備について御要望をいただいております。町としましても、避難時における通信手段の確保は重要であると認識しており、これまでもMCA無線機の配置を検討してきておりますが、操作性や保管体制についての課題がありますので、今後も引き続き避難時における最良の通信手段の検討を行ってまいります。

次に、3点目の過去2回の津波避難訓練結果や町民の皆様からの要望などを受けて、「町民の皆様の命を守る対策」を新たに追加する検討を行っていますかについて、お答えいたします。

町民の皆様の命を守る対策につきましては、これまで防災ラジオの無償配布、FMコミュニティ放送吉田中継局の整備、津波避難タワーの整備、エリアメールの運用、避難路の整備、防災公園の整備、防災機能を兼ねた保育園の整備、吉田防災メール配信システムの構築などを進めてまいりました。そして、町が全力を挙げて進めてまいりました、津波防災町づくりの第1ステップであります町民の皆様の命を守る対策につきましては、当初の予定どおり本年度中におおむね完了することとなります。今後は第2ステップであります町民の皆様の財産、企業の生産活動を守る対策である大井川の堤防や海岸堤防のかさ上げ、漁港区域の津波堤の耐震、耐津波化、坂口谷川の水門整備などを進めてまいります。既に海岸におけるL2クラスの津波に備える防災対策につきましては、間もなくまとまる予定であります国主催の駿河海岸整備検討会の検討結果を踏まえるとともに、国・県と協力して新たなにぎわいづくりの観点を取り入れた海浜回廊の整備に着手してまいります。

このように町では、津波防災まちづくりの一丁目一番地ともいふべき、財産生産活動を守る対策として、吉田漁港を含む海岸線における備えの充実を進めようとしているところでございます。

今後につきましても、津波避難訓練にかかる自主防災会からの要望などにつきましては、状況を確認し、また自主防災会とも協議を重ねながら、改善できるものについては改善を図ってまいります。議員御質問の命を守る対策の追加検討につきましては、現行の津波避難施設の整備等によりまして、ハード面の命を守る対策は完了しているものと認識をしており、既に次のステップに向けて津波防災まちづくりは進んでいるものでございます。

このため、町民の皆様の命を守る対策に関しまして、さらなる安全・安心を確保するためには、現在進めております財産、生産活動を守る対策を早期に完成させることが重要であり、また根本的な解決につながるものと考えております。

町としましては、津波防災町づくりの一丁目一番地ともいふべき、財産、生産活動を守る対策としての吉田漁港を含む海岸線における備えを充実させ、地域住民の皆様の安全・安心を確保できるよう一日でも早い完成を目指して取り組んでまいりますので、議員におかれましても引き続き御理解、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 再質問はありますか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田でございます。御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

データのなことをまずもって確認させていただきたいと思います。

御答弁いただきましたデータ、平成26年3月10日、27年3月8日という形で、3,918名と3,896名の方が参加されたよということではありますが、その評価という形の結果としての今御答弁をいただいたわけでございますけれども、チェックリストを回収したデータということですが、このチェックリストの回収率というのはどのぐらいなんですか。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 26年3月9日と27年3月8日に今、参加人数を報告させていただきました。これについては、津波避難訓練の人数という形で、約1万7,000人ぐらいが津波避難区域の中にいますので、これでいきますと約20数%という話でございます。それで、そのあとのチェックリストの回収率という話でございますが、各世帯に1枚ずつということで配布をさせてもらってございます。それで、回収率でございますが、先ほど話をさせてもらいましたが、約25%、4分の1ぐらいの回収が得られたということでございます。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

回収率が25%、その想定域エリアにいらっしゃる方々の今回の参加率というのはどのぐらいでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 今言われたのが参加率で、参加率については先ほど言ったように、1世帯に2人とか、3人出ているものですから3,896人と3,918人の参加ということでは言わせてもらいました。回収につきましては、1世帯1枚配っているだけなものですから、2,083人の方々からもらったということでございます。1万7,000人の方がそこに住んでいるものですから、それを割り込みますと25%ぐらいの回収率という話をさせてもらいました。

〔発言する人あり〕

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 参加率につきましては23%ぐらいです。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 藤田でございます。

日曜日ということで、なかなか参加率も23%という形ではあるわけでございますけれども、その中の98.5%の方々が想定内の津波予想の時間内に来たということでありまして、こちらにあります津波ハザードマップにおきますと、何分後に到達するという形での予想は10分から20分といった形であるわけでございますけれども、町の出しております24年3月に出しています吉田町津波避難計画が今これが津波避難計画においては正ですよ。これ最新版ですよ。課長どうですか。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 避難タワーを設置するときに計画をつくらせていただき

ました。それが最新です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 藤田でございます。

そうしますと、この資料の中には、地震発生から5分前後に津波が到達すると予測されておりということになっているんですが、そうしますと5分以内だとみんな間に合わないんですよ。これ10分、20分という形でなっているんですけども、一部町民、私もそうですけども、場所によっては5分でといったような認識があるんですけども、このハザードマップだと5分だと、海の中、駿河湾になっているわけございまして、そのイメージが違いますと参加の自主防の方々が参加する5分で来るんだって言って慌てるのと、10分、20分でやるのとは全然違っちゃうんですけども、その辺のところの想定というのは10分から20分という形でのことでよろしいんですか。これには5分と書いてありますが。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 先ほど言ったようにハザードマップでは、津波が堤防、海岸に押し寄せる時間が5分と、堤防を乗り越えるのが、以前ちょっと一般質問でもあったと思いますが、7分くらいという答えをさせてもらっています。堤防を7分で越して、内陸へ入ってくるわけですが、そのときにここに10分ラインと20分ラインがあるという中で、この中に津波避難タワーは設置されていますので、答弁で10分から20分という答弁をさせていただきます。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） わかりました。

タイムラグがありますから10分から20分、今の答弁だと防潮堤を超えるのが7分ぐらいありますので、7分から20分ぐらいだと思うんですが、そうなった場合に、町が検証する場合、せっかくすばらしい避難タワーをつくってシミュレーションをやって、ハザードマップをつくってやっているんですけども、当初、パスコさんが行ったこのシミュレーションとの差というのはどうなんですか。町が把握している最初15基をつくるときに、各自主防の方々、各隣組の方々が実際にどういうふうに動態調査を行って、どこへ逃げるんだという形で場所を決めたわけですね。それに基づいた結果と、それは当局が持たれていると思うんですけども、今回の結果を見比べてパスコさんが行ったシミュレーションどおりであったのか、どうかという認識はどうですか。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） シミュレーションの結果をちょっと話をさせてもらいましたが、健常者は1分間に100メートル、要配慮者につきましては、1分間に50メートルというシミュレーションをさせていただいて、各街区を初めつくらせていただきました。

街区の中に点があるわけですが、街区を区切るに当たって、道路上でうちのほうはやらせてもらいました。道路上でやらないと、俺どっちの街区に含まれているかというのがなかなか判明できなかったものですから、街区を道路上で分けさせていただいてあります。それがパスコでやったシミュレーションと少し違うというところがあります。なるべく道路でわかりやすいようにやったわけですが、それが差異が少し出ているということが1つあります。

それから、避難タワーを建てるときに、当然パスコのほうは適正な位置があったわけですね。ここが一番いいと、そこには建てられなかったところが少しあります。それも少し差

異が出ていますので、その差異がどれくらいあるのかということで、うちのアンケート調査ですが、何分くらいかかりましたかというアンケート調査をやらせてもらったり、おたくはどちらに逃げますかということで名称も書いてもらったりしています。

街区によっては、AとBと比べるとこっちのほうがいいというところもあるものですから、どちらに逃げますかということでやらせてもらっています。

その検証をした結果が今回出たわけですが、98.5%の方が時間内に逃げられたということで1.5%、世帯で言いますと31世帯くらいが逃げられなかったということになっています。

当然、逃げられなかった、本当にどうなのかという検証もうちのほうはやらせていただいております。そのあと、逃げられなかった街区については、職員が直接一番遠いお宅、街区で避難タワーに一番遠いお宅から歩いてみました。結果は、前もちょっと1分間に100メートルという速度がいいのか、悪いのかという御質問も伺ったことがありますが、数人歩いて、散歩程度という1分越しちゃいますが、散歩よりちょっと速い程度で歩くと、大体この区域には入っていると、津波が押し寄せる時間には間に合っているという結果でございました。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田でございます。

そうしますと、町のほうの検証結果においても98.5%が十分間に合ったと。実際の避難訓練ですね。データ数は23%の中でのそのうちの25%の回答ですので、わかりませんが、合格だなと。

1.5%に関しましても、担当課の職員の方々が実際に行ったら十分間に合うということで、といいますと、実際に地震が起きれば皆さん走りますので、十分カバーできるかなということを確認ができて、よかったですと思います。

そういったことのPRというか、実際その検証をやったことをやはり町民の方々にも安心してもらうということで、全ての方々が、1万7,000人の方々が実際それぞれの街区において、想定の中で十分逃げられるような体制にありますよと、いったことはどこかでアナウンスはされているのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 3月にやった結果でございまして、この次、自主防災会、今度は総合防災訓練といまして、9月1日に予定しております。今回、自治会のほうからもいろいろな要望が来てございまして、毎年9月1日にやっておりましたが、日曜日にやったほうがいいんじゃないかという話がございまして、その辺もまた変えていきますが、その説明会をやるわけですが、そのときにちょっと報告はしたいなと思っております。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

というのは、やはりそういったものを広く町民の方々に認識していただいて、大丈夫だって安心して過ぎて困るんですけども、やはり不安な方もいらっしゃる。今回、途中補選がありまして遊説等をやったときにいろんなところでお話を聞いたわけですが、非常に守られているのに不安な方もいらっしゃるわけで、そういったお声を聞くというところの中で、町が大丈夫ですよということを発信することによって、いや自分のところ

はそうでないよという声が上がってくることによって、また新たな検証も生じてくると思うんですよ。

自主防災会のほうも住吉で8、川尻で4、この津波避難訓練にかかわるとしますと、片岡で1、全部で13の自主防災会が津波避難訓練に参加していると思うんだけど、このタワーの町のほうは、ハード面は完了しているというような御答弁をいただいているわけございまして、そういった面に関しまして、特に先ほどありました川尻の川尻会館としらさぎ団地の方々の片岡下町内会の自主防の方から御要望が出ているということですけども、それ以外にはこの避難タワー、避難ビルについての御要望というか、もっと増やしてほしいよとか、避難ビルがあそこにあるんだけど、調定してほしいよという要望はないんですか、出ていないんですか。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 自主防災会のほうからは出ておりません。その2点出ております。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

わかりました。

実際に、そういった形で、十分な形で守られているということも確認できましたので、やはりこういったものは全国的にこの早い時期にそれだけのこの非常に海沿いで、町の3分の2がそういった浸水域であります1万7,000人の方々が住んでいるところで、早い段階でそういった対応をしたということは対外的にももっとPRしてもいいだろうし、国からお金をもらった事業ですので、やはり町民の方々皆さん喜んでいてありますので、そういったことに関しましては、実際に町民の方々が参加された津波避難訓練においても、町が想定した中に行っているということは非常にすばらしいことでもありますので、やはりそれはもっと大きな声で言うべきだな、危険があるばかりじゃなくて、いいこともやはり広報すべきだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、そうしますと避難訓練においては避難タワーと避難ビルに関しましては、川尻区と片岡下の2点だけだということでもありますので、避難路についてでありますけれども、避難路はブロック塀の関係だということで、非常にこれはその辺のところなかなか町が行うということではないんですけども、それこそそういったものについては、ブロック塀の補助制度があるという形でお話をしているということでもありますけれども、そういったことは要望されてきた自主防に対しての回答というのとはどのような形でされているんですか。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） アンケート調査をとらせてもらったのが3月という形で、そのアンケートにはどこのブロックをどうしてほしいというのがちょっとないものですから、自主防災会のほうにもまた相談させていただきながら、この細い狭隘、細い道路の中のどういふもの、ブロック塀という話なんですけど、そうすれば場所が確定できれば補助制度の紹介とか、できていけるのかなと考えていますので、もう少し時間をいただければと思っております。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

津波が来る前に、そういったブロック塀が多分地震で倒壊すると思います。そうなった場合は、避難路が封鎖されたり、危険が増す可能性があるということで、やはりそういった面は都市建が担当になるかもしれないけれども、しっかりとした形でケアして、過日ありました駿河湾沖のときにもブロック塀がひびが入ったりした事象があって、担当課はローラーで歩いたということも聞いておりますけれども、自主防と連携していただいて、そういったものを実際に歩いて、検証するような形での自主防に対する御指導というんですか。そういったものも必要ではないかなと思われまので、そういったことも含めてやられるということによろしいですか。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） ブロックの所有者が特定できていないという今状況でございます。自治会の皆様も当然要望のほうも出ていますので、また相談に乗っていただきながら、特定できるものについては、また照会等していきたいと思っております。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

それでは、避難路については、そのブロック対策以外でMタワーの街区においては、下片岡16号という形で武田の庄の団地の皆さん方の避難路という形で予算措置していただいて、今年度中に完成するというので、私の地元でもありますので、非常に喜んでいるわけでございます。感謝申し上げます。

避難路については、特にブロック以外で問題ないという認識で確認できましたので、それについて明確な回答をいただきましてありがとうございます。

避難場所で2点ありますよね。御答弁のほうでは、川尻の自治会のほうからは川尻会館の屋上へ上がる階段が狭いという形で、これ3月の定例会の中でも山内議員が非常に狭くて危ないといったような答弁もしたわけですが、そのときには検討しておくよということだったんだけど、本日の質問ですと、中の階段を使うから問題ないよというような御答弁だったんですけど、それは答弁が変わったというのは何か検証されて変わったわけですか。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 川尻会館につきましては御存じのとおり、西側から外階段で上がります。川尻会館には約1,600人の方が避難してくるという中で、片岡のほうからもしらぎ団地のほうからもここへ避難してもらうような状況になっておりまして、外階段につきましては、屋上へ上がっていくような状況がありまして、当然1,600人の方を避難させるという話の中で、2階も使わせてもらいながら進めていくという中で、鍵についてはレックと同じような形で今鍵を自治会長なり持っていていただいておりますので、すぐあけてくれるような状況になっておりますが、外階段と中階段、2つを利用すると、今のところはいけるのではないかなと。2階まで2つの階段があるような状況になりますので、それに対応していきたいと考えているところです。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

川尻会館は資料によると浸水域が1.7メートル、標高が3.3メートルであるという形で2階まで上がれば安心だよといった認識でそういった御答弁をされていると思うんですけども、

やはり実際に地震が起きたりして、津波の警報が鳴ったり、大津波警報が出たりすると、2階にじっとしてられないですよ、心配で。もしもということがありますので、やはり上までいくと思うんですよ。そうなった場合、あの狭い外階段に人が集中する、中に入る、東側から入るとしても鉄のドアを開けて、わざわざ東側に回って正面から入ることはないと思うので、中階段を使う場合、外階段がいっぱいになっていて、つながっているよ、数珠つなぎになっていますよ、といったときに、そこで待っている人はいないですよ。少しでも遠くへ行きたいということであると思われるもので、そのために中階段をどんどん使っていくということになると思うんですけども、中階段等で想定でいろんなシミュレーションをやられていると思うものですから、パスコさんが多分やられてここを避難地区として想定されたと思うものから、大体地震発生から収容1,600人の想定で何分くらいで収容する計算なんですか。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） パスコのシミュレーションでは16分でこちらのほうに到達するというございます。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番です。

そうすると、川尻会館までは16分で津波が到達するよと。皆さんも避難されるのに10分か20分ありますので、道中の時間がございますよね。津波と一緒に。上まで上がるまでの間に10分か20分かかるわけでしょう。そうなってくると集中しますよね。対応が本当にきくんですかね。人が上がれるだけ。いっぱいになってしまって、それを心配する方々が非常に多いんですよ。計算上はそうかもしれませんけれども、ことし3月8日に行った津波避難訓練で川尻区の人員でいきますと、川尻会館は130名の方が避難された。個人の避難タワーですけども、大石邸のところには130人という形でなっているわけで、本来は川尻会館に行かれる方も大石さんがつくっていただいた避難タワーに130名の方が行ったという形に皆様方の気持ちとして流れているというのは、やはりちょっとそこにいっぱいになっちゃうとか、そういったような不安要素もあると思われるものから、やはりできるならば外階段で迂回しながら多くの方が集中して逃げられると。住吉みたいに避難タワーがたくさんあればいいですよ。ありますけれども、川尻はたくさんはないですから。そういった要望が来ているんですけれども、それを回答して納得していただいているんですか、その回答に対して。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 自治会長とはその件については話をさせてもらっておりまして、鍵のあけ方、玄関をあけてという形で、玄関の中に上へ上がる大きな幅の広い階段がありますので、それを上ってもらうという話と、外階段は外階段でそのまま上がれるという状況で今検討させてもらうということで今話をさせてもらっております。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番です。

地元のほうの了解ということもあるかもしれませんが、住民の方々にお話を伺うと、やはりちょっと心配だなと。誰か1人が転んだら、普通に行って、だって行けばいいですけども、年齢差もいろいろありますし、中に車椅子の方もいらっしゃるかもしれません。そうなった場合はみんな抱えてあげなきゃならない。そうなった場合には、予定どおりの時

間で上がるのは非常に厳しいのではないかなど。ほかの避難タワーについてもそうかもしれませんが、特にあそこについてはそういった要望がほかの自主防に関しましては要望が出ていないということならば、やはり要望が出ている自主防に対してやはり優先的に声がある以上、対応すべきではないかと思いますが、そういったことも含めて検討の余地はございますか。もう一切それで終わりですか、どうですか。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 川尻会館につきましては、1,600人という人数、一番多いという状況になってございます。また、検討させていただきたいと思っております。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番です。

ありがとうございます。前向きな御検討をしていただけたという答弁をいただきましたので、安心しました。

続きまして、片岡下町内会から出ております、しらさぎ団地が主だと思われるわけですが、これは3月の片岡区の町内会長会議で私も傍聴に行ったんですけれども、町長がお見えになって、力強いお言葉を言っていたと。私がいたらちょっとまずいということで私は帰りましたけれども、町長がそこへ来て話をしたと。下片岡の組長会議にも町長が見えて、選挙前ですけれども、その点について心配ないというような形で、津波防災まちづくりについて、実際にその地域に来て話をしていたのを私も同席しましたので聞いています。

そうした中で、地元からの声はそういったことは確かにそうかもしれないけれども、川尻会館まで逃げるとするのは非常に難しいよと。そうした中で、スカイパレスさんの所有者の方が先ほどの答弁でありましたけれども、避難ビルの協定は結ばないけれども、非常時においては使用して問題ないよというようなお話があったといった形で、大分前進してきたなという形は思っております。

最初は、やはりお住まいになっている方々を優先にしてやるという形であったんですけれども、そういったお話もいただいているということで前進したんですけれども、町は39の災害協定を結んでおります。避難ビルにつきましては、添付しました資料のとおりでございますけれども、11カ所の津波避難ビルを町と自主防災会と持ち主の方々と結んでいる箇所があるわけで、ことし3月に吉田町地域防災計画というものが新しく出たわけでございますけれども、その中にもそれぞれの協定の内容が書かれているわけでありまして、やはりこういったものを締結することによって、実際には使っていいよということであるんですけれども、やはりこういった協定を結ぶことによって、やはり安心することも出てくると思うんですよ。やはりこういう協定書だけではあるかもしれないけれども、使っていいんだなということで、やはり町民の方々も実際避難するに当たって、自分は健康だから逃げられると思った形で川尻会館まで走って行ったといったところで、こっちのほうもあいているのに、こっちに逃げればいいんじゃないかと思っても、向こうに行ったというのは、こういった協定を結ぶことによって使わせていただく住民の方々も自由に遠慮なく使えるという配慮もあると思うもので、この協定が結ばれない理由というのはどういうことなんでしょうか。何か都合があって結ばれないんですか。スカイパレスさんの持ち主さんとの自主防災会との間で、この協定がいろいろな協定がありますけれども、マンションゆずさんとか、グランドパレスさんとか、それぞれの自治会が結んでいるわけでございますけれども、それと同じような格好で

町がもう少しお願いして、ぜひとも地域住民の安全確保のために緊急避難場所として使用に関する協定書という形で、結んでいただきたいというお話はどうなんでしょうか。

○議長（大塚邦子君） ここで傍聴席の方々に御注意申し上げます。私語を慎み、御静粛にお願いいたします。

防災課長兼防災監、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 避難ビルにつきまして、避難ビルの指定という形で今まで10カ所の指定をしてきました。これについては、避難タワーを設置する前に、それこそどこに逃げたらいいかという話の中で、協定をどんどん結んでいこうという話をさせてもらってきております。避難タワーができました。それでまだ避難ビルのほうに逃げているという状況が少し見えるわけですが、町としましては、うちのほうが指定した19の施設、これへ逃げていただきたい。避難タワーの工事の説明会とか契約のときにも、あくまでも命を守る対策ということで、うちのほうは今やっているものですから、その避難ビルについては緊急のときに使っていただきたいということで、今回チェックリストを挙げさせてもらいまして、私もびっくりしたんですが、こういう避難ビルに逃げているという方が先ほど言ったように何人か出てきています。それについては今後、役場のほうからも話をするつもりですが、ぜひ19の街区に逃げてください、それはあくまでも補完するものだということをお願いしたいと思っております。

今、下片岡のほうの話なんですけど、うちのほうも聞いております。避難協定を結んでくれないかという話は聞いていますが、この協定については、所有者、それから町、それから自治会ということで3者で契約をさせてもらっています。この街区の件につきましては、所有者さんがやはり今住まわれている方がそこにおいでになるという中で、避難してくるときに錯綜するということが考えられるという話があって、避難の締結は遠慮させてもらいたいというお話でございました。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番です。

今の答弁の中で、そうしますとスカイパレスさんの事情、向こうの大家さんのほうがちょっと控えさせていただきたいということ再度お願いするというのは非常に難しいかもしれないですけども、やはり緊急のときだけですのでということで、再度できればお願いしてもらいたいと思います。

この協定を結んだところに実際逃げているんですけども、そこはなるべくなら行ってもらいたくないというようなお話が今ありました。これは片岡区と町が町政との懇談会という形で行った資料ですけども、26年9月24日でありますけれども、地元から避難タワー命山、避難場所の今後の追加契約がありましたら教えてくださいという形であるんですけども、これは御答弁いただいたとおり、必要数を満たしているといった形でありますけれども、避難所に関しては、県の第4次地震被害想定を踏まえ、現在新たな避難場所、避難所の指定追加を初め、屋外避難所の検討を進めているところなんですという形で、検討するようなことを自治会のほうに回答しているんですけども、今の答弁とちょっと違うんですけども、どうなんでしょうか、これは第2次避難所ということですか。第2次ということですか。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 今それこそ、北区のほうでも避難所を北区の公園という

形で仮設のものをつくったりということで、避難所、タワーへ行って1次避難、2次避難してもらおうところというところで今考えているところです。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） その中で、同じような形の質問の中で、これちょっと年度前ですけれども、訓練を重ねることによってやはり見直しを行っていくよという形で答弁をいただいているわけでありまして、そうしますと、今2回津波避難訓練を行っているわけでありまして、そうしたところの中でほぼ98.5%の方が時間内に間に合って、避難できたということで、あとはこの参加数、サンプル数をどんどん増やして精度をよくしていくということだと思われるんですけれども、その取り組みの方法、先ほど私は町は胸張って大丈夫だって誇れているということでPRすべきだということを行ったけれども、余り安心して過ぎちゃって実際になったときに逃げおくれでは困りますので、やはり実際に逃げさせていただくことも必要だと思います。

それと、この統計要覧の中で気になる数字があるんですけれども、実際、この津波避難訓練のほうはここにお住まいの方々が参加されているわけでありまして、22年の調査結果でありますけれども、常にお住まいの方が22年度で2万9,815人ですけれども、昼間よそから働きに来られている方が3万1,239名という形で、昼間の人口指数として夜に比べまして1.05%増えているわけでありまして、ですから、そういった方々も含めた参加というんですか、そういった啓蒙も必要ではないかと思うわけで、どんどんハードルを高くして申しわけないんですけれども、やはり吉田町に見えている方々のお一人お一人の安心・安全を守る見地からも、自主防とうまく連携しながら、進出されている企業の皆様方とも連携しながら、しっかりとした形で数字を上げていかなきゃならないと思うんですけれども、この0.5%の方々、約1,420余名増えているわけでありまして、その辺のところの対応というのを自主防の皆さんからそういった不安の要素の要望なんかも来ていませんか。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） それこそ今、組単位、自主防災会単位で避難訓練を進めているところです。

ある会社だったんですが、どういった訓練をという話はうちのほうに来ていまして、こんな訓練を進めたらいいかということの答弁をさせてもらっています。そういう人たちがその訓練のときに参加しているかどうかというのは、ちょっと確認はしていません。ただ会社として町と一緒にこの訓練に参加したいというような訓練の方法について、聞きに来ている会社もございまして、またそういった会社につきましては、ぜひ参加していただきたいというような状況と、どれぐらいの実績ですか、そういうのもまた調査していきたいと思っています。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番です。

最後の関連で避難待機時の関係ですけれども、答弁で避難タワーに逃げている間の時間は数時間程度であるから、そこには非常食、毛布は備蓄しないよと。これはどこへ行っても何もないところはどうするんだ、トイレもない、何もないということで、よく聞かれるんですよ、町民の方から言われることなんですけれども、担当課も言われていると思うんですけども、一切そういったことであるから、2次避難先でそういったものは完備することでという

ことであつたんですけれども、先ほどの答弁の中で、トイレのことは出ていなかったんですけども、トイレの要望というのはいないんですか。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） トイレのほうも要望は出ております。ただ、前もちょっと話をさせてもらったと思っているんですが、避難タワーというものは工作物で今、建築確認上の工作物という形で今やっております、倉庫とかそういったものは建てられないという話もさせてもらっています。そういった中で、2次避難所、そちらのほうにそういった非常食なり、トイレなりを確保していきたいなと今考えています。津波が到達して、変化グラフでは約3時間という状況が見えるものですから、3時間我慢してもらって、第2避難所へ行って休んでいただくということで今考えているところです。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 最後にしますけれども、認識として地震、津波、すぐ逃げろ、持って逃げちゃだめですよ。どうなんですか。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 寒いときに毛布1枚欲しいよという話をよく聞きます。うちのほうは寒いときには着込んで行ってよということは説明会とか、そういう質問があったときには言わせてもらっております。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） わかりました。

ちょっと最後のほうあれですけれども、そういった要望もありますので、対応として下のほうに簡易的な倉庫を置いておいて、突き破り方式で何かとるような形で対応できると思われるものですから、そういったものも含めて、今後の自主防が行います津波避難訓練の結果を受けて、固定にしないで新たな模索として検討していただきたいと思います。

きょうは、98.5%の検証結果、想定内にみんな逃げられたということが確認できましたので安心しました。

以上、質問を終わります。

○議長（大塚邦子君） 理事、山住和恵君。

○理事（山住和恵君） 最後の藤田議員の結論で自分の御意見をおっしゃられるのはいいんですけれども、可能か可能でないかというところの問題もございますので、そこはできないと、例えばトイレを下に設けるという話がございましたけれども、避難してきて津波が来たときに、その設置したトイレに上に逃げた人が果たして行けるかというところの問題もございますので、今、藤田議員が最後におっしゃられた内容のことについて、すべきものとできないものということはあるというところは御承知おきをしていただきたいと思います。

○10番（藤田和寿君） 時間が来たのであれですけれども、私はポータブルトイレを置いておけば、上に持っていけるかなと思ったものですから、下につくれということではないものですから、御理解願いたいと、いろんな方策で考えていただきたいということです。

終わります。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開は1時とします。

休憩 午前 11時54分

再開 午後 零時55分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 三 輪 美 由 紀 君

○議長（大塚邦子君） 引き続き一般質問を行います。

1番、三輪美由紀君。

〔1番 三輪美由紀君登壇〕

○1番（三輪美由紀君） 1番、三輪美由紀です。

私は、本定例会一般質問に臨むに当たり、事前に通告してあります町の治水計画について田村町長、そして総合体育館の有効活用について浅井教育長に、それぞれお考えをお尋ねします。

それでは、早速ですが質問に入ります。

初めに、町の治水計画について田村町長にお伺いします。

田村町長は、今まで津波タワーをどこよりも早く完成させ、防潮堤についてはかさ上げの実現に向かっております。決断の速さはすばらしいことだと評価されております。そして、この次はぜひ治水対策をお願いしたいとの考えで、きょうはお伺いいたします。

町の第4次総合計画の中では、生活環境の安心・安全、快適な町づくりとして、災害に強く、住民が安心して暮らせる基盤整備を、また、ゲリラ豪雨に伴う中小河川の氾濫による冠水被害等を解消するために治水対策を実施しますとうたっております。吉田町地域防災計画の中では、集中豪雨、あるいは台風のもたらす風雨、中小河川の氾濫や局地的災害を引き起こすことが予想されています。また、町内の現状は全域が低地となっており、河川の増水による浸水の危険性が高くなっていることがわかっております。課題としては排水機場、ポンプ、河川の通門等の老朽箇所について修理が必要です。そして、水害を軽減するため、河川の排水能力の調査やしゅんせつ工事を行う必要がありますと指摘しています。また、5年後として、災害から住民を守るため治水計画を策定し、河川及び都市下水路の整備を行うことにより浸水被害が減少しているとされております。

さて、先ごろの天気予報では豪雨警報が頻繁に発令され、町内ではその都度満潮、干潮を気にしながら、庭に置いてある車は水につからないか、床下、床上浸水はどうかと心配される声を多く聞きます。特に、住吉川に至っては海拔2.4メートルから2.9メートルの地域であります。海岸近くの住吉川はもともと傾斜がなく、ふだん水は流れていない状態であります。この住吉川は特養介護施設付近から南に流れている排水路があり、水産加工会社付近での住吉川と合流をしております。住吉川の合流地点では、特養介護施設付近から南に流れてくる排水路の水量が多く、また勢いがある流れなので坂口谷川に流れていきます。住吉川の水は反対の東側、鉄鋼場の方向に押し戻され、避難タワーC地区付近では冠水状態になります。

現在、4基のポンプを設置してあります。現在の住吉川の状態では、なかなか冠水状態はおさまらない状態であると思われます。

そして、住吉川のほかに大浜の稲荷川もいつも冠水します。吉田中学校第2グラウンド南からの排水路と片岡中央排水路、三軒屋川が稲荷川に合流しています。水門を閉めたことにより冠水し、被害があったことを聞いております。また、町民の方からは水門を閉めるタイミングが大事ではないかともおっしゃっていました。現在、ポンプが2基用意されております。排水の場所が1カ所に集中してはいないでしょうか。稲荷川近くの排水幹線南にある東浜川や大浜川は冠水したことはないと思われます。住民の皆さんからは、町と河川の専門家が一緒になって検討してほしいとの要望がありました。

そこで、町長に河川の冠水を防ぐ方策と町の治水計画について、以下質問をします。

- 1、我が町の治水計画の進捗状況はどうでしょうか。
- 2、住吉川の排水対策と現在の状況はどうでしょうか。
- 3、稲荷川の排水機場対策の効果はどうでしょうか。

次に、吉田総合体育館の有効活用について、浅井教育長にお伺いいたします。

我が町は総合体育館という立派なスポーツ施設があります。バレーコート4面、卓球台25台、バドミントンのコートが10面できる大きなアリーナがあり、2階では柔道場、剣道場があります。その隣には県下一とも言われる吉田中学校があり、部活動の種目は県下でも一番多くあるかと思われます。教育長は吉田中学校に在職されていたことがおありですので、よく御存じだと思います。また、県大会出場を果たしている部活動も数多くあります。

吉田中学の最近のニュースでは、野球部が静岡県中学選抜野球大会では熱戦の末、サヨナラ勝ちをしたということがあります。あの瞬間、町民は感動しました。優勝は先生と生徒との信頼関係、また先生の情熱とさらに日夜の練習の成果だと思います。町民にとって中学生の活躍はうれしいことでもあり、誇らしい出来事であります。グラウンドを十分利用しての結果でもあると思われます。

しかしながら、私は部活動の全体レベルを上げたいと考えております。それには部活動の練習を総合体育館で行ったらどうかと考えます。例えば、吉田中学校の体育館1階では、卓球部の男子及び女子、柔道部、剣道部、2階ではバスケットボール部の男子及び女子、バレーボール部の男子及び女子が練習をしています。部員が多いと練習時間も限られてきていると思います。しかし、バレーボールでもコートが十分使用できる状態であれば、1年生から十分にボールがさわれ、練習ができます。また、卓球部でも台数が多くあれば、全員でボールが打てると思います。また、たくさんボールをさわれたり、打つことができれば、部活動に進んで行くようになり、楽しい学校生活が送れるのではないかと思います。私は将来、我が町を背負っていく中学生の部活動がもっと活発になっていくことを希望いたします。そこで、以下質問をいたします。

- 1、中学校での各運動部での人数を把握していますか。また、実際部活動の練習はどのように行われていますか。
 - 2、中学校の体育館の活動スペースが狭い中で、十分に部活動ができていますか。また、総合体育館を使わない理由は何でしょうか。
 - 3、部活動の環境を整えて指導の充実をより図る考えはあるでしょうか。
- 以上が私の一般質問の要旨です。御答弁よろしくお願いたします。

○議長（大塚邦子君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦登壇〕

○町長（田村典彦君） 町の治水計画について御質問のうち、1点目の我が町の治水計画の進捗状況はどうかについてお答えします。

町では、第4次吉田町総合計画の後期基本計画、治山治水対策の中で、水害、土砂災害による被害を最小限にできる町を目指す状態として、災害から住民を守る治水計画を策定し、河川及び都市下水道の整備を行い、浸水被害を減少させる方向性が示されており、具体的な指標として大窪川の改修率が挙げられております。

町全体の治水計画を策定する事前準備としまして、町を流れる河川を水系別に整理させていただき、1つ目として、準用河川大幡川と流れ込む河川を含む水系、2つ目として、県管理である2級河川湯日川に流れ込む水系、3つ目として県管理である2級河川坂口谷川に流れ込む水系の3つに大別し、それぞれの流域について調査を順次行い、課題の抽出作業に取りかかっております。

まず、1つ目の準用河川大幡川に流れ込む大窪川及び問屋川でございます。大窪川は、大幡川との合流地点である横手橋付近から上流に向かい、現況の調査を行い、将来の流量を見込んだ断面を決定し、平成元年度以降、整備を進めております。今後は大窪川上流部において、富士見幹線の完成や大規模な開発も予想されるなど、大窪川に流れ込む流量に変化が生ずる可能性が多いことから、大窪川の流末である大幡川を含んだ河川の整備に関する計画を策定してまいります。

具体的には既に作業に取り組んでおりまして、昨年度から大幡川の測量作業を実施しており、本年度はその成果をもとに、さらに細部にわたる大幡川の測量設計業務委託を実施し、具体的な改修方法を決定し、順次改修工事を実施する計画でございます。

次に、問屋川でございます。問屋川につきましては、平成23年度に流下能力を検証する排水計画策定業務を実施しており、河川の現状を把握しております。今後はその結果に基づきました詳細設計を行い、改修工事を実施していく計画でございます。

次に、2つ目の県管理の2級河川である湯日川に流れ込む西の宮川、成因寺川、稲荷川でございます。それぞれ河川の置かれている状況は異なっており、その中でも稲荷川は上流部に住宅地も多いことや稲荷川の流末である湯日川との合流地点が海に近く、満潮時における影響を受けやすい状況から、強制排水の方法を視野に入れた計画を策定する必要がございます。西の宮川と成因寺川は、過去に行った河川改修が一定の効果をもたらしておりますことから、現時点での計画では、本川の湯日川を含むしゅんせつ等の維持管理を静岡県とともに行うことで良好な排水状態を確保する方針でございます。

次に、3つ目の県管理の2級河川である坂口谷川に流れ込む宮裏川及び住吉川でございます。

宮裏川につきましては、現在排水機場や水中ポンプによる排水処理を実施しており、今後もしゅんせつ等の維持管理を継続してまいります。宮裏川や住吉川が流れ込む坂口谷川は、管理している市と県におきまして、坂口谷川水系河川整備計画を策定する予定であると伺っております。このことから、県が整備計画を策定する作業の中で住吉地区における内水処理を考慮した計画とするよう働きかけるとともに、住吉川の流末につきましては、さきの稲荷

川の流末と同じく強制排水を視野に入れた計画策定に向けて取り組んでまいります。

次に、2点目の住吉川の排水対策と現在の状況はどうかについてお答えをします。

住吉川の浸水対策についてですが、住吉川流域は東西の排水勾配が緩やかな地理的な要因もあり、大雨時における自然流下能力をカバーする必要があることから、坂口谷川との合流地点において、平成18年度から1分間に8立方メートルの排水能力を持つ10インチの水中ポンプを4基設置、大雨時の道路冠水や家屋の浸水被害を軽減させる対策を行っております。

しかしながら、近年の頻発する豪雨は局地的に大雨をも降らせ、住吉川の最終放流先である2級河川坂口谷川を一気に増水させ、また満潮時の影響も相まって、住吉川からの排水を阻害し、内水氾濫による道路冠水等の被害を引き起こしております。このため当町では、住吉川へ流れ込む流量を減少させる対策として、都市計画道路榛南幹線の歩道内に通常の道路側溝よりも大きい排水路の整備を平成25年度末に完成させ、住吉川への負担の軽減を図ってまいりました。また、住吉川は最終放流先である坂口谷川における潮の干満の看板の影響を大きく受けますことから、河川管理者である静岡県に対しまして、大雨時においても河川の良い水の流れが確保されるよう坂口谷川河口部のしゅんせつを常々要請しており、島田土木事務所において坂口谷川河口部のしゅんせつを行っております。

坂口谷川の今後の整備の方向性についてでございますが、静岡県では坂口谷川水系河川整備基本方針を平成27年3月に示し、その中において河川流域にお住まいの皆様の生命・財産の安全確保を目標とし、現在おおむね5分の1年確率の河川改修が済んでいる河川を、50分の1年確率の降雨に対し、安全に洪水を流下させる治水施設の整備を目指す方針が示されております。当町としましては、住吉川への影響が軽減されるよう静岡県に対しまして、坂口谷川の整備計画に基づく河川改修の促進を積極的に働きかけていくとともに、施設整備だけではなく、降雨時等に対して浸水被害の軽減を図れるよう水位観測のモニタリングや河川のパトロール等、関係機関及び町民の皆様との連携により、流域一体となった治水対策に努めてまいります。

次に、3点目の稲荷川の排水機場対策の効果はどうかについてですが、現在稲荷川には、排水機場がございませんので、大雨時の稲荷川における浸水対策についてお答えをします。

稲荷川も住吉川と同じように、県管理の2級河川湯日川に流れ込んでいる河川であり、やはり満潮時の影響を受ける河川でございます。このため、大雨が予想される場合など、稲荷川の末端部に応急的な浸水対策をして、1分間に4立方メートルの排出能力を持つ8インチの水中ポンプを3基設置し、浸水対策を実施しているところでございます。また、稲荷川上流部の宅地化の影響などもあり、稲荷川への流入量が増えていることから、少しでも河川の流れの負担を軽減させるため、しゅんせつ等もあわせ、行っております。このほか大雨時等においては、国土交通省が保有する災害対策用機械である排水ポンプ車等の配備支援の申し出を静岡河川事務所からいただいておりますので、この支援も活用していきながら、さらなる治水対策の強化を図ってまいります。

○議長（大塚邦子君） ここで申し上げます。

1番、三輪美由紀議員のただいまの2項目目の質問の2の中で、使用しない理由については通告をされておられませんので、答弁がないかと思いますが、御承知おきください。

教育長、浅井啓言君。

〔教育長 浅井啓言君登壇〕

○教育長（浅井啓言君） 質問事項の2つ目、総合体育館の有効活用についてお答えいたします。

昨年度は吉田中学校野球部が第45回静岡県中学選抜野球大会において優勝という輝かしい成績を残しております。これは野球部を指導した先生方と生徒の信頼関係や練習はもちろん、保護者の皆様や関係者の皆様の協力によりなし得た結果であると思っております。

中学校学習指導要領では部活動の意義について、生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化及び科学に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養に資するものであると示されています。部活動は身体的及び精神的にも強い意志のある生徒を育成するために有意義なものであり、また生徒自身が活躍することでより自己肯定感が高められ、社会を生き抜く力をつけることができ、さらには生涯学習、生涯スポーツの振興にもつながるものと考えております。

初めに、1点目の御質問でございます中学校の各運動部の人数を把握しているか、また実際、部活動の練習はどのように行われているかについてお答えいたします。

まず、吉田中学校につきましては、議員の言われるとおり県下のマンモス校であり、生徒数は876人を数えております。吉田中学校には、運動部では野球部、サッカー部、ソフトテニス部や男女バスケットボール部、男女バレー部など17の部活動があります。また、文化部では吹奏楽部や美術部など6つの部活動があり、全ての生徒が運動部、文化部合わせて23の部活動に所属しています。毎週月曜、水曜を除く火曜、木曜、金曜、土曜、日曜を活動日としています。屋外の運動部としましては、野球部に40人、サッカー部に56人、ソフトボール部に17人、陸上競技部に116人、男子ソフトテニス部に74人、女子ソフトテニス部に55人が所属しております。屋内の運動部としましては、男子バスケットボール部に33人、女子バスケットボール部に21人、男子バレーボール部に35人、女子バレーボール部に23人、男子卓球部に21人、女子卓球部に46人、弓道部に48人、柔道部に16人、剣道部に15人、なぎなた部に51人、水泳競技部に44人所属しており、運動部は合計711人となり、全校生徒の約80%以上が運動部に所属していることとなります。ただし、水泳競技部44人のうち10人と陸上競技部116人のうち51人の合わせて61人につきましては、学校外のクラブチームに所属しており、活動の中心はクラブチームが主体となっております。

総合体育館の利活用の可能性を考え、吉田中学校の体育館を利用している部活動について、活動内容を御説明いたします。

まず、吉田中学校体育館2階の第1アリーナを利用している部活動は、男女バスケットボール部、男女バレーボール部の4つございます。吉田中学校体育館の第1アリーナはバスケットボールコート2面を配置できる広さはございますが、平日は男女バスケットボール部、男女バレーボール部の4つの部活動で第1アリーナ全体の4分の1ずつ使用しています。そして1階の第2アリーナでは、男女卓球部が曜日や時間帯を調整して使用しています。1階格技場では、剣道部と柔道部が活動を行っております。なぎなた部につきましては、総合体育館2階格技場で活動を行っております。

第1アリーナを利用する男女バスケットボール部、男女バレー部については、どの部活動も30人ほどの部員が所属しています。それぞれの部活動においても1コートの半面という限られたスペースでありますので、個人の技術習得のためのドリブルやパス、トス、レシーブなどが練習の中心となります。試合形式等での練習で1コートを使いたい場合には、各部の

顧問が活動日や活動時間を調整し、使用している状況でございます。男女卓球部、剣道部、柔道部、なぎなた部の活動は、試合を行うためにはコート上に2人、卓球ではダブルスで4人しかコートに入れず、試合などを想定した練習を行うためには、大変広いスペースが必要でありますので、限られたスペースの中で個人技術習得のための練習を行い、必要により試合形式での練習などを行っている状況でございます。

次に、2点目の活動スペースが狭い中で、十分に部活動ができているかについてお答えします。

先ほど申し上げました試合形式等での練習で1コートを使いたい場合には、各部の顧問が活動日や活動時間を調整し使用しています。練習にはボールを使った技術的な練習はもちろん必要ですが、中学生の心身の成長の上で基礎体力の向上は必要不可欠であり、走力練習や筋肉トレーニングはアリーナ以外の場所でも取り組むことが可能でございます。また、第1アリーナを使う4つの部活動については、各部全員が一度にコートに入るには多い人数ではございますが、7月には中体連の大会が終わるため、8月ごろからは1、2年生が主体となって活動することになります。確かに、コート半面で30人は多い状況が考えられますが、3年生が抜けた場合には、適度な人数で練習が行えている状況でございます。当然、練習内容についても、コートは広ければ広いほどコートの広さに合った練習メニューが可能となりますが、子供たちの心身の成長には限られたスペースの中で工夫して練習に取り組むことも必要であると考えます。それぞれの顧問の先生方が工夫し、その子供たちに合った練習を考え、取り組んでおりますので、現在においては支障のない中で活動ができているものと考えております。

3点目の部活動の環境を整えて指導の充実をより図る考えはあるかについてお答えいたします。

指導の充実をより図るために部活動の環境を整えるに当たり、2つの考え方があると思います。1つが指導者の充実、もう1つがハード面の整備でございます。

まず、指導者の充実についてですが、吉田中学校では、現在男子テニス部やなぎなた部など6つの部活動において外部指導者をお願いし、指導の充実を図っております。外部指導者には、顧問の先生方の補助的な役割を担っていただいておりますが、部活動に外部指導者を導入することで、部員の多い部活動においては顧問の負担軽減や指導が増えることによる生徒一人一人への指導により技術の向上が見込まれます。吉田中学校では、引き続き部活動において外部指導者を取り入れ、技術の向上、部活動の活性化を図っていきたいということでございます。

次に、ハード面の整備でございますが、教育委員会といたしましては、昨年テニスコートのフェンスのかさ上げ工事を実施しましたが、本年度は野球、ソフトボールの得点板の改修を計画しております。今後におきましても、できる限り生徒の部活動に打ち込みやすい環境を整備してまいりたいと考えております。

また、ハード面の環境整備として、吉田町総合体育館の利用が考えられます。現在、吉田中学校の部活動はなぎなた部を除き中学校の体育館で行われており、総合体育館は一般利用者のための施設としてすみ分けしてございます。なぎなたについては、平成15年の静岡国体を機に町を挙げて取り組んだ経緯があり、総合体育館の武道場については健康づくり課のヨガ講座等の授業を除き、平日の一般利用はほとんどない状況でありましたので、なぎなた部の総合体育館の武道場を使用しております。

現在、総合体育館アリーナの平日の午後の利用状況については、主に幼児体操教室、キラ

り高等学校の体育の授業や部活動などに利用され、午後5時に終了します。仮に部活動を総合体育館で行う場合、午後5時以降に利用することになります。吉田中学校の完全下校が一番遅い夏場でも午後6時までとなっており、清掃作業を行うことを考えると数十分しか練習ができず、効率的な練習ができるとは考えられません。また、総合体育館と学校との行き来で下校がルーズになりかねないことや下校を急ぐ余り、片づけや清掃作業がおろそかになりかねないこと、帰りが遅くなったがために不審者被害や事件に巻き込まれることなどが懸念されます。先ほども申し上げましたが、部活動の意義を踏まえ、現在でも充実した部活動が行われていること、また総合体育館の利用状況からアリーナで部活動を行うことで一般の利用者が利用できなくなる状況が発生し、一般利用者に不便を来す可能性があることを考慮すると、現在のところ、平日の総合体育館の部活動での利用については難しいと考えております。なお、土曜、日曜の総合体育館については、さまざまなスポーツ大会に利用されておりますが、昨年度においても練習試合や部活動に使用している状況がございますので、今後も土曜、日曜の総合体育館がいている状況がありましたら有効に御利用いただきたいと考えております。

また、本年度吉田中学校体育館天井落下防止対策工事の施工を予定しておりますが、工事期間中、学校の授業及び部活動において、総合体育館の使用が必要な場合があると考えられます。これにつきましては特に必要な措置でありますので、一般利用者にも御理解をいただき、事前に学校の計画と十分調整を図った上で円滑な総合体育館の運営を行ってまいりたいと考えています。

○議長（大塚邦子君） 再質問はありますか。

1番、三輪美由紀君。

○1番（三輪美由紀君） 1番、三輪です。

先ほど、ポンプ車とポンプのほうが稲荷川と住吉川のほうに設置されておりますとおっしゃっていましたが、ポンプ車を住吉川と稲荷川両方にお借りできるのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 住吉川と稲荷川の両方にポンプ車をお借りすることができるのかという質問だと解釈しました。どちらにも国土交通省のほうからは借り入れることはできますが、地理的要因というか物理的な要因で、今のところは稲荷川のほうにポンプ車を持ってきました、ある程度のスペースがございまして、アウトリガーといひまして、車体を安定させなければならないスペースが必要でございまして、そういうスペースのことを考えますと、今は稲荷川のほうに設置を考えてございます。

〔「そうですか」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 1番、三輪美由紀君。

○1番（三輪美由紀君） 1番、三輪美由紀です。

ポンプ車のことですけれども、1時間ぐらい豪雨が降ったとして、どのくらいの排水量、ポンプ1基、4リットルの排水能力があるということをお伺いいたしましたけれども、そのポンプ車が1時間回ったとして、どのくらいの排水能力があるかわかりますか。大体、30分から1時間ぐらい豪雨というか、それが続くと思うんです。そしたらどれくらい……。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 今、稲荷川のところには常時排水ポンプは設置されておらずで、大雨時が想定されるときには発電機を持ってきて、そこに設置をさせていただきます。

ます。ポンプ車というのは、またその違う話でございまして、さらに排水能力、浸水対策能力を高めたいがために、国土交通省のほうから持ってきていただくという手はずをお願いするわけですが、大変申しわけないのですが、今、私のところの手持ちの資料ではそのポンプ車の排水機能をちょっと把握しかねておりますので、少し時間をいただければ、すぐに……すみません。理事のほうで。

○議長（大塚邦子君） 理事、山住和恵君。

○理事（山住和恵君） 国土交通省で紹介します災害対策車両の排水ポンプ車ですが、能力的には1分間に30リットルございますので、30分かければその30倍ということになりますけれども、ただ、その場合でも効率とかいろいろございますので、それを目安にということで考えていただければいいかと思えます。あとは、近隣でも静岡河川事務所に2台配備されていますけれども、ほかの浜松とかほかでもございますので、場合によっては複数ということも可能でございますが、地形的に各地で浸水被害というのは重なることもございますので、必ずしもそういうことはできるかというところはございますが、要請に応じて緊急時に応じて対応していただけるということになっております。

○議長（大塚邦子君） 1番、三輪美由紀君。

○1番（三輪美由紀君） 1番、三輪です。

第4次治水計画の完成予定といえますか、大体の予定のあれを、わかっていたらちょっと教えていただきたいと思っております。いつごろまでの完成でしょうか。

○議長（大塚邦子君） 答弁を求めます。

都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 答弁でも申し上げましたように、事前の今準備段階に入っております。推計を三つに主に分けてございまして、調査を今している段階でございます。そんな中で、今一番主にやっているのが大窪川という河川だということも説明をさせていただきました。そういうものを全部集めたものが治水計画だということでそう考えておりますけれども、実際のところ、一つの水系で何年何年だから、プラス何年ということが難しいところでございまして、年を定めるのは少し難しい状況となっております。

○議長（大塚邦子君） 1番、三輪美由紀君。

○1番（三輪美由紀君） 1番、三輪です。

榛南幹線のところに、排水を両方坂口谷川に流していただけたということですが、全部がそれができて完成でしょうか。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 全部という意味合いは住吉がという意味合いでよろしいでしょうか。

〔「はい、そうです」の声あり〕

○都市建設課長（大石 充君） 住吉川のところに流れ込む流域といいまして、流れる範囲ですが、それは決まっております。住吉の大道といいまして住吉神社から海へ向かう縦の道がございまして、あそこが山になっていまして、東と西というふうに分かれてございます。主に住吉川というのは西側ですので、簡単に申し上げますと、大道より西側の人たちのそこへ流れ込む水が流れ込むというような形になってございます。そのものが全部そこに集まってくるのがその住吉川の改修で全部終わりかという意味合いの質問でしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○都市建設課長（大石 充君） ですので、住吉川のところにそういう普通の側溝よりも大きい排水路を設けさせていただいて、結果的には最終的に先ほども申し上げましたけれども、排水機場の設置と、強制排水のポンプ場を設けることが最終的な結論になってくるとは思いますが、根本的な解消になってくるとは思いますが。

○議長（大塚邦子君） 理事、山住和恵君。

○理事（山住和恵君） ちょっと御質問とかみ合っていないところがありまして、ちょっと補足をさせていただきますが、榛南幹川のところの排水路につきましては、整備が完了しております。住吉川全体のことにに関して今都市建設課長のほうがお話しいただいていると思いますので、そういった形でよろしくをお願いします。

○議長（大塚邦子君） 発言注意してください。

1 番、三輪美由紀君。

○1 番（三輪美由紀君） 1 番、三輪です。

坂口谷川のほうへ榛南幹川の水路というか、それは全部もう完成ということによろしいでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 理事、山住和恵君。

○理事（山住和恵君） はい、そのとおりです。

○議長（大塚邦子君） 1 番、三輪美由紀君。

○1 番（三輪美由紀君） 1 番、三輪です。

住吉川のことではちょっとお伺いしたいですけれども、特養介護施設のほうから南に下ってきて、水産会社のところの合流地点なんですけれども、その合流地点がすごく南からの排水のほうに勢いが強くて合流地点では勢いの強い水流が西のほうの坂口谷川に流れておるんです。そして、流れのない住吉川のあれはまた東のほうに戻されて工場鉄鋼場のほうに流されておりますので、そのあたりにどういうふうに見ているか、考えていらっしゃるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 先ほどの答弁大変申しわけございませんでした。住吉川の流末は浄化センターのところで坂口谷川に出ています。そのところで自然流下能力を見ていまして、満潮時の坂口谷川の河川の高さもあるんですが、自然に流れている分にはそれは一番いいわけでございますが、流れを見ながら全川、住吉川を西から東へパトロールをしながら現状確認をしている状況でございますが。

○議長（大塚邦子君） 1 番、三輪美由紀君。

○1 番（三輪美由紀君） 1 番、三輪です。

そのときに、その合流地点の水の流れの方向を見ていらっしゃいますか。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） パトロールの中で暗い部分もございしますが、確認をしております。

○議長（大塚邦子君） 1 番、三輪美由紀君。

○1 番（三輪美由紀君） 1 番、三輪です。

私がこの前の大雨のときに、雨が上がった時点で行ったときには、もう特養介護施設のほ

うから流れてくる水の量がすごく多くて、それで勢いのいい流れの水は坂口谷川へすごく流れているんです。そして、住吉川の水というのは、それと一緒に流れてくれればいいんですけども、流れなくて逆に鉄鋼場のほうへ戻っているんですよ。そこで避難タワーのC地区の付近にはすごく流れがなくてたまっているという状態ですので、もし大雨が降りましたらぜひその状態をちょっと見ていただきたいと思います。

そしてもう一つ、河川の専門家といいますと、三大河川のほうの湯日川と坂口谷川ともう一つ県のほうの河川のしゅんせつ工事を行うということでありましたけれども、それはもう専門家でやっていらっしゃると思うんです。そしてまた、この排水のほうの専門家といいますか、排水の稲荷川の3本入っていますね。上のほうから中学のグラウンドのほうと片岡のほうからと3本、排水稲荷川のほうに入っていると思うんですけれども、そういうことも専門家と一緒にどうしたらこうということはまだ考えていらっしゃいませんか。一緒に考えてほしいということが町民の皆様の要望なんですけれども、そういうことはまだ考えていらっしゃいませんか。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 大幡川、大窪川のほうを順次整備しまして、それが終わり次第、今の稲荷川のほうの調査に入る計画でございます。

○議長（大塚邦子君） 1番、三輪美由紀君。

○1番（三輪美由紀君） 1番、三輪。

そのときには、じゃ専門家を交えてということによろしいでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 専門家という言葉が正しいかどうかありますが、コンサルタント等と私どもと協議をいたしまして調査をしております。

○議長（大塚邦子君） 理事、山住和恵君。

○理事（山住和恵君） ちょっと補足をさせていただきます。坂口谷川、湯日川、今回大井川はございませんけれども、そちらの川を管理しています県のほうとそちらに水は出ていくことになりますので、そちらの機関と適切に御相談、協議をさせてもらいながら、計画は進めたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 1番、三輪美由紀君。

○1番（三輪美由紀君） 1番、三輪です。

ありがとうございました。そういうことで前向きに考えていただければ本当にうれしいかと思えます。またよろしくお願いたします。

では、浅井教育長、部活の練習は十分にできているということでありましたけれども、総合体育館の使用の仕方というのは、社会人に貸しているということで、使うということはまた難しいということをおっしゃられましたけれども、毎週とか毎日とかということではなくて、本当に試合の前とか何か火曜日、金曜日は私もあいているということは聞いております。もしそういうところで、あいているようでしたら、ぜひ使っていただいて精神的、肉体的に今の中学校の体育館で十分だとおっしゃっていらっしゃいましたけれども、でも技術面としては、まだまだ対外試合をやる前にもう少し練習をしていただけたら、もっと十分に試合ができるんじゃないかなと、私は思っておりますけれども、よろしくお願したいと思っておりますけれども。

○議長（大塚邦子君） 答弁を求めますか。

○1番（三輪美由紀君） はい。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 答弁で申しましたとおり、やっぱり平日はなかなか総合体育館の利用のぐあい等、厳しい状況でございます。土曜日、日曜日については、あいているところが練習試合等で使っているというのが実態です。ですので、例えば夏休みだとか、冬休みでもいわゆるそれは平日になりますけれども、あいているところであれば学校が許可をもらってやることは可能だと思います。だけれども、現状としては平日は厳しいです。土日で活用するところがあるということです。

○議長（大塚邦子君） 挙手をお願いします。

1番、三輪美由紀君。

○1番（三輪美由紀君） 1番、三輪です。

そういう中で、ぜひ生涯スポーツにつながるような環境であって、私たち今体育協会のほうもなかなか若い人たちが入ってくるということがありません。ぜひ将来に向かって私たちはもう中学の部活動が一番大事な時期じゃないかなと思っているんです。それで、技術もちょっと伴わないと社会に出てから、この中学からのスポーツというのは、つながらないんじゃないかなということは考えておりますので、ぜひ技術のほうもあわせて全体のレベルを上げるような方策といいますか、大勢の部員数がいらっしゃいますので、指導者も大勢つけていただいて、そして十分な練習ができるような対策をとっていただきたいと思います。これからの吉田町、スポーツのほうも十分に若い人たちに参加していただきたいと思っておりますので、このことはどうぞよろしく願いいたします。了解いたしました。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大塚邦子君） 1番、三輪美由紀君の一般質問が終わりました。

◇ 八 木 栄 君

○議長（大塚邦子君） 続きまして、11番、八木 栄君。

〔11番 八木 栄君登壇〕

○11番（八木 栄君） 11番、八木 栄です。

私は、平成27年第2回吉田町議会定例会の一般質問におきまして、さきに通告いたしましたとおり、道路埋設物の管理について質問をいたします。

道路は、人々が生活するところには必ず存在するものであります。当町においても、幹線道路や生活道路等の整備が進められ、暮らしの中でも大変便利になっております。また、道路は、単に交通のためだけの利用にとどまっていることはなく、道路の地下には、電気、ガス、水道、下水道、光ケーブル等、生活に密着した施設が埋設されております。また、道路工事や道路に面する建築工事、それに地下埋設物の工事等により道路を掘削しているところは、日常よく目にするものであります。こうした工事を施工する際、時として事故が発生することもあるかと思えます。事故発生時には、そこに住む住民の方々に、大変な迷惑がかかることは当然のことです。したがって、そうしたことのないように、これらの埋設物を管理されていることと思えます。

道路、町道の管理は、吉田町が行っていますが、道路地下埋設物については、どのように

なっているのか。

以下、質問をいたします。

1、町の管理する地下埋設物にはどのようなものがあるか。

2、光ケーブル、これは陸閘の開閉、そして海岸の監視カメラなどの光ケーブルですが、この管理はどのように行っているのか。

3、過日の光ケーブル配管を破損させた事故の状況についてをお伺いいたします。

以上、御答弁のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（大塚邦子君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 道路埋設物の管理についての1点目の町の管理する地下埋設物にはどのようなものがあるかについてお答えをします。

まず初めに、道路法において「道路」とは、法第2条第1項において、一般交通の用に供する道で、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道のことを言い、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となってその効用を全うする施設または工作物及び道路の附属物で当該道路に属して設けられているものを含むものと定義をされており、道路とは、一般交通の用に供される道であることが本来の使用目的であることが示されております。

このため、道路本来の目的以外に道路を使用する場合には、道路の使用関係の秩序の維持を図るため、道路法第32条第1項において、「工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない」と規定をされております。

道路管理者が道路占用物として許可することができる物件については、道路法第32条第1項の各号に列挙されており、その中の1、地下埋設物については、同条第1項第2号にあります「水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件」と、同条第1項第5号にあります「地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設」が該当をいたします。

この中で、御質問にありました町が管理している地下埋設物につきましては、水道事業に関する地下埋設物、下水道事業に関する地下埋設物、その他の地下埋設物がございます。

初めに、水道事業に関する地下埋設物についてですが、平成26年度末現在において、水道管が延長244.9キロメートルでございます。

次に、下水道事業に関する地下埋設物についてですが、平成26年度末現在において、下水道本管が延長69.2キロメートル、下水道本管と宅内の排水設備等を接続する取り付け管が箇所数で5,059カ所、延長は16.2キロメートルでございます。

また、管渠に付随しまして管渠を管理するためのマンホールが2,041基ございます。

最後に、町が管理するその他の地下埋設物ですが、光ファイバーがございます。これは道路法第32条第1項第2号に規定されているもののうち、「その他これに類する施設」に該当し、通信線であります光ファイバーケーブルが2.3キロメートル、光ファイバーケーブルを保護するための本管と予備管の2本で4.6キロメートル、通信線と本管に付随しまして通信線と本管を管理するためのハンドホールが17基ございます。

次に、2点目の光ケーブル（陸閘の開閉監視カメラ）の管理をどのように行っているのかについてお答えをします。

光ファイバーケーブルにつきましては、吉田漁港内に設置してあります陸閘と大幡川水門を役場から遠隔操作が可能となるよう敷設したものであり、平成17年度から平成21年度までの5年間で整備をいたしました吉田漁港津波高潮防災ステーションの施設の一部でございます。また、この光ファイバーケーブルの敷設工事は、吉田漁港に建設いたしました現場基地局子局であります被制御所から役場庁舎6階にあります親局のセンターまでを結ぶ工事で、平成19年度に実施をしております。

この吉田漁港津波高潮防災ステーションは、当時予想された東海地震での津波や台風による高潮から漁港背後地における生命や財産を守るために陸閘の電動化を初め、陸閘と大幡川水門を地震計と連動して開閉鎖できる自動化やセンターからの遠隔操作化を可能としたものであります。

具体的には、平成17年度に基本設計と陸閘電動化実施設計を行い、その後、順次陸閘の電動化工事、被制御所の建築や電気設備、配線工事などを実施してきました。

また、平成19年度には、遠隔操作システム詳細設計、大幡川水門電気設備改修工事のほか、先ほども述べさせていただきましたが、光ファイバーケーブル埋設工事を実施いたしました。さらに、平成19年度の繰り越し事業として、監視カメラなどの現場設備工事や庁舎にあるセンター内の映像設備工事などを実施し、平成20年度と21年度にかけては、遠隔制御親局装置や監視操作卓地震計などを整備するセンター設備工事や遠隔工事を行いまして、平成22年2月に吉田漁港津波高潮防災ステーションが完成をしております。

御質問の光ファイバーケーブルの管理についてであります。この吉田漁港津波高潮防災ステーションの全体の維持管理につきまして、説明をさせていただきます。

初めに、陸閘と大幡川水門及び被制御所内の設備の維持管理についてですが、年1回、陸閘や水門の扉体や操行装置、上下装置などの本体部を初め、制御盤や受電盤、入出力制御盤、遠隔制御子局装置などを対象として、外観点検や踏査確認、絶縁抵抗測定、保護回路踏査試験、機器の清掃などを行っております。また、陸閘や水門の監視カメラ本体や監視カメラ制御装置、センターに設置されている遠隔制御親局装置、情報サーバー、警報盤などの保守点検につきましては、年2回、外観点検やカメラ装置等確認、システム機能の確認、各部電源電圧測定、機器の清掃なども実施をしております。

これら保守点検業務内容につきましては、国土交通省電気通信施設点検基準や建築保全業務共通仕様書などに基づき実施をしており、機器及び施設ごとに、それぞれ専門業者と年度初めから年度末までの1年間を通じて委託契約を締結し、保守点検を行っている状況でございます。

このように保守点検を専門業者へ委託しているほか、町の職員が定期的に庁舎内のセンターにおきまして、監視カメラで陸閘や水門の状況を確認したり、年に数回避難訓練時に実際に陸閘を開閉したりするなど、施設全体に異常がないかも確認をしております。

各機器やシステムにふぐあいなどの異常が発生した場合には、庁舎1階の管理室と3階、6階に警報盤を設置してありますので、平日、休日にかかわらず職員による迅速な対応が図られるほか、専門的な事故においても各補助点検業務の授受者が早急に復旧できる体制を備えてあります。

今後におきましても、緊急時において、陸閘や大幡川水門が正常に作動するよう専門業者による保守点検を初め、職員による施設確認を行い、引き続き漁港背後地の地域住民の皆様の

安全・安心を確保してまいります。

次に、3点目の過日の光ケーブル配管を破損させた事故の状況についてお伺いしますについて、お答えをします。

過日の事故ということでございますので、町が把握しております直近で起きました町内の事故についてお答えをいたします。

本事故は、民間業者による住吉字東ノ坪のコンビニエンスストア建設事業に起因したもので、事故の概要としましては、工事施工業者、さきに述べさせていただきました町が管理しております光ファイバーケーブルの予備の本管を破断したというものでございます。

それでは、事故の状況を時系列に沿いまして御説明をいたします。

事故が発生したのは、本年1月15日の午後2時ごろで、工事請負業者の下請業者が矢板工施工に際し、町道内に打ち込んだH鋼により光ファイバーケーブルの予備の本管を破断したというものでございます。この事故を本年1月18日に工事請負業者から調整池設置工事に伴い、道路側溝の一時撤去から支障があることから申請された道路工事承認申請によるH鋼の打ち込み作業時に起きた事故でございます。

町に対する事故の報告についてでございますが、破断したものが埋設してある予備の本管であったため、その調整池設置工事の道路掘削が行われるまで、事前に打ち込んであったH鋼が光ファイバーケーブルの予備の本管を破断していたことがわかりませんでした。このため、事故発生から6日後にわたる道路掘削時の1月21日に、工事請負業者から事故があった旨の連絡を受け、翌1月22日に町の職員が現地等の立ち会いを行い、吉田漁港津波高潮防災ステーションの遠隔操作や映像配信に影響がないことを確認しております。

破断した光ファイバーケーブルの予備管の復旧工事についてですが、道路工事承認時に工事請負業者に対しまして、道路工事承認書の承認条件の中で、承認工事により第三者に損害を与え、または紛争を生じた場合には、道路工事施工者の責任において損害を賠償し、または紛争を解決することを条件として付しておりますことから、工事請負業者の責任において復旧をしております。

○議長（大塚邦子君） 再質問はありますか。

11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木です。

再質問をさせていただきます。

道路の掘削工事を行うとき、いろんな今三つ目の質問の答弁の中で、申請がありましたと言いますが、道路を掘削する工事を行うときの手続ですけれども、どのような手続になっているのか、ちょっとお伺いします。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 占用工事と承認工事という振り分けがございまして、おのこの申請が必要でございます。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木です。

占用というのは、道路の占用をする要は町の持ち物を貸してもらって占用する工事ということでしょうか。それと、承認というのは、どのような承認ということか。ちょっともう少し詳しく教えていただきたいですけれども。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 議員のおっしゃるとおりでございまして、占用工事というのは、道路管理者、河川管理者、町の場合には町のほうに提出するわけですが、県管理とかという場合は、県にも出すんですが、自分の排水を道路に埋めたいとかというときには出すものが占用工事でございます。ちょっと似て似ないような言葉であるんですが、承認工事というのは、道路側溝、例えばありますが、それをある工事によりまして、側溝と近いものですから、どうしても取り壊さなければならないんだとかというケースがございます。そういった場合に、道路構造物である側溝を一時取り壊して自分のほうの壁なんかをやるといったときに、側溝をつくっていただいて町のほうに帰属していただくというのが承認工事というものでございます。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 今自分は、地下の埋設物ということで質問したわけですが、例規集の吉田町道路管理規則という中で、水道、電気、ガス事業等の工事計画書がというところのたしか7条だけになっているんですが、そこが削除されているんですが、そういった工事は、一応水道は町の管理であります、その辺がちょっとどういったことで削除になったかというのをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 答弁を求めます。

都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 手元に道路管理規則はあるわけですが、おっしゃるとおり第7条は削除になってございます。その前に括弧書きで、例えば6条の場合には、承認工事の表示ということで書いてございますが、第7条に関しまして、私が今持っている資料では、大変申しわけないですが、何が削除されているのか。いつの時点で削除されているかというのがわからない状況でございます。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） じゃ、それはまたあとで直接でも伺いに行きます。

先ほど、町長の最初一つ目の答弁で、町の管理する地下埋設物ということで、上水道、下水道、その他ということで光ファイバーがあるよということで、延べ何メートルということもお伺いしました。今自分が聞きたいのは、光ケーブルの配管を破損させたこと、これはコンビニの工事ということで、私も見に行きましたけれども、これって先ほど道路占用の書類を出すよ。それから承認の書類を出すよということで、課長が答弁されましたけれども、実際道路占用を出すには、目的とかそういうものを書いた印するところもあると思いますし、あと承認というのは、先ほどお話あったように、調整池を大体2メートルぐらいの深さで掘らなければいかんと。そうすると、道路の側溝が落ちてしまうと、だもんで、その側溝をまた後でちゃんと復旧するよというような形の中で、それがちゃんとした町の決まりに合っているもので、やりますよというようなことの承認ということで、私は思っているんですけれども。そういう中で、それが出たときに、もうどういう工事をやるかというのは、書類を受け取るところがどこの担当かわかりませんが、受け取ったところでは、どういう工事をやるというのはわかっていると思います。それで、先ほど町長が言ったように、土どめ用のH鋼を打ち込んだと。私現場を見たら、道路の端から1メートルぐらい中ほどにH鋼が打ってありました。何も調べないでそのまま打てば下に何かあれば必ず潰れますよね。それで先ほど町長の答弁にあったように、配管

が2本あって、1本は実際光ケーブルが中に入っていたと。もう1本は予備管だと。予備管のほうを潰してしまったという答弁でした。本当に自分は実際入っていないほうが傷ついたもので安心はしたですけども、もし入っているほうが傷がついたとしたら、それこそ今のお話だと陸閘のほうの開閉をするためのケーブルが入っているということですが、このケーブルは、実際陸閘も何か所もありますが、このケーブルを破損すると、漁港の周りの陸閘のどの部分が閉まらなくなってしまうのかということをちょっとお伺いします。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、八木三千博君。

○産業課長（八木三千博君） ただいまの件でございますけれども、陸閘につきましては、第1陸閘、第2陸閘、第4陸閘、第6陸閘の4カ所とセンターのほうとケーブルでつながっております。それからもう1カ所大幡の水門もつながっております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木です。

この4カ所の陸閘につながっているということで、もしかこちら側をちゃんと入ったほうを傷つけて破損させてしまったということで、実際、中に入っていることを知らなくて工事をやったわけですから、そういうことがあり得る。そうした場合、その切ったままで、それは先ほどお話があったようにモニターで異常があるよということが確認できるよという話でした。ですけども、そうした場合、異常が出てから、それをじゃ修復する、時間がかかりますよね。その間に例えば地震が来て、津波が大津波じゃなくても港の中へこう入ってくるような津波があって、陸閘が閉まらなかったために、それが港の中の岸壁の中じゃなくて、外へあふれてしまったということも考えられると思いますが、そのようには考えませんか。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、八木三千博君。

○産業課長（八木三千博君） ただいまの件でございますけれども、先ほど町長の答弁にもありましたように、役場の6階のセンターと現場のほう、湯日川の水門がある近くに被制御所があります。こちらの現場の子局になりますけれども、そちらのほうとの間で何か寸断された場合に、当然遠隔操作として役場からの操作はできませんけれども、現地のほうに行って、その子局であります被制御所からの操作として実際動くようになります。閉まります。それがもしだめであっても、現地の扉自体のところで、操作もまたできます。そういうような形になっています。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番です。

今、遠隔操作で閉まる。それから現地でボタン操作で電動で閉まるんですか。それとあと昔のように、ハンドルを回して人力で閉まるというような三つの方法があるというふうに私は解釈しました。それで実際安心したわけです。もしそれがこの光ケーブルだけであったなら、本当にそういった何かあったときは、その漁港の周りの方に大変な被害をこうむるんじゃないかなと、こういうふうに思ったもんですから。今伺いました。それで、今の答弁で安心をいたしました。さすが吉田町だなと、このように思います。

それから、あとこのH鋼で土どめ工事を行った。この書類が出ているということは、受けた担当のほうはどういう工事をやるかわかっているということで、その下に埋設物があるかないかという確認をしないかと思うですよ。その確認というのは、それじゃ、その書類を受け

取った担当課がやるのか。それとも実際工事をやる業者がやるのか。どちらがやりますか。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 業者にお願いするものでございます。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） それでは、担当課としては、役所としては書類の確認や現場の立ち会いはしないということで、あくまでも業者に全てお任せということでよろしいかどうか、再度お伺いします。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 業者の皆さんのほうから立ち会い依頼がございましたら、立ち会いは行います。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） それでは、今回のちょっとした事故がありましたが、これはそれじゃ、全て業者の責任ということでよろしいでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） そのように考えております。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 私は、先ほど町が管理する地下の埋設物はどのようなものがあるかというふうに伺ったとき、その光ケーブルも町が管理するものだよということで、町長の答弁があったものですから、町が管理しているところを工事をやるだから、町がそこへ立ち会うか何かして、あくまでも自分の町の管理するものが少しでも痛まないように、ちゃんとチェックして工事をやらせる、立ち会って確認する。もしあれば工事中も確認をしに行くという、そういうことがちゃんと必要じゃないかなと、このように思っておりますが、それについては、どういう考え方ですか。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） この工事につきましては、議員のおっしゃるように申請が上がってきておりまして、うちのほうも確認はしております。その中に図面等には電気のマンホールの位置ですとか落ちています。落ちていているというのは図面に書かれています。当然のことながら、業者はそれは把握していると思っております。現地を見ますと、現地には舗装の黒いところにカッターの線が入ってしまっていて、仕事をする前の話ですね。カッターが入ってしまっていて、明らかに色が違う舗装がこうありまして、ここには何か入っているなということが確認できる状態でした。ですので、私どものあれではないとは思いますが。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木です。

今コンビニの工事に特化してやったお話を質問したわけですが、それで光ケーブルだったわけで、その1回舗装を切っているから何か入っているという判断が当たり前だと、このような答弁だと思いますが、じゃ、光ケーブルじゃなくて、もしほかの、ほかにも水道管、下水道管というお話がありましたが、そういうものに関しても全て工事をやるときは、そういう道路を掘るときは、幾ら申請が出てきても業者の責任であって、町は一切立ち会いとか、確認とかということはないという解釈でよろしいかどうか。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 先ほども申し上げましたとおりに、照会がございましたら、私どもは出て現場に立ち会います。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） そして、今ちょっとした事故が起こったところは、立ち会いの依頼がなかったから事故が起きたと、そういうことで私は解釈をいたしますが、それならば、役所として、そういうものがあつた場合、仮に光ケーブル1カ所切つた場合、何メートル、何キロ入れかえるかわかりませんが、そういった場合、かなりの金額がかかると思います。それは当然、業者の責任で直すというふうな先ほどのお話があつたもので、業者の責任とわかります。だけれども、物を破損させるということでございますので、そうならないように、町のほうが適切な指導、こういったものはやる必要はないんですか。それについて伺います。

○議長（大塚邦子君） 理事、山住和恵君。

○理事（山住和恵君） 議員のおっしゃられることは、町が全て責任を持たなければいけないということではないと思いますが、基本的にこういった工事をしたいといったところが役場へ上がってくれば、そのときにここは下水道管があるとか、水道管があるとかといった関連図書とか、そういったのを見て、わかり得るような情報を基本的には渡していると思っております。現地のほうにも、そういったものが入っている。ただ、工事を請け負う業者からすると、契約上ないし今回民と民ですので、ちょっとどういう契約かわかりませんが、開発工事に伴って業者が施工をしているということで、申請が開発者、工事はその請け負いの業者となっております。この直接町とやりとりをしているところと、その業者がどういう契約をしているかわかりませんが、例えば町が工事を請負契約した場合には、その業者のほうが適切に各法に触れていないか、そこに工事をするとき、どういった問題があるかといったところは全て把握して施工に入らうと思っております。その辺を要は実際に工事を受けた人がどこまでやるかというところと町が出すものというところを双方が必要だと思っておりますけれども、一義的には業者のほうが、建設業者ですね、ここで工事をするとき、どういったものが考えられるかといったところを踏まえて、施工計画なり、どういった工事をしていくかといったところは検討をしなければいけないというふうになると思っております。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 今の答弁だと、それじゃ、町は全然責任ないよというような形に私はとれます。そうじゃなくて、あくまでもそういう工事の中で、出てきた書類をチェックするわけですよ。そのとき、ここの道路の下には何か入っているよねと、考えたり調べるのが普通じゃないかなと私は思います。ですから、ここをやるときは、1回確認してやるとかいうことが大事じゃないかなと。ましてやコンビニエンスストアをそこへ建てて、それから町へこれから税金を納めるというような形の商売の商店でありますので、そういうことを考えると、やはり町のほうもそれ相応に工事をやる方が、それは元請さんか下請さんわかりませんが、誰が出したかわかりませんが、出てきた書類は一つですよ。その書類をちゃんとチェックしたかしないかだけだと私は思います。そうじゃないんでしょうか。チェックしなくてもいいんですか。その辺のいいというなら、これから全てそうなると思っておりますけれども、その辺をお伺いします。

○議長（大塚邦子君） 理事、山住和恵君。

○理事（山住和恵君） 私は先ほどのお答で、町も申請が出てきたときに、ここにはこういうものがあると。わかり得る情報は伝えているというふうに話をさせていただきましたが、そこ

でわからない問題もありますので、そこは業者さんのほうがやっぱりしっかりと、工法によっても違いますので、通常でいけば管類の上のほうには埋設テープ、こういったものがございしますので、二重とか、そういった形で破損しないような工夫は施工者のほうでもしていると思いますけれども、そこが予期せぬこともございますので、そこは業者さんのほうがやっぱり調べるといことは、必要になるといことを話をさせていただいているといことなんですけれども。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木です。

理事の言うことはわかりました。埋設物に砂が巻いてあったりしてテープが乗っかって、それもわかります。それは掘らないとわからない話ですよ。いきなりH鋼を打つもんで、掘ってからH鋼を打つんじゃないもんで、H鋼を打ってから掘るもんで、それはちょっとできないと思います。ということで、今回はそれを書類が出たときに、今理事のほうからは地下にはこういうものがありますよといことはお話ししておりますと、こういう返事でした。じゃ、担当課のほうは、それをそういうふうにちゃんと告げましたか。大事な光ケーブルだと思えますけれども、それがあるといことを告げましたか。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 具体的には光ファイバーケーブルのことは指導しておりません。占用物に気をつけて工事をするよといことと指導させていただいております。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） それでは、今の答弁でちゃんとそこに物があるよといことを伝えたとい解釈でよろしいでしょうか、理事。

○議長（大塚邦子君） 理事、山住和恵君。

○理事（山住和恵君） 私の言ったのはわかる範囲では説明をすると。わからないこともありますので、業者さんのほうもしっかり調べていただきたいとい話をさせてもらったつもりです。今回の案件については、どうだったかといところは、今課長のおっしゃられたことだと思っております。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 私、やっぱり先ほど話をしたように、この光ケーブルで陸閘が閉まるよといことと、午前中の町長の答弁ありましたけれども、吉田町は津波防災、町づくりの中でも全国的にも先進地区であって、なおかつ津波防災が一丁目一番地だといことを言っておりましたので、そういうことをすごく私も感じておりますので、そういうこととこの光ケーブルを破損したといことは重大なことじゃないかといことと、今回こういう質問をさせてもらったわけですが、そして、その中でも三つのやり方があるよといことと、少しは安心したわけですが、やはりこういったものをちゃんとした管理をしているかといことと、役場がしているかどうかといのはちょっとわかりませんので、上水道だと管網図と、町内の道路の中に埋まったこういう配管の図面があって、私も時々それ見たりすることもございます。ちょっと埋設物のことと伺いますが、下水道のほうにも、私下水道のほうはなかなか行くことがないもんですから、離れているもんで。そういった管網図といひますか、そういうものがあるって管理をしているのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 下水道課長、大石剛久君。

○下水道課長（大石剛久君） 下水道管につきましても、下水道の台帳というものがございまして、それで管理をしているというところがございます。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木 栄。

それでは、光ケーブルというのは、そういう台帳があるかないか。そしてまた、どこが管理しているのか、その辺をちょっと伺います。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、八木三千博君。

○産業課長（八木三千博君） 光ファイバーケーブルにつきましては、台帳は整理してありません。ただ、完成図書がありますので、完成図書のほうで管理はさせていただいております。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 書類を出すところとそういう管理するところが違っているものですから、なかなか出された書類に対して細かいことを言い伝えることができなくて、業者のほうで調べてやってくださいというようなことを、先ほど都市建設課長が言ったような形で私のほうで受け取ったんですけれども、やはりそういうのの横の連携といいますか、そういうのが必要じゃないかなと思いますので、事故をなくすために、今後どうしてやっていけばいいのかなというふうに考えるわけなんですけれども、結局、端的に聞きますが、この今回のこの光ケーブルの事故の原因というのは、それじゃどこにあると思いますか。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 業者の現地踏査が足りなかったと判断します。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木ですけれども、それでは、行政側のミスは全然なかったと、このように解釈してよろしいでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 議員のおっしゃってございました横の連携を密に、町のほうも対応を強化していきたいと思えます。

○議長（大塚邦子君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 承認時において、町は地下埋設物に注意をして工事をするようにという注意を与えておりますし、この件について言えば、賠償を事業者がしていることから考えても、責任は事業者にあるというふうに考えております。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木です。

わかりました。

それでは、業者のミスがあっちゃんとの後の賠償もしたということで、今副町長から伺いましたので、業者のミスということで私は受け取ります。

それで、一応工事が終わったのか、開店をいたしましたよね。それで、その後、H鋼を打って、ケーブルが1本切れたような形になっていて、もう1本中に入っているものはぶらぶらしていたわけなんですけれども、その検査といいますか、その後の確認、光ケーブルは本当に、僕の髪の毛は薄いですが、こんな薄い細かいような毛がすごい束なったものであって、その中の1本がすごい情報量が伝わっていくというようなことを伺ったものですから。それで、あそこは大体十何メートルだか掘ったですよ。自分、こうちょっとはかってみたんですけど

も、18メートルぐらい掘ったのかな。違うね。10メートルぐらいですか、掘ったのは。その間、ぶら下がったということは、やっぱり多少その重みなりなんなりで、中が見えないもんですから、どうなっているかなというふうに思いますけれども、それじゃ先ほどは役場のちゃんとした制御盤ですか、そこへ警報の印が出るもんで、何かあればそれでわかるよと言いましたが、それだけで、それじゃ確認できるのか。それとも、先ほど言ったように細かい線がまとまったもんだもんで、その中の1本でも何かなっていると困るというふうに私は思うもんですから、その確認というか、そういうことはちゃんとしたのかどうかというのをちょっと伺いたいです。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 事故の報告をいただきまして、一報あって現地確認をしてくださいということがありましたので、私どもも行って、産業課の職員も行ってはいますが、現地を確認しております。その目視の時点では、破断している状況を確認しました。制御所のところで異常はないというところで判断をしておりますが。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木。

そういうような調査するのは専門家がいるかと思いますが、それで結局、今ちゃんとそこを埋めて仮舗装をやったような状態でしたので、そこで大丈夫だとは思いますが、将来的に何かもしあったときは困るもんですから。そういうのの担保じゃありませんが、ちゃんとしっかりと検査をしたほうがいいんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺はどのように考えますか。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、八木三千博君。

○産業課長（八木三千博君） 先ほど、髪の毛1本くらいの細いものが束なったのがぶら下がっていたというような中身が入っているほうの話ですよ。そういった先ほど都市建設課長の話があったんですけども、6日後に現場立ち会いをして、正常に動くということだけは今確認がされている状態です。それで、そういう中でも、もしいいものがぶら下がっていた。それにつきましても、ハンドホール内である程度余裕を持ってありますので、ある程度引っ張られても大丈夫のような形にはなっております。

それから、大事なことなんですけれども、先ほどの質問の中で、ちょっと言いそびれた話がありまして、これは非常に大事な話ですので、ちょっと補足説明させていただきますけれども、先ほど三つの方法があると。遠隔、被制御盤、それから本当の現場という話をしましたけれども、その前にもう一つ、遠隔のところで、ステーションの中で無線という方法もありました。それをちょっと言い忘れていました。無線で遠隔操作ができますので、その本当の有線による光ファイバーケーブルによる方法、それから、無線による方法というのがステーションのところでできますので、これで二重までになっています。それがだめで、初めて現場のほうへ出向くという形になっています。

すみません、もう一つちょっと補足的に、地震の場合についてもちょっとつけ加えさせていただきますけれども、今事故の話でちょっと話ししてはいますが、地震のときにつきましては、もう全然さわらなくても、こう自然に自動でなるという形になっています。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） それじゃ、光ケーブルが切断しても無線でちゃんと閉まるようにな

るよと。あとは揺れでまた閉まるようになるよということで、本当に幾つも対策がとってあるという答えをいただいて、本当にさすが吉田町だということで安心しました。

あと、やはり先ほど業者のミスだということなもので、できれば町がお金を出すのじゃなければという言い方はちょっと申しわけありませんが、ちゃんとした検査を1回やってもらって、しっかり安心してもらったほうがいいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、八木三千博君。

○産業課長（八木三千博君） ただいまの件ですけれども、当時切断したときに、すぐに動くという確認はしていますけれども、その後、業者の方はやはり仕事がありますので、動くというのを確認した後、仕事をちょっと優先させてもらって仕事が終わった時点で、再度検査というか、確認作業をやらせてくださいということで、それについては、まだ終わっていません。ちょっと今後やるというか、話になっています。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木です。

そのほかにも道路の中の地下埋設物は、大企業の南から北へ天然ガスも町道の下に入っているとところもありますし、東名高速道路の脇のほうも東のほうの町から西のほうへ行くように、ある程度太いのも入っているということも実際皆さん御存じだと思いますが、そういうことで、道路の掘削とかそういうのをやると、本当に天然ガスなんか無味無臭なもので、漏れているのがわからないですよ、何かあっても。ちょっと火を何かした場合、ぼんといってしまうということもあるもので、そういうことを考えますと、大きな事故が起きる前に、やはりそういう申請が出たら、先ほどお話がありました水道に関しては水道の管網図、下水のほうもそういうものがありますよと。それで、プロパンガスなんか、これは天然ガスの配管図なんかはやっぱり業者なもので、吉田町の管理をするものではないということでございますが、その辺のものはじゃ、町のほうには全然ないということでもよろしいでしょうか。その天然ガスの配管とかというようなものは、町は一切管理していないから、そういうものはありませんよということでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 占用の書類はございます。ただ、そういう仮にどこに何が入っているんだという照会があったときには、基本的には業者の皆さんに、そのわかる範囲でN T Tさん、中電さん、ガスさんのほうに行ってもらおうようにしています。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木です。

占用の書類があるということで、その近くの工事の申請が出たときは大体わかるということだと思いますが、やはり占有しているだもんで、幾らかのお金を町がこう道路を使っているということといただいていると思うものですから。そういうやっぱりある程度小さくてもいいで、ここの道路に入っているよくらいの一覧できるものがあって、それで申請に来たとき、どこの工事をやるよと言ったら、ああ、そこにはこういうのがあるねということ、先ほど横の連携というようなことを課長言いましたが、書類をいただいたときに、やっぱりこの辺はこういうのが入っていると思うので、気をつけてやってくださいねというような、思いやりですか、それぐらいの気持ちで業者に対して何かあったら周りの人が迷惑をしてしまうということです。

よね、町民が。なので、そうならないように、やっぱり吉田町の役場はサービス業だと言っているものですから。それくらいのことをして、少しでも事故がないように上手な工事をやってもらうように進めていただけないかなと思って、これはちょっと要望にもなると思いますが、その辺の考え方はどうですか。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 書類の中に埋設物については、注意をしていただきたいというようなことで入れさせていただきますし、横の連携を強めましてやっていく中で、台帳の整備ということは、今のところ考えておりません。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木です。

私が言いたいことは、窓口なものですから。都市建設が窓口でやるだから、そこにそれらの道路の中の埋設物のある程度わかるような管網図なり何なり、水道課はすぐ隣のものですけれども、下水道は処理場のほうにありますし、そういう中で、手元にそういったものがあるか、そのときいただいた書類の中で、ああとすぐここで見て、そこはこういうものがあるかもしれませんよ。光ファイバーもちゃんとしたものがないということでございますので、そういうものをちゃんとつくっておいていただければ、あ、そこには光ファイバーが埋まっているから気をつけたほうがいいですよという一言を言えば、業者もちゃんとわかってやると思うんですよ。ただ、どこそこへ行きなさい、あそこへ行きなさいというよりも、やはりそのほうが親切な気持ちで役場が対応しているんじゃないかなと、このように思いますが、今後そういうような形で進めていったらどうかなと、私は思いますが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 総務グループということで、建設業法等の管理も行っていますので、私のほうからお答えをいたしますが、議員のおっしゃることも非常に趣旨としてはわかります。

先ほど、責任がどこにあるんだかという話になりましたけれども、責任がどこにあるかということになれば、明らかに業者側だということは、これは間違いなく言えると思います。ただ、情報提供を行って事故がないようにお互いに防いでいくというようなそういう配慮をしながら、事故をなくしていくというのは非常に好ましい姿ということと言えますので、できる範囲内では、情報提供に努めるようなことで内部的には検討してまいりたいと思いますが、ただ、建設業というのは、工事を行う側としては、安全な管理を行わなければいけないという義務を課されていますよね。事故を起こしていいなんてどこにも書いていないんですよ。まず事故を起こすような工事を行うような業者側のその資質をまず高めていただくということも、そうした申請があった場合には求めていかなければいけないというふうに思います。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木 栄です。

今回は民間の行為であったものですから。そういうことでお話ししましたが、これ一応公共工事であった場合は、これまた最後の質問にしたいと思いますが、同じような形になるのか。それとも、もう少し違った形でやるのかと、その辺だけちょっと教えていただきたいと思いま

す。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 官であれ民であれ変わりません。

○議長（大塚邦子君） 発言は挙手を。

11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 了解です。

それでは、先ほど総務グループ参事兼企画課長の塚本課長が、私の質問の意図をある程度理解してくれたような形でありましたので、できればそういう台帳をつくったりしたら、またお金がかかるということで、かなり、これ関係ないですけども、道路の台帳なんかもう古いのを使っているもんですから。なかなかある道路がなくてというところもあるものですから、そういう中でも、本当にこういう道路の埋設物の工事をやって事故があった場合、その工事の当事者も何かの事故で被害をこうむるし、公共工事なんかとしては、現場もおくれてしまうしということもあるし、いろんな面でその事故があると周りに迷惑がかかるし、そこへ住んでいる方も大変迷惑するし、場合によっては、例えば大きな損害をこうむるということもあると思いますので、そういうことのないように、やはり吉田町はいい町だと言われるように、工事をやる衆も吉田町はいいとこだもんで仕事やりやすいやと言われるように、そういうためにも申請書類を受け付けるところに、そういったようなものを少しでも置いておいていただいたら、ああ、ここはこうだねというような一言でも言っていただければ、親切だなと思うので、そういうふうに進めていただきたいと思います。要望なので。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） ちょっと誤解もされているようなものですから、発言をさせていただきますが、先ほど私はできる範囲でというふうに申し上げました。あくまでも申請を出して工事承認を受けて、承認を受けて工事をするというような場合には、当然申請側が必要な調査も行うというのは当たり前のことなんです。それに町の側ができる範囲で情報提供をするというのは、できる範囲ではやりますが、新たにお金をかけて業者の皆さん方が負担軽減を図るための材料として使えるようなものを用意するというところまでは申し上げておりませんので、事故をなくするための必要な配慮というところ、できるところはやらせていただきたいと、そういう意味でございますので、曲解していただきたくないと思います。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君、手短にお願いします。

○11番（八木 栄君） 11番、八木 栄です。

私は、やはり道路の地下埋設物、これやっぱりそれぞれの物によって管理するところが違うということで、その管理者というものがやはり責任があるんじゃないかなということで、役所へ出していただいたときにちゃんと説明を少しでもしてやるということが大事だと思いますので、できる範囲で今後よろしくお願いたしたいと思います。要望になりますが、よろしくお願いたします。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開は15時となります。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 2時58分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 遠藤孝子君

○議長（大塚邦子君） 引き続き一般質問を行います。

3番、遠藤孝子君。

〔3番 遠藤孝子君登壇〕

○3番（遠藤孝子君） 3番、遠藤孝子です。

日ごろ、教育委員会が吉田町の子供たちの教育に力を尽くしていただいていること、それから5月下旬に総合教育会議も開催されました。

けさですけれども、静岡新聞にこういうことも書かれていました。皆さん御存じだと思いますけれども、学力向上へ放課後教室ということで、自彊小学校のドリルなどで自習ということですね。これはきょう私が質問する中にありますけれども、ラーニングプラン事業の一環で、同校の児童が50人、そしてことしから支援員の先生方がそれに当たっているということで、ああスタートしたんだなということと、町民の皆さんが関心を持っていただけるんだなと思って、私としては大変うれしく思いました。

それでは、本日、吉田町のラーニングプラン、つまり学力向上のための計画についてお伺いします。

吉田町では、平成25年度の全国学力学習状況調査結果を受け、平成26年度から吉田町ラーニングプランを実施しております。児童・生徒の育みは、将来の豊かな吉田町を担う大きな財産になります。いち早い取り組みに町民の期待も大きいところであります。私もこのことを知ったときに大変うれしく思いました。

このラーニングプランは、29年度までの計画になっております。吉田町ラーニングプランでの取り組みは、学力の基礎・基本の定着として土曜学習会、月1回、希望者対象、夏休み補充学習、個人学習支援の活用、授業改善として静岡大学大学院教授等特任教授による授業指導改善、家庭との連携として、家庭教育学級における静岡大学大学院教授の講演会などが挙げられています。その学校での進捗状況と成果についてお伺いしたいと思います。今回は特に主に学校での取り組みについてお伺いいたします。

一つ、確かな学力向上のための学校での取り組みについて。

①授業力向上。

②個への対応の充実。

③家庭学習の支援を実践しています。

平成26年度全国学力学習状況調査の分析結果が公表されています。今後の対応として、吉

田中授業スタイル、つまりつけたい力や授業の目的を明確に生徒に提示し、授業の終わりに振り返り授業に沿った事業を挙げています。このことを全職員で実践し、主体的に考える力や学んだ内容を自分の力でまとめる。その力を育成すると明記されております。その具体的な実践と成果・課題についてお伺いします。

2番目です。

さきに公表によると、小学校ではおおむね全国平均0.6から1.5%上回っております。中学校では0.6から2.0下回っております。このプランの今年度は、国語、数学の全国平均正答率と町平均正答率の差が半減。それから29年度は全国平均以上を目標としています。一概に数値化すること、数字がひとり歩きするというふうな危険性を考慮した上で、一つの判断の指標として捉えたいというふうに考えております。

分析結果では、例えば国語で、中学校では授業の中で自分の考えをまとめ、書くことを繰り返し実践した結果、文章で書いて答える問題の無回答が減り、自分なりの言葉で表現できる生徒がふえた。しかし課題として、説明文から要点を抜き出してまとめる、二つの文を組み合わせるといった条件設定のある短い文を書くことが苦手である。その対応として、書く力の向上、読む力の向上等が挙げられていました。特に中学校での分析対策における静岡大学と中学校現場の先生方との協働の実践についてお聞かせいただきたいと思っております。

三つ。確かな学力とみずから学び考える力の2本になりますけれども、この関係をどのように取り組んでいるか、お聞かせください。

文部科学省では、現行学習指導要領で、生きる力を育むという理念を挙げています。知識や技能とともに、思考力、判断力、表現力などの育成を重視しています。これらの教育は、ゆとりでも詰め込みでもないことを言っております。確かな学力とは、みずから学び、みずから考える力を包括している部分がありますが、生きる力、つまり知・徳・体。確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく育てることが大切であります。これは学習指導要領の基本的な考え方になっていると思っております。

ここでのみずから学び、みずから考えること。数値では評価しにくい部分があります。これは、人間的にどうあるべきか、どう判断したらよいのか、どう感じるのか等のことを示していると私は思います。

以上が私の一般質問の要旨です。御答弁よろしくお願いたします。

○議長（大塚邦子君） それでは、答弁をお願いします。

教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 吉田町ラーニングプランの御質問のうち、1点目の確かな学力の向上のための学校の取り組みについて。①授業力向上、②声の対応の充実、③家庭学習の支援を実践しています。その具体的な実践、成果、課題についてお伺いしますについてお答えします。

平成19年度から始まった全国学力学習状況調査におきまして、静岡県小学校6年生の全国順位は年々低下し、平成25年度の国語が全国最下位、ほかの3科目も36位という結果になりました。中学校3年生の順位も低下傾向を示しており、この2年において、町内小・中学校でも同様の傾向を示していました。

こうした状況を踏まえ、吉田町教育委員会では、町内小・中学生の学力向上を図るため、17人の委員から成る吉田町児童・生徒学力向上委員会を設置し、静岡大学と連携しながら、当町の教育における確かな学力の向上に向けた取り組みを始めました。

吉田町ラーニングプランは、吉田町児童・生徒学力向上委員会からの提言を受け、1、学校での授業改善、教員の意識改革が必要であること。2、家庭学習の習慣化が必要であること。3、基本的な生活習慣が必要であること。4、教育委員会による学校への指導、家庭への支援が必要であることの観点から、確かな学力の向上への具現化を目指したものでございます。

ラーニングプラン事業では、学校でのわかる、身につく授業づくりを核としつつ、学習時間の確保や小学校2年生以上における学力状況調査の結果に基づき、きめ細かな教育を推進しています。また、学校、家庭、地域が連携した取り組みも実施しますが、授業の一部において、静岡大学と協働で進めているものもございます。

なお、計画期間は平成26年度から平成29年度までとし、平成29年度の全国学力学習状況調査の、小・中学校の国語、算数、中学校では数学の平均正答率が全国平均以上になることを目標に掲げております。

それでは、平成26年度に実践した各学校の実施内容、その成果と課題について述べさせていただきます。

まず、①授業力向上でございます。

実施項目の校内研修の充実、つけたい力の明確化については、静岡大学の外部講師の指導のもと、学習指導要領で求める学力の実現を図るため、授業改善に取り組んだほか、教員間、学校間において必要な情報を共有し、新たな手法による授業の施行と評価を日常的に行いました。

住吉小学校では、校内研修6回に加え、授業改善として、「押さえる、仕掛ける、振り返る」をキーワードに授業案の形式を統一しました。

また、全国において学力向上対策で実績のある先進校に教員を2人派遣しました。その成果として、外部講師による指導により、授業の改善点をつかむことができたこと、学習指導要領に示されるつけたい力を踏まえ、単元を通して指導事項を繰り返す工夫と習得と活用の場の位置づけなどの必要性について、全職員で共有することができたこと。

学力向上先進校を視察し、授業改善の方向性や授業評価のあり方に関する情報を、教員のみならず多方面で共有することができたことが挙げられます。また課題としては、より一層、教科指導力向上の研修が必要とであること。具体的な子供の姿をもとにした評価基準の明確化を図ること。目標の達成に向けて、子供同士の交流のあり方を検討することが挙げられました。

中央小学校では、国語科を窓口教科として位置づけ、単元を貫く言語活動の工夫と読み方スキル表の活用の2点を研究内容として、つけたい力を確実につけることができる授業づくりに努めました。

全職員参観による研究授業を年間6回、それに伴う学年部による事前研修の実施のほか、研修会では課題を明確にし、それを解決するための時間を十分確保する指導を、外部講師からいただきました。

また、授業案に、学習指導要領に沿った学習目標と学習目標を達成させるための手だてを明記しました。

その成果として、国語科における求める学力について、全職員で理解を図ることができたこと、単元を貫く言語活動と読み方スキル表の活用の位置づけについて、実践を通して理解を深めることができたことが挙げられます。

学校評価アンケートでは、「授業がわかる」と回答した児童が91%を示しました。

また、課題としては、つきたい力がついた姿をより具体的に設定した授業展開と、学習問題の設定や発問、児童同士のかかわらせ方など、学習基盤となる授業力向上の2点が挙げられました。

自彊小学校では、「書くスキルを身につけ、相手に伝わる文章を書く子」をテーマに掲げ、次の五つの視点で授業を展開しました。

一つ目は、説明的な文章教材において、読むことと書くことの関連を図り、書くために読むという教材の位置づけを明確にした授業研修を行い、単元目標には「書くこと」を位置づけました。

二つ目には、伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項における言語の特徴や決まりに関する事項のうち、児童の実態や教材の特徴と照らし合わせて、単元で特に重点的に指導する事項を、つきたい力として位置づけました。

三つ目には、書くことにおける単元を貫く言語活動を設定しました。具体的には、第1次で、どのような力を身につけるために、どのような活動を行うのかを明確に提示し、第2次では、説明的な文章教材を使って書くためのスキルを学び、第3次では、第2次で習得したスキルを使って自分で文章を書くことを展開していくことであります。

四つ目には、学習用語については、本単元だけでなく、全ての場において繰り返し指導し、定着を図ることとしました。

五つ目には、評価基準と評価方法を明確にし、子供がスキルを確実に身につけ、つきたい力の姿に迫られているかを検証することとしました。

その成果として、児童においては、書くことに対しての抵抗感が減ったこと、条件に沿って書いたり、正しい表記で書いたりできる児童が増えたこと、学習した用語を使いながら発言する児童が増えたことが挙げられ、一方、教師においては、学習指導要領にある「つきたい力の必要性」を認識できたこと、授業研修において、児童評価に対する認識が深まったことが挙げられました。

他方、授業改善の仕掛ける視点では、子供一人一人がこだわりを持ってテーマを設定することや、書くときのチェック項目の設定をすることのほか、例文の提示や説明文の読ませ方の工夫で意欲が向上しました。

確かめる視点では、評価基準に沿って子供も評価しながら、子供の姿で授業を語る事後研修を行うことができました。

また、課題としては、授業改善の押さえる視点について、いつも単元の目標に立ち返りながら、授業づくりを行っていくことが必要であること。確かめる視点において、振り返りのさせ方、継続指導が必要であることなどが挙げられました。

吉田中学校では、外部講師から数学、技術、社会、家庭の授業案づくりと、中学校に配置されている講師に対して指導をいただきました。特に中学校に配置されている講師に対しては、授業後に1対1となり、きめ細かな指導を受けました。

その成果として、吉中授業スタイルの理念について理解を深めることができたこと、中学校に配置されている講師の授業力が向上している点が挙げられました。

また、課題としては、吉中授業スタイルが全職員に浸透されていないことが挙げられました。

各学校における授業改善、授業を総括いたしますと、外部講師による指導と助言として、

いずれの学校でも全校で行う校内研修を年2回開催し、公開授業及び事後検討会での評価と指導をいただきました。

外部講師の派遣回数は合計30回に上り、その内訳は、住吉小学校6回、中央小学校10回、自彊小学校7回、吉田中学校7回でございます。

調査を生かした授業づくりでは、4月22日に小学校6年生と中学校3年生を対象に実施される全国学力学習状況調査に合わせ、第1回目の吉田町独自の学力調査を実施しました。小学校2年生、3年生は国語、算数と意識調査、小学校4年生と5年生は国語、算数、理科と意識調査、中学校1年生と2年生は国語、数学、理科と意識調査を行いました。また、2回目の学力調査は12月に実施しております。

この調査から見えてきた課題は、授業改善に加え、個人面談に活用し、児童・生徒の個々の現状に即した学力向上の取り組みに反映いたしました。

その他、授業改善のための資料として、他社の教科書や必要な資料を購入し、日常的に活用したほか、学校が授業改善に取り組む時間を確保するため、補助教員を各校1人ずつ雇用しております。

次に、②個への対応の充実でございます。

ここでは学習指導要領に定める生徒の個性や能力に応じた教育の一環として、各学年で児童・生徒の習熟度に応じた授業や放課後補充学習、土曜学習、夏期補習を実施いたしました。

習熟度別授業では、学習支援員を派遣して、住吉小学校と中央小学校の3年生から6年生の算数で実施し、自彊小学校では各学年の算数の時間に個別支援が必要な児童に対し、担当教員の個別指導を実施することとしました。

放課後学習では、住吉小学校では32回、中央小学校では24回、自彊小学校では23回、吉田中学校で6回実施しました。

土曜学習では、中学校には希望者を対象として10回、小学生は2回実施しました。

夏期補習では、住吉小学校は4年生から6年生まで対象に8日間の16回実施し、中央小学校では5、6年生を対象に、つまずきの見られる内容を選んで基礎的な内容に定着を図る補習学習を17回実施しました。また、自彊小では、6日間17回の補習を全学年で実施し、担任による実態に即した指導を行い、吉田中学校では、学年ごとに数学と英語を10日間ずつ計60時間実施しました。

特別支援教育の充実では、発達障害等特別な支援を要する児童・生徒に対して必要な指導を実施するもので、具体的には特別支援教育支援員の配置や言葉の教室及び通級指導教室の実施の各授業を展開しました。

特別支援教育支援員の個に応じた支援によって、発達障害を持つ指導が落ちついて学習に取り組むことができました。

次に、③家庭学習の支援でございます。

家庭学習の支援では、家庭学習の向上、習慣化、定着化を目的に、家庭学習の手引を作成し、児童・生徒及び保護者に配布いたしました。この家庭学習の手引は、児童・生徒がみずからの家庭学習の現状から、できていること、できていないことを把握し、児童・生徒の個の実態に応じた目標設定ができるようにつくられていること。できていないことを克服するための取り組みの具体例を挙げ、児童・生徒が最低限何をすべきかを簡易に把握することができること。家庭学習の習慣化のために、家庭学習の目安を明示し、また児童・生徒が家庭学習の目当

てをみずから決め、それに向かって家庭学習をするためのチェック表を備えてあること。家庭の冷蔵庫等に張ることができる大きさとしているため、児童・生徒及び保護者が家庭でチェックできる点が特色となっています。

そのほか、家庭学習の支援の取り組みとしては、各学校の家庭教育学級において、学力の向上と家庭学習、学力向上と家庭の役割に関する講話を行いました。

次に、大きな2点目の質問であります。平成26年4月の学力学習状況調査では、小学校では全国平均を0.6から1.5%上回っております。中学校では0.6から2.0下回っております。特に中学校での結果分析と対策、静岡大学の先生方と中学校での現場での先生方との協働についてお聞きしますについてお答えします。

当町のラーニングプラン事業は、平成25年度の全国学力学習状況調査の結果を受けて事業を推進しておりますが、年度ごとに実施される全国学力学習状況調査の結果と、町で独自に実施している学力調査の結果を比較分析しながら、その結果をラーニングプランの各取り組みに反映していくこととしております。

御質問にありますとおり、平成26年度全国学力学習状況調査は、小学生では学力の大幅な向上が見られ、国語Aが1.5%、国語Bが0.6%、算数Aが0.8%で全国平均を上回り、算数Bが2.3%全国平均を下回ることになりました。

中学校においては、国語Aが1.7%、国語Bが0.6%、数学Aが0.8%、数学Bが2.0%全国平均を下回る結果となりました。これは静岡県の学力が向上したのに対し、吉田町の学力が現状維持であったことによります。

全国学力学習状況調査の早期対応としては、町内小学校において、自校で採点、分析、検証を行い、その結果をもとに授業改善に取り組んでいるところであります。先ほど申し上げましたように、中学校の研修では、外部講師に7回指導、助言をいただき、授業案づくり作成に関する指導と全校での校内研修に加え、公開授業での評価と指導をいただきました。

中学校の分析結果について、成果としましては、生徒が苦手意識を持っていて関数領域の授業で、視覚的支援を活用し、関数領域の理解度が向上したこと。自分の考えをまとめ、書くことを繰り返した結果、文章問題の無回答率が減ったことが挙げられました。

一方、課題としては、国語では説明文から要点を抜き出してまとめることと、二つの文を組み合わせると一つの文章にする条件設定のある短い文を書くことが苦手であること。数学では、説明文を読み取り、式に変換するという問題で正答率が低いことが挙げられました。

この対応として、つきたい力や授業の目的を生徒に提示し、授業の終わりに振り返る授業、いわゆる吉中授業スタイルの授業を全職員が実践し、主体的に考える力や学んだ内容を自分でまとめる力を育成しました。また、書く力の向上、読む力の向上、数学的思考力の向上にも取り組みました。

平成26年度のラーニングプラン事業では、さまざまな取り組みを行いました。平成26年度の授業評価は、平成27年度の全国学力学習状況調査や事前学力調査の結果に基づいて行う必要があります。この検証を踏まえ、平成27年度の事業を進めていきたいと考えております。

最後に、3点目の御質問であります、確かな学力の育成と二本柱である、みずから学び、みずから考える力とのバランスをどのように取り組んでいるのかをお聞きしますについてお答えします。

平成8年の中央審議会の答申において、生きる力とは、基礎基本を確実に身につけ、いか

に社会が変化しようと、みずから課題を見つけ、みずから学び、みずから考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力、みずからを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などがあるとしています。

また、学習指導要領では、子供たちに基礎的、基本的な内容を確実に身につけさせ、みずから学び、みずから考える力など、確かな学力に加え、豊かな人間性、健康や体力などの生きる力を育むことを狙いとしています。

このように、現在の学習指導要領が子供たちに知・徳・体のバランスのとれた生きる力を育むことを目指している背景には、先を見通すことの難しい時代において、生涯を通じて不断に学び、考え、予想外の事態を乗り越えながら、みずからの人生を切り開き、よりよい社会づくりに貢献していくことができる人間を育てることが求められているからでございます。

現在、当町のラーニングプランの取り組みは、確かな学力向上に向けた授業を中心に展開しておりますが、今後は基礎的、基本的な知識、技能習得と、思考力、判断力、表現力の育成、学習意欲の向上と学習習慣の確立に加え、豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実をバランスよく行うことが必要であると考えております。

ラーニングプラン事業は、平成29年度までを目標としている事業であります。平成26年度の結果からは、着実に全国との学力の差は縮まりつつあると捉えております。引き続き当教育委員会では、吉田町ラーニングプランを推進するとともに、当町における教育の充実を図ってまいりたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 再質問はありますか。

3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） 御丁寧な回答ありがとうございました。

それでは、質問させていただきたいと思います。

まず、今御回答いただいた中に、教員の意識改革というふうなことなんですけども、ラーニングプランを実施して変化があったというふうなお話がありましたけども、それまでの先生方の意識と、それからラーニングプランを実際に展開して2年目になるわけなんですけども、その変化、それから教育長さんが感じている教員の意識改革というのが実感としてあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 教職員の意識改革ということでお答えさせていただきたいと思いません。

25年度の結果が出て、学力向上委員会を立ち上げました。その秋から、静岡大学の村山先生に各学校を回っていただいて、授業を見ていただいて、指導をしていただきました。あるいは平成26年度には早期対応ということで、26年度に実施した全国学力学習状況調査を先生方が自分たちで採点をして、問題の意図、あるいはそういった問題を解けるような力をつけていくためには、どんな授業をしたらいいのか。今の授業をどういうふうに変えていったらいいのか。そういった面で意識改革がございました。

○議長（大塚邦子君） 3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） 3番、遠藤孝子です。

ありがとうございました。

次に、先ほど話がありました学校と地域との連携なんですけれども、先ほどニュースにもありましたけれども、どのように行っているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） ラーニングプランにおける地域との連携、そういうふうに理解させていただいてよろしいですか。

ラーニングプランにおいては、きょう御紹介いただいた自彊小の新聞に載っていた取り組みの中では、地域の方にボランティアとして入っていただいております。あるいは吉田中学校で昨年度行いました中学生の土曜学習、あるいは小学生の試行的に行った2回の土曜学習においても、地域のボランティアの皆さんにも入っていただいております。そういったところで、地域との連携というのが1点ございます。もう少し地域というのを少し狭めた形で、家庭、保護者との連携、これも大きいくりの中ではそこに入ってくると思いますが、先ほど答弁させていただいた家庭学習の手引の作成による保護者の皆さんの意識改革、あるいは家庭教育学級において、家庭学習の重要性について学習する機会を設けて、家庭学習についての意識改革を促していく、そういった面で連携がとれたというふうに思います。

○議長（大塚邦子君） 3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） 今お話がありましたところですけども、保護者との連携もできているというふうなことで、手引書が家庭に渡っています。保護者全員の方たちがその手引書をもとに、自分の子供たちの指導等をしていると思いますけれども、そのところで一つ問題点があるかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 手引書の活用についての問題点というふうに理解させていただいてお答えさせていただきたいと思います。

手引書の活用については、答弁の中で説明させていただいたように、主に、例えば昨年の例でいいますと、面談等の折にその手引書をもとに子供さんの家庭学習がどこまで到達しているのか。先ほどの答弁の中では何ができているのか、何ができていないのかという表現をさせていただいていますが、そういったところで実態を把握させていただいて、取り組むように、そこがこの家庭学習の手引の吉田町版の一つの特色になっていますので、そういったところで活用面では連携を図っております。

ただ、課題といたしましては、それが必ずしもやはり忘れてしまう場合もあるし、継続させていくということが課題だというふうに捉えています。学校のほうからもそういう報告をいただいております。

○議長（大塚邦子君） 3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） 今、話ありがとうございました。

引き続き関係しているところですけども、家庭教育学級の講演をしていると思いますが、保護者の出席率と、それから講演内容等についての保護者の受けとめ方はどんなふうでしたでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 家庭教育学級での様子ということで、家庭学習についての講話のお話。

昨年度実施させていただいたわけですが、参加人数が少ないケースもございました。した

がって、例えば住吉小学校を皮切りに行ったわけですが、住吉小学校に出席できない方もあるというふうに考えて、次の中央小学校でしたか、ちょっと学校はあれですが、次の学校でやるときにも、前の住吉小学校にも通知を出して、そういった参加、とにかく大勢の人が参加していただけるような手だては、学校と教育委員会で協力をして打ってきました。

内容については、昨年度の4回は静岡大学の村山先生に講話をお願いしました。全国学力学習状況調査から見て、どういった家庭学習が必要なのか。あるいは家庭学習のサポーターとしての親のあり方、そんな点を講話でやっていただきました。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） その講話の中の保護者の反応はいかがでしたでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 私のほうが答え忘れたようですが、保護者の反応としては、少人数だったがゆえに、村山先生と直接お話ができて、自分の悩みが解決できたという保護者もいらっしゃいましたし、特に家庭教育学級の場合には、小学校1年生の保護者が中心ですので、そういう小学校1年生段階からの、どういうふうにしていったらいいのか。例えば具体的な例で申しますと、ただ本読みをして終わらせるんじゃなくて、どんなことが書いてあったのか、そういったことを習慣づけることで、先ほど課題となっていたまとめる力だとか、そういったところも家庭学習の過程の中でフォローしていただけるという、そんな反応がございました。

○議長（大塚邦子君） 3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） 出席率が少なく、大変充実したものであったとおっしゃいましたけども、欠席した保護者についての手だてはどのようにされましたでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） それも工夫をさせていただいて、学校だよりだとか学年だより、これいずれも学校ですが、そういったところでどんな内容を話されたのか、ポイント等を掲載して配らせていただきました。

○議長（大塚邦子君） 3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） 先ほどの中で、文科省のほうで生きる力というふうなことを、2サイクル目でありますね、10年ごとの教育課程の編成で、2サイクル目だと思いますけども、そのところで主体的に考えて、みずから学び、みずから考えるというふうなことが言われているわけですけども、主体的に子供たちが考えられるような手だては、具体的にどんなことをされているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） ラーニングプランの中で、子供たちの主体性を高めるというふうなお答えでいかせていただきたいと思います。

まず最初に、やっぱりこれは一つには、授業が中心でございますので、生徒が主体的に発言できたり、主体的に取り組んでいく、そういったことのために、授業の言葉になってしまいますが、学習課題だとか学習問題を工夫して、生徒が興味を持って取り組む、そういったところから主体性を高めていくと思います。

○議長（大塚邦子君） 3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） 主体的に子供たちが取り組むときに、何を目的に主体的に考えるのか

ということが比較的難しいと思うんですね。ですから、主体的に考えられるような、その前段階としては、例えば学習意欲を持たせ、または知識を授業の中で、特別に示しというふうなことがあるかと思うんですけども、主体性を育むための子供たちへの知識の提供、それから疑問を持つ力ですね。そういうところの授業展開の中で具体的なことがあれば、教えていただきたいですけれども。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 議員さん今、授業に絞って話が来ているものですから、大変専門的になって申しわけないんですが、先ほどお話ししたように、やっぱり子供たちが主体性を授業の中で持つためには、学習課題や学習問題が私は重要だというふうに考えております。それはどういうことかという、そのことによって、生徒が、あれは何だろうとか、おやっと、そういったことを持ちながら、次の課題解決へ向かっていくわけですから、やっぱりそこが一番主体的に取り組ませるところのもとだというふうに考えております。

議員さんは今、主体性を持つためには知識が必要だとかって、それは全体として考えたときに、そういうことが言えるのではないですかね。だから授業という枠の中で、授業の流れの中で考えていくということで、私はお答えさせていただいています。

○議長（大塚邦子君） 3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） 吉田中学校がいろんな取り組みをして成果を上げているというふうなことは、ラーニングプランの中でも一応示されておりますけれども、吉田中学が今まで以上に子供たちにとって学びたい学校になる、そのためには、考えられる課題は何でしょうか。ラーニングプランの中で考えていただければ結構です。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 吉田中学校が学びたい学校になるためのラーニングプラン上での課題、どんなふうにしていったらよいかということについて。

実は、御承知のように中学校はまだ平均よりも下に位置しております。ということは、やっぱり小学校からの積み上げで足りない部分だとか、あるいは中学校3年間の中できちっと身につけていく、そういったことが生徒の主体性だとか、学びたい学校にさらになっていくんではないかなというふうに思っていますので、やっぱり底上げをしながら確実な学力を身につけさせていきたいというふうに考えております。そうしていけば、魅力的な学校になると思います。

○議長（大塚邦子君） 3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） 今、底上げというふうなお話がありました。そのところで、先ほどのお話の中で関係することだと思えますけれども、吉田中スタイルとして、講師の先生方の授業力が向上したと。そのことで子供たちにもよい事業が展開されているというふうな話がありましたけれども、具体的に講師の先生方の授業力向上の支援策といたしますか、それはどんなふうにされたでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 講師の授業力向上についてですけれども、吉田中学校では、産前産後とかその後の育児休暇をとっていらっしゃる先生方もいるので、あるいは正規教員が配当されない欠員というのがあるわけですが、そういったもので臨時講師の先生がやむを得なくやっている場合があります。そういった先生方の授業力を向上させていくということが課題になっ

ておりますので、静岡大学から特任教授ということで、2名の教員OBの方を雇わせていただいています。ですので、その先生方がそれぞれお二人いますので、2校の学校を担当して、講師の先生の授業を見て、授業技術だとか授業方法について、終わった後アドバイスをするだとか、あるいは1対1で面談をするだとか、そういったような取り組みをさせていただいておりました。

○議長（大塚邦子君） 再質問はよろしいですか。

3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） ラーニングプランが29年度までになりますけれども、29年度以降についてお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） このラーニングプランについて説明させていただきますと、確かな学力の育成ということが当然全国学力学習状況調査を見ても大事であったと思うし、この吉田町の教育課題の一つとして、私も就任時に挙げさせていただきました。そういったことで、確かな学力を育成していくことで、さらに吉田町の教育を充実していこうというスタンスが、このラーニングプランの中に含まれております。

そういった意味で、さらに吉田町の教育を充実させるために、もっとほかの手だてが必要でしたら、29年度の段階でまた考えてやっていく必要があるかと思えます。現在は29年度に全国の平均を上回るという目標、それに向かって全力投球をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） 質問ではなく、以上で終わりますけれども、ラーニングプランが29年度で終わります。そしてその後、文科省のほうで話をしています確かな学力をぶつけるというふうなことで、29年度以降新たなものを取り組むことになるだろうというふうなお話でしたけれども、今、地域の力も得ているところです。さらにラーニングプランを進化させて、吉田町の教育により、吉田町の子供たちが育つような手当てをしていただきたいと思いますので、よろしく願います。

以上、私の一般質問を終わります。

○議長（大塚邦子君） 3番、遠藤孝子君の一般質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（大塚邦子君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 3時52分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（大塚邦子君） 改めまして、おはようございます。
本日は、定例会17日目、最終日であります。
ただいまの出席議員数は13名です。これから本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（大塚邦子君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
-

◎諸報告

- 議長（大塚邦子君） 日程第1、諸報告を行います。
本日の本会議への説明員として委任または囑託され、出席する者の職、氏名をお手元に配付のとおり追加しましたので、御了承願います。
-

◎議案第39号の質疑、討論、採決

- 議長（大塚邦子君） 日程第2、第39号議案 吉田町保育所における保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
10番、藤田和寿君。
○10番（藤田和寿君） 今回の廃止する条例につきましては、内閣府のほうで、国のほうで整備されるということでもありますけれども、それに伴いまして、過日の全協においては、さまざまなことで新制度にうまく移行したということをお話を伺っているところでございますけれども、今回、整理する意味からも少し質疑させていただきますが、今までの吉田町の保育に欠ける要件と、今度新しく国のほうで示されたものとの違いというところで、どのようなものが手厚く、子育て支援的な内容で講じられていると思うんですが、それについて御答弁のほどお願いいたします。
○議長（大塚邦子君） 社会福祉課長、内田宏一君。
○社会福祉課長（内田宏一君） 社会福祉課です。
ただいまの御質問ですが、従前の条例の中では、七つの項目が掲げられてございました。新しい内閣府令では、細かなものを入れますと12の基準が定められてございます。幾つかは以前の条例と全く同じものが含まれております。五つについては、全く同じものが含まれて

おります。新しく変わりましたものの中で、保護者の就労時間に係るものがございます。

以前の条例では、月の保護者の就労時間を120時間以上と定めておりました。これは、1日に換算をいたしますと、1日6時間以上の勤務を週に5日、これを4週間という換算になります。

新しい基準では、48時間から64時間以上の範囲内で市町村が定める時間というふうになっておまして、吉田町ではこれを細則の中で64時間と定めましたが、64時間を換算いたしますと、1日4時間程度の例えばパートタイムを週に4日、これを4週間勤めますと、子供さんは週に5日、8時間保育園に預けることが可能となります。パートに要する通勤時間等を考慮いたしましても、64時間としましたことは妥当ではないかと思っております。

そのほかの新しい基準でございますが、例えば職業訓練を受けている最中であること、学校に在学していること、それから現に求職活動を継続的に行っていることなどが、これまでの条例にはなく、新しい内閣府令の中で定められたものとなっております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田でございます。

そうしますと、過日の全協では、昨年度の4月1日現在の申し込みが503名、本年度は523名という形で、少子化の中で対象とされる方々が減っている中で20名の方が増えたということは、今度の新しい法改正に基づく内閣府令に基づく適合で、そういった利用される方々が増えたと、町民に対しまして、子育て支援的に手厚い支援が行われたという判断をしてよろしいですか。

○議長（大塚邦子君） 社会福祉課長、内田宏一君。

○社会福祉課長（内田宏一君） 社会福祉課です。

先ほど申しあげました事例の中で、求職活動を行っていることということに該当して、今回子供さんを保育園に預けることができた方もいらっしゃいますので、新しい基準にかなって保育園に預けることができた実例もございますので、新しい内閣府令により、より保育がしやすくなったということが言えると思っております。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田でございます。

国の施策、ひと・もの・しごとづくりの施策にのっとる形で、そういったものにうちも対応したという形であるんですけども、町が独自に決めることも、先ほど御答弁された中にはございます。それが就労時間の内容だと思います。内閣府令によりますと、48時間から64時間まで任意に選ばれるわけございまして、その中から64時間という形でうちの町が選んだと。うちは全国的にも子育て支援手を厚く、さまざまな施策についても先進的なことをやっているということで考えますと、48時間でも十分よろしいかと思われるんですけども、そうした中で今回64時間に決めた背景について、どのような見地からそのように決めたか御答弁をお願いします。

○議長（大塚邦子君） 社会福祉課長、内田宏一君。

○社会福祉課長（内田宏一君） 社会福祉課です。

一部、先ほどの説明と重複になるかと思いますが、御了承ください。

48時間から64時間の範囲内で市町村が定めることが可能となりました。これをもって町が

64時間と定めた理由でございますが、1日当たりの就業時間に換算しましたときに、1日4時間のパートタイムを週に4日勤めて、子供さんは毎日週5日、8時間預けることが可能となっております。48時間を換算いたしますと、日に3時間のパートタイムで、これを週に4日、それが4週間という換算になります。

吉田町のパートタイムの就労の状況を考えましたときに、通勤時間に2時間3時間を要することはなかろうという判断のもと、子供さんのほうは毎日8時間これを保育することが可能ですので、親御さんは4時間の就労で子供さんは8時間預かれるということの中で、48でなく64時間であっても十分妥当であるという判断をいたしました。

以上です。

○10番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第3、第40号議案 吉田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第41号の質疑、討論、採決

- 議長（大塚邦子君） 日程第4、第41号議案 吉田町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第42号の質疑、討論、採決

- 議長（大塚邦子君） 日程第5、第42号議案 吉田町総合計画の策定に関する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、山内 均君。

- 5番（山内 均君） 5番、山内です。

定例会の初日の日に説明を受けましたが、通常では総合計画、おおむね10年を基本としておりました。第4条では、基本構想を8年ごとに策定し、基本計画は計画期間を前期4年及び後期4年ごとに作成するとしています。その理由としては、選挙に伴う首長の公約を反映させるものであるということをお聞きいたしました。

計画期間を短期にするということは、社会情勢の適合性や計画の効率性を高めるためには非常に有効であるということを感じます。その理由としてお聞きしました公約だけではなく、まだほかにも町にとってはたくさんの理念、そういうものはあると思うんです。だから、

その理念そのものがどういう、持っているのであれば、ちょっと示していただければと思います。

○議長（大塚邦子君） 企画課長補佐、八木寿彦君。

○企画課長補佐（八木寿彦君） 企画課でございます。

ただいまの御質問でございますけれども、もともと総合計画が10年という期間になりましたたそもそも論からまずお話をさせていただきたいと思えます。

地方自治法に総合計画の基本構想を定めなければならないというような策定義務が課せられましたのは、昭和44年の自治法の改正からであると認識しております。このときの自治法の改正の状況というのが、どういった状況であったかと申し上げますと、都道府県におきましては、長期的な計画をもって行政運営をされていたというところが多かったということでございますけれども、まだ市町村においては長期的な展望を持った計画をもって町政運営をされるというところが少なかったというように当時の資料では書かれております。

その自治法の改正の前に、昭和41年3月でございますけれども、市町村計画策定方法研究報告という報告が当時の自治省に提出されておりますけれども、この中に長期的な計画の、こういった形で計画されたいんじゃないかというモデルケースタイプが示されておまして、その中で基本構想をおおむね10年、基本計画をおおむね5年、実施計画をおおむね3年というような形でその中で示されておまして、その後、自治法の改正によりまして実際策定しなければならないという義務が課せられたのは、基本構想の部分だけでございましたけれども、当時の自治体におきましては、ほかによるべき根拠あるいはしるべがなかったものですから、ほとんどの自治体においては総合計画が10年で、10年では長いものですから、5年・5年の基本計画でその基本構想の内容をもう一度見直して、なおかつ3年ごとのローリングで毎年毎年計画を確かなものにしていくというスタンスをとっていったというふうに考えております。

そういった状況の中、平成23年の自治法の改正によりまして、総合計画、基本計画の策定義務が廃止されたということでございまして、当然、この自治法の改正前から先進的な自治体においては10年という総合計画の期間を見直して、独自の計画期間を設けられていたところが多かったように思えますけれども、それは本当に日本全国で申し上げますと、ごく一部の団体であったと認識しております。

つまり、今回条例で上程させていただいております総合計画の根拠ですけれども、まず町として長期的な展望を持って行政運営をしていかなければならないというところについては、これまでと同様でございまして、ただ、今、議員御質問の10年が8年というところで、先ほど議会の初日のうちのほうの答弁で、一つには首長のマニフェストというか、町政運営の考え方が反映されやすいというようなことも申し上げさせていただきましたけれども、そういった4年、4年、合計8年という基本構想の計画期間を設けることによって、一つは今言った首長のそういった思い入れというのが反映されやすいということと、逆に前期・後期の基本計画がちょうど任期とそれも当然合ってまいりますので、首長の4年間の成果というものが逆にはっきり計画として出しやすくなってきたということになってまいります。

当町におきましては、吉田町まちづくりステップアップ行政評価ということで、行政運営の内容を行政評価というスタイルに合わせて、今運営していこうということをやっておりますけれども、いろいろもろもろのことを考えまして、一番わかりやすい方法がいいと、住民

の皆様にとって町の計画はこういう計画ですと、今までの計画はこういう成果がありましたということがお示ししやすい形がいいのではないかとということで、構想の段階では、当然最初の今までと同じ10年というものもございました。今回上げさせていただいている8年というものもあります。あと、12年、4年の倍数の12年ということも初期の段階では検討されましたけれども、社会経済情勢等、目まぐるしく変わっていく中で、長期になればなるほど目指す方向というのが変わってくるのではないかとということで、そうすると8年、10年と、どっちの方法がいいかなというような中で、基本的に町の運営の姿をよりあらしやすい方法というのは、8年という期間が一番望ましいのではないかとということで8年間を設定させていただいたものです。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 5番、山内 均君。

○5番（山内 均君） 5番、山内です。

今の答弁のとおり、私もやっぱりそのように感じます。情勢の変化にはいち早く対応できるように。それともう一つ、議会としてのメリットも、4年で町長、任期の中で4年でやりますよね。我々も同じように4年を吉田町の場合には同時に持っていますので、その中で我々がいる範囲でのその評価、それに対するいろんなものがやっぱり出しやすいと。そういう意味では、非常に双方にとって合理的であるし、これはしっかりと生かしていきたいと、いかねばならないと思います。その点では、非常に満足いくものであるとは思いますが。

それと、その中でまず第1条の趣旨に、町の発展及び住民福祉の向上を図るためということがうたっていますよね。その4条の総合計画の構成には基本構想、基本計画、実施計画が構成されると。その中で、この構想の中に納税者の皆さんの例えば要望であるとか意見であるとか、そういうものがどういう形で反映されるのか、もしくは反映しないのか、その辺はどうなんですか。

○議長（大塚邦子君） 企画課長補佐、八木寿彦君。

○企画課長補佐（八木寿彦君） 住民の意見、思いがどのような形で伝わるのかというような多分御質問の趣旨かと思いますが、今、一応ここでお示しさせていただいているのは、基本構想、基本計画、実施計画という3層の構造をお示しさせていただいております。この中の基本構想の部分につきましては、今後8年間をどういった町づくりをしていて、どういった方向で町を進めていきたいかというようなことをお示ししていくところだと思いますので、この部分につきましては広く住民の皆様の御意見をいただきながら、あるいは議会等にも御意見を賜りながら策定していかなければならないと、まとめ上げていかなければならないところであるかと考えております。

一方、基本計画、実施計画におきましては、具体的な事務的なものになってまいりますので、これは長の執行権の中に含まれる部分かと思っておりますので、そういった基本構想で上げられた思い、意見等がその基本計画等に反映されて、なおかつそれがまた具体的な実施計画によって示されると。当町の場合は、ステップアップ行政評価で総合計画と予算等が体系づけられておりますので、その実施計画を実際に行うのが予算事業であるというような形で、全てその体系の中で進めていくというように考えております。ただ、当然その基本構想の部分だけで皆様の御意見を吸い上げるだけで、それ以外のところでお話を聞かないということではなく、当然それ以外の場所でも皆様から御意見をいただく場所は、当然それぞれのところ

であるかと思えます。

ですから、今回の策定に限らせていただければ、今後本年度中に総合計画自体は策定し、来年度からスタートしなければならないわけですが、ある程度のところで完成形を皆様にお示ししてこのようにつくりましたということではなく、ある程度の段階でもって御意見をいただけるような余裕を持ってお示しをしたいというふうに思いますが、ただそれをいつの段階でというところまでは、事業の進捗等ございますので、ここでは限定させて発言をさせていただくことは、ちょっと控えさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 5番、山内 均君。

○5番（山内 均君） 5番、山内です。

今の非常にありがたいと思うんですけども、実際には趣旨に挙げてある住民の福祉というものが、見る立ち位置によっていろいろ変わってくると。それと同時にやっぱりそこを皆さんは、町の皆さん方が一番住みやすい町を願うわけですから、その辺でどういう形であるかということで、どうなるかわかりませんがぜひそういうものをシステム化していただいて、そうしてやっていただければと思うんですけども。その辺は非常にこれからお願いをしていくところだと思います。

それと、あとこの中で、今言った最初に説明された自治法の中のできた流れの3年ですよ。この3年というのが、今僕らは実施計画の中では3年ごと、それしか見ていないんですけども、ちょっと説明いただければありがたいと思うんですけども、この3年というのはどのような意味を持っているのか。4年に対して3年が来ると、当然その継続性という部分がある中では含まれてくると私は理解をしているんですけども、そういう意味での町の考え方であるとか説明がもしあれば、お願いをしたいと思えますけれども。

○議長（大塚邦子君） 企画課長補佐、八木寿彦君。

○企画課長補佐（八木寿彦君） 3年というのは実施計画のローリング期間が3年ということでしょうか。

こちらの3年間という実施計画の期間、ローリングしていきますので、実質は毎年見直し見直しをかけているわけですが、実際、実施計画をつくる私たち事務方からいしますと、国・県の情勢も割と早いペースで考え方が変わっていきます。また、住民の皆様からいろいろな御要望、御意見等もいただく中で、余りローリングしている期間を長く設けても、本当に絵に描いた餅になってしまいますので、今実施計画においては、例えば今つくろうとすると来年から3年間、それと3年以降ということで、計画書の中では直近3年間がどんな形で動いていくかということと、当然こちらの実施計画は予算事業のものの基礎資料になってまいりますので、翌年度が特に重要になってまいりますけれども、ただ予算も当然限りのあるものでございますので、調整をしていかなければならないということで、3年くらいを目安に事業のどういったメニューがそろっているかということを見ながら、例えばそれを4年目というものを設定しても、そこの4年目というところにどれほどの設定するだけで意味があるのかということ、余りそこのところに重要性はないと。あるいは3年、おおよそ大体直近3年を見て、あとは将来的に4年以降にこういった計画があるよという認識を持っていれば、とりあえず実施計画のローリングレベルでは十分足りているというふうに考えております。

以上です。

○5番(山内 均君) 了解。

○議長(大塚邦子君) ほかに質疑はありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番(藤田和寿君) 10番、藤田でございます。

行政報告会でいただきました資料によりますと、今回の提案されました条例以外にどのようにして管理していくかというところまで細かく書かれているわけですが、考え方としましては、第7条、総合計画との整合という形でして、ほかの計画を、基本的な計画を定めるときは必ず総合計画に立ち戻ってやりますよということで書かれているけれども、そういうことも含めまして、今吉田町まちづくりステップアップ行政評価システムをその管理としては使っているわけですが、新たにこういった形で条例をするからには、そういった管理を行うというものもこの条例の中に入れてもよろしいのではないかなど。PDCAサイクルで今までもやっているわけですが、それをしっかりとした形で条例の中にうたい込むことによって、そういうことをしっかりとその時々都合によらず、しっかりとした形でやり切るといったことをやはり広く約束するような形で条例を入れてもよろしいのではないかと思われるんですが、それについてはどのようなお考えでしょうか。

○議長(大塚邦子君) 企画課長補佐、八木寿彦君。

○企画課長補佐(八木寿彦君) ただいまの議員の御質問ですけれども、行政評価自体を条例の規定中に盛り込むほうがいいのではないかと、そういう御意見でございましょうか。では、それにつきましてお答えさせていただきます。

吉田町のまちづくりステップアップ行政評価でございますけれども、こちらもスタートしましてもう何年かが過ぎました。ただ、吉田町の行政評価ということで考えますと、平成17年に行政改革大綱の第3次を策定したときに、行政評価のシステムを構築していくところから、もっと細かく言えばそれ以前から行政の点検というのはございましたので、ありましたけれども、行政評価という言葉が公的な文書の中で闊歩したのは、その17年の行政改革大綱以降ということになります。

行政評価につきましては、いろいろな手法があるわけで、当町で行っている行政評価の手法がよその市町で同じように行われているわけではございません。行政評価の単位、やり方等も当然違ってまいります。

また、吉田町まちづくりステップアップ行政評価も、スタートしたときから毎年少しずつ改良を加えて、少しずつでございますけれども、中身をよりよくするようにしております。

また、本年、新しい総合計画を来年に向け策定しておりますけれども、またそういったことも想定して、シート、考え方も新たに再構築するという作業もあわせて実は行っているところでございます。

ということでございまして、行政評価自体につきましては、当然行うべきものと考えておりますけれども、規定中に盛り込むに当たりましては、そういったことで大変変動性のあるものでございますので、現在においては、その行政評価という手法が今の行政運営にとって適しているというふうに考えて進めておりますけれども、今後また新たにそれよりもすばらしい方法がある可能性も当然出てくるわけでございます。

というようなことで、こちらの総合計画の策定に関する条例につきましては、総合計画の基本的な部分について改めて規定をさせていただくというようなところでございまして、これまで地方自治法の旧の第2条第4項に、基本構想に基づいて行政運営をしなければならないという規定がございましたけれども、それ以外の部分につきましては、それぞれの自治体でそれぞれの考え方に基いて基本構想を策定して総合計画を策定していったということで、全ての自治体において総合計画を策定していたわけではなく、それぞれの独自の考え方の中で行政運営の中に生かしていったということでございますので、本条例につきましては、あくまでも総合計画の性質を示すものについて基本的な部分を規定する部分で十分事足りると考えております。

ただいま御指摘いただきました行政評価につきましては、今後も毎年改良を加えながらさらによりシステムとなるようにしてまいりたいと思っておりますけれども、ただいまの御質問につきましては、以上の答弁にかえさせていただきます。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田でございます。

よそのところがつくっている、つくっていないは別にいいんですが、うちの町として、この総合計画を自治法の旧2条第4項の規定によらず、独自で決めていくというのは、あくまでも過日の説明では、今うちが行っている当初予算実施計画及びこの行政評価システムを運用するに当たっては、ちゃんとした明確した形の総合計画があったほうがやりやすいよという説明であるということを知っているわけでございまして、そうしたならば、やはりこの条例の中にうたわなくても、しっかりどういったもので管理するんだよということを確認な形で示すべきではないかなと考えるわけでありまして、そういったものを総合計画を議決して、基本構想を議決するわけでありまして、それがどうなったというところは、どうしてもあやふやになってしまう。次の総合計画をつくる時には再度それを見直しを図るんだけれども、目標に対してどうだったというところの検証というのをしっかりやっぱりやるべきではないかなということも踏まえますと、そういったところの部分もしっかりうたうというと、より先進的な行政改革を行う上でも、そういった管理は必要ではないかなと思うんですけれども、そういったことについては、ここにうたう、うたわないはいいんですけれども、事務としてはしっかりとやっていくという認識でよろしいですか。

○議長（大塚邦子君） 企画課長補佐、八木寿彦君。

○企画課長補佐（八木寿彦君） ただいまの御質問でございますけれども、当然、まず細かいレベルから申し上げますと、実施計画におきましては、毎年ローリングを行っている。これにつきましては、大体6月下旬あたりから各課に作成を依頼しまして、9月あたりから担当ヒアリング、予算のヒアリングに入るまでにおおよその形を取りまとめてそれを予算資料にしていく。当然、その過程において、役場の中においては内容について検討がされているわけでございます。また、その中においては、ステップアップ行政評価という中で評価されて、それをどのような事業として位置づけて今後進めていくかということが検討されております。

また、基本計画のレベルでございますけれども、今回、今、並行して第4次総合計画後期基本計画のまとめというか、評価を当然置かなければならない。それでなければ次のステップには入っていけないであろうということございまして、今事務方のほうでは、そうい

った第4次の後期のまとめと、次の計画に向けてどういう方向で進めて行ったらいいかというような検証を行っている最中でございます。

そういったものも総合計画の策定のための土台となる部分ということで、そういったものを含めながら皆様に御意見をいただく中で基本構想が上からおりてくるわけですがけれども、その基本構想を実現するために、じゃどのような基本計画の組み合わせがいいのかと、実施計画はこれでいいのかというようなことを策定の作業の中で行っていくということでございまして、端的に今評価についてどのようにされていくかというようなことでもございましたけれども、評価は御心配いただくなくても当然やるべきものと考えておりますので、そちらにつきましては、必ず評価については行くと。当然行わなければ次のステップにも進めないというふうに考えております。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 最後にします。

基本構想について議決しておるものですから、評価についても評価した時点で、やはり議会にこうであったよという説明はしていただきたいと思うんですが、よろしいですか。

○議長（大塚邦子君） 企画課長補佐、八木寿彦君。

○企画課長補佐（八木寿彦君） 評価結果につきましては、これまでも評価結果の内容を受けて、じゃ翌年度の事業をどのように進めるかということで、翌年度の方向性という形で冊子にさせていただいて、総合計画の計画書とあわせて議会の皆様にはお分けさせていただいているところだと思います。

今後におきましても、同じような形になるかわかりませんが、その評価とその結果で、どのような形で町は考えているかというようなものについては、お示しをさせていただきたいと考えております。

以上です。

○10番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 議員から、当初に行政評価についてこの条例に盛り込むべきだという意見については、企画課補佐のほうから答弁をしたところでありますが、若干誤解があるのは、この条例は、もともと地方自治法に規定があったものが、その規定がなくなったので、根拠を示す根拠の条例ですから。ここに書いてあるように、吉田町総合計画の策定をするための根拠をこの条例に求めるということですから。それ以外の仕事についてはそれぞれの条例、この総合計画にそういうことを盛り込みましたら、予算も全て、地方自治法に規定しているものも全てこの計画の策定に関する条例に盛り込まなければならないということになりますので、あくまでもこの条例は、地方自治法に根拠がなくなったので、吉田町としては総合計画をこの条例に基づき策定をするという条例ですので、策定の根拠をここに定めたということですから、必要最小限あるいは必要十分なものが条例には定まっているというふうに考えております。

○10番（藤田和寿君） 了解しました。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第43号の質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第6、第43号議案 吉田町総合計画等審議会条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田剛士です。

この条例の第3条についてお伺いいたします。

3条の（4）のところで、前3号に挙げる者のほか町長が適当と認める者ということで記載がございますが、以前というか、今までのこうしたのを見ますと、有識者というようなことで、有識者というような文言が出ていて、あったのですが、今回その有識者というような文言がなくなって、町長が適当と認める者ということになっておりますが、ここはどのようなあれで有識者というような。識見を有する者ですか、識見を有する者というものがなくなりまして、町長が認める者。町長が認める者というのは町長が選任するのか、どこから推薦された方を町長が認めるという意味なのか、そこのところをちょっと御説明をいただきたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 企画課長補佐、八木寿彦君。

○企画課長補佐（八木寿彦君） ただいまの条例第3条の第2項第4号の、前3号に掲げる者のほか、町長が適当と認める者と、この者についての御質問でございます。

これにつきましては、確かに開発審議会の条例では、ただいま御指摘いただきましたように識見を有する者というような表現と、あるいは類似の条例等でもそういった表現があるものがございます。

今回、こちらの条例をつくり上げていく中におきまして、当然、第1号から第3号以外の皆様について、どういった方たちをイメージして組織を考えるかということ考えた場合に、総合計画でございますので、広く御意見をいただければならないというようなことでございまして、初日にも御質問があって、うちのほうから答えさせていただいたやに聞いておりますけれども、ここはより広く受け取れるような形で、町長が適当と認める者とい

うような形で表現をさせていただいたということでございます。

また、これは誰が認めた者かということでございますけれども、基本的に第2号のところによりますと、公的団体の役員または当該団体が推薦する者と、これなどはその団体に例えば依頼をして、その団体が推薦された方ということで、その団体から御推薦いただいた方というふうに取り取れますけれども、この第4号につきましては、町長が直接、じゃこの者ということで直接御指名ということは普通余り事務的には考えられないわけでございますけれども、ある程度の構成を考えたときに、こういった形でどうですかという中で、町長がではこの方面をこの方に御意見をいただくようにしましょうかということで、基本的には町長がその者について委嘱していくと、その者にとという形になります。通じ……ちょっとわからないですか。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

そうしますと、この方面の方はこの分野の方でということをお願いするような、お願いというか推薦を受けて町長が認めるような、今感じに受け取ったんですが、そうしますと、その次の4条の特別委員も何か似たような形になってくるのかなと思う。だったら最初からもう特別委員じゃなくて、考えられるこういう想定されることがあるんだったら、それを最初から委員にされたらいかがかなというふうに思うんですが、その点はいかがでしょう。

○議長（大塚邦子君） 企画課長補佐、八木寿彦君。

○企画課長補佐（八木寿彦君） ただいま第3条の委員と第4条の特別委員の違いの部分について、若干紛らわしい部分がありまして、申しわけないんですけども、第4条の委員につきましては、規定の最初に書かれておりますとおり、第2条第3号に規定する調査及び審議において必要があると、その場合に特別委員を設けるといようなことをこの中では掲げております。

では、第2条の第3号というものはどういったものかというのと、第2条の第1号が町の総合計画、第2号が国土利用計画、第3号においては前2号に掲げるもののほか重要な施策に関する計画等ということでございまして、それ以外、要は総合計画と国土利用計画以外に重要な計画等があるということであるならば、特別委員を置くことができるよというように規定になっておりまして、今回こういった規定を設けさせていただいたのは、一つには地方版の総合戦略、こちらにつきましては産官学金労言というふうな方たちの幅広い層の御意見をいただくということになっておりまして、当初、こちらの条例を構築する段階においては、全ての方たちを市議会の委員さんという形で一まとめにしたほうが条例の規定についてはすんなりいくんですけども、ただ、じゃ総合戦略と総合計画が、全く当然これは総合計画からの抜き出しが地方版の総合戦略だよというふうに認識しておりますけれども、当然計画期間も違ってまいりますし、内容も若干変わってきたりとか、いろいろそういったそのスケジュールですとか内容のこととか、もろもろ考えたときに、総合戦略に関係する、今想定する総合戦略、例えば今だったら総合戦略なんですけれども、そういったものを考えたときに、それについては特別にやっぱり委員さんを指定したほうがいい。なおかつ、これについては国のほうからも産官学金労言という方たちをということでもありますので、当然その方たち、そういった職種の方たちが3条に規定する委員さんの中にも含まれておりますので、それ以外にプラスアルファとして特別委員さんという枠を設けさせていただいてということ

考えておりますので、この4条に規定する特別委員というのは、常時ずっと総合計画、国土利用と同じように設定されるかどうかということについては、そのもとになる計画がどういった形に今後なっていくかということによって変わってまいりますので、現段階においては地方版総合戦略は、今示されている段階ですと5年間というようなことが示されておりますので、それ以降についてはまだ国からも特に示されておるものではございませんので、若干ちょっと総合計画と内容が違うということで、それにはそれ専用の方たちを特別に特別委員としてお願いしたほうが良いというふうに考えておりました、そのような仕立てになっていると。

それと、先ほどすみません、私の言い方で若干、最後、口ごもってしまいましたので、誤解があったら申しわけありませんので再度申し上げますけれども、1号、2号、特に2号ですね。第3条の2号におきまして、当該団体が推薦する者と、これについてはうちのほうから例えばそちらの団体に対してということで、じゃこの者をということで代表者ではなくてこの分野の専門家だからこの者を出したいよというようなことも多分あるでしょうと。あるいは、これについては例えば事務局長が総括的に出たほうが良いのではないかと。あるいは青年部長が出たほうが良いんだろというようにもケースとしては考えられるのかなと。それが実際あったということではなくて、可能性としてはそういった可能性もありますから、そういったところを残しつつ、第4号においては町長が特別候補の中でこの人をという形で選んでいただくというようなことでございますので、そここのところ誤解のないようによろしくお願いいたします。

○9番（増田剛士君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田でございます。

これも行政報告会で今後のスケジュールを提示されているわけでございますので、本定例会、本日議決の後には、今月下旬には総合計画等審議会第1回目を行って、10月下旬には地方版総合戦略及び地方人口ビジョンを策定するという形になってくるわけでございますので、そうなってくると、ある程度の素案というか総合計画に関しましては、平成26年度においても町づくりアンケートの予算をとって、その総合計画策定に向けて準備づくりされていると思うんですけども、今、この審議会の委員の皆様方にこれからお諮りするに当たりまして、どのような段階まで来ているかというのをお示してください。

○議長（大塚邦子君） 企画課長補佐、八木寿彦君。

○企画課長補佐（八木寿彦君） 当然でございますけれども、現在こちらの審議会条例を御審議いただいている最中でございますので、正式な御依頼というのは当然できるものではないと考えております。

ただし、委員の中である一定の特定分野におきましては、例えば学識経験者の方たちとか、そういった分野につきましては、正直、総合計画と地方版の総合戦略が、総合戦略についてはどこの自治体も今策定しておるところでございますので、実は引く手あまたでございますので、県内のいろいろな先生については、多い先生ですと三つ四つをかけ持ちでというようなことも内々では聞いておりました、特別な方たちについては、スケジュール等の問題もございまして、当町がもしこういった条例をお認めいただいたならば、そういった審議会に御

参加いただけるかどうかということについては打診をさせていただいている部分がありまして、また一部の職種、産官学金労言の金融機関等については、国からもそれぞれの地方自治体において協力をしなさいというようなお話もありまして、直接先方から町のほうにお越しいただいて、ぜひ私どもも町の総合戦略にかかわらせていただきたいというお話をいただいております。

審議会の委員さんにつきましては、そのような形でございますけれども、また、今、御質問いただきましたスケジュールのお話は、直接本議案の審議会の条例と直結するものかどうかは判断いたしかねますけれども、簡単に御説明をさせていただきたいと思っております。

先般、皆様にお示ししたのは、本当に大きな目標でございますまして、ただいま増田議員からお話がありました本議会で本議案が認められて、その後審議会を開いて、10月末には総合戦略を策定し、3月には基本構想を議会に上程させていただきたいというようなルールでございますけれども、当然10月末に総合戦略等を策定するためには、その前の段階として町の中で意見を統一されていなければなりませんし、その前の段階として皆様から御意見をいただく場を何らかしらの形で設けなければならないと考えております。ただ、それがどの時点でどのような形であるということにつきましては、現在の事務の進行を見ながらスケジュールを再調整させていただいているところでございますので、詳細につきましては、今後皆様にお知らせさせていただきたいと思っておりますので、細かい予定は御容赦させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 委員の方、また今後議会に対しましてさまざまな形でお示ししていただけるということで、先ほどの増田議員の中にもあったとおりで、私の答弁でも言っていただきましたので、そういった形でやるわけでございますけれども、この審議会を開いて地方版総合戦略人口ビジョンが10月下旬には出すということになりますと、相当タイトなスケジュールでやっていかなければならないと考えるわけで、また総合計画についても、人口フレームとかいろんな形でリンクする部分も出てくると思われるものですから、そういったものの準備だてというのは、これからこの審議の皆様にお示しするに当たって、第1回にはある程度のものがもう出されていくということであれば間に合うのかなと思うんですけども、その辺のところの準備だてというのはどうなんですか。資料的なもので。

○議長（大塚邦子君） 企画課長補佐、八木寿彦君。

○企画課長補佐（八木寿彦君） 当然、私どもで大柱の部分でございますけれども、日程を示させていただいているということにつきましては、当然そこに間に合わせるというつもりでお示しをさせていただいているわけでございますけれども、間に合うか間に合わないかということで端的に申し上げれば、間に合いますというお答えになってしまいます。

ただ、もともと総合計画については割と長いスパンで策定期間を設けておりますので、本来なら、もう少し順調に進めてもよかったのかなというふうに考えておりますけれども、若干ちょっとおくれぎみという部分につきましては、地方版の総合戦略が今年の秋ごろから国のほうから示されて、それとどういうような形で進めて行くかというようなところを、人口ビジョンも含めましていろいろなケースを考えていっての現在の状況であるというふうに思っておりますので、当然リンクする部分はリンクしていかなければならないし、それぞれ独

自の部分は独自の部分というものがありますけれども、ただ総合計画の性質を考えていただいた場合に、総合計画自体は総合性と網羅性を持った計画であるというように考えておりますので、当然総合計画にまさる計画はないというふうに思っておりますけれども。ただ、今回の地方版総合戦略については、国から大柱が4本示されておまして、そういった重点的な目標に対してどういうふうに取り組んでいくかというようなことをございますので、実際の事務作業におきましてはもう既に5月に各課に、細かいお話になって申しわけございませんけれども、紹介をさせていただいて、地方版総合戦略の策定に向けた作業と、あるいは総合計画に向けての作業等は淡々と進めさせていただいている部分は事務方としてはございませけれども、まだ表に出てくるところが若干ちょっと今少ないというところで、それにつきましては今後、若干足早ではございませけれども、計画されて示されていくと思っておりますので、いましばらくそちらについては御心配をおかけいたしますけれども、考えて実行はされていくかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田議員に少し注意をさせていただきます。

議題から少し外れておりますので、議題に沿って質疑をお願ひしたいと思ひますが、よろしいですか。

○10番（藤田和寿君） 御指摘ください。

○議長（大塚邦子君） ただいま吉田町総合計画等審議会条例の制定についてを議題としておりますが、10番、藤田和寿君の質疑が総合戦略に特化をされてきている傾向がございませので、本来の議題に沿った質疑のほうをお願ひしたいと思ひます。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田でございませ。

特別委員の役割の中に、第2条3号、前2号に掲げる者のほか重要な施策に関する計画等という形で、同僚議員、私も含めまして、総合戦略にかかわる質問をしておまして、この第2条第3号の中に総合戦略というものはないんですねと議長は御判断されたということでよろしいですか。関連質問じゃないと思うんですが。

また、第4条の特別委員は総合戦略の内容について行政報告会、全員協議会の中でそういった説明をされているわけございませ、それも含まれないといった御判断で関連質問という御指摘を受けたということで理解してよろしいですね。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君に申し上げます。

ただいま議題にそれたということをお申し上げましたのは、スケジュール等に及んでまいりましたので、そこは少し本来の議題とずれているということございませので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番。

議長の判断でありますので、従わさせていただきます。

質問に戻りますけれども、地方版総合戦略にかかわることございませけれども、特別委員また及び第3条の委員なんですけれども、第4次総合計画におきましては、開発審議会等委員でございませけれども、18名の方がいらっしゃったわけで、それ以外に30名の吉田町まちづくりワーキンググループという形で公募及び自薦等で生活環境・健康福祉部会、教育・文化部会、産業振興・都市整備部会という形で多くの町民の方々に御参加いただいて策定し

た経緯がございます。

また、この総合戦略においては、例でございますけれども、若い世代の結婚、出産、子育て希望をかなえるという形で、若い方々、昨日18歳以上の選挙権が認められたという形で大きく変わっていくわけです。でございますよね。ですから、来年の参議院選挙におきましては、今高校2年生の方が投票権があるという形になるわけで、そういった形の方々を含めた形の広いこれからのそういうビジョン的なもの、総合計画をつくるに当たって、若い人たちの御意見というのは、第3条の4号の町長が適当と認める者なのか、それとも特別委員の中にそういった方々を入れるのか、その辺のところどのように今考えられているのかなというのをちょっと思いましたので、そういった多くの方々の世代の御意見をどのように反映していくか、その辺の手段に、高校2年生というわけにはなかなかいかないと思いますが、そういったことに関しまして、御答弁をお願いします。

○議長（大塚邦子君） 企画課長補佐、八木寿彦君。

○企画課長補佐（八木寿彦君） ただいまの幅広い層からの御意見を、こういった審議会の委員としてどのように考えているかというような御意見、御質問だったかと思えますけれども、当然審議会の委員さんにつきましては、ここに規定された方たちの中から委員さんを選任させていただくと、委嘱させていただくということであるわけですが、ただいま御質問にあった幅広い層、あるいは地方版の総合戦略で言えば産官学金労言というような用件等もございまして、そちらにつきましては、その何人とは申し上げませんが、そういった方たちがメンバーとなれるような構成になるように私どもでは考えております。

また、若干審議会の委員とは外れますけれども、住民からの御意見という御質問もありましたので、それについてお答えさせていただきますと、皆様から御意見をいただくというのは、当然審議会の委員という形での御参加もございまして、手法としてはいろいろな方法があると私どもは考えております。

また、こういった方法でなければそこからの御意見をいただいたことにならないということでもないものと考えておりますので、現在の状況に合わせてよりふさわしい形で皆様からの御意見をいただくというようなことを視点に置いて町では考えておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田でございます。

今、御答弁いただいた内容も含めて、第8条の関係者の意見聴取、関係者という形になるかどうかわかりませんが、そういった場面で広く町民の方々の御意見を聞くというスタンスで、この8条の中で担保されているということで認識してよろしいですか。

○議長（大塚邦子君） 企画課長補佐、八木寿彦君。

○企画課長補佐（八木寿彦君） ただいま御質問は、本議案の第8条の関係者の意見聴取ということで、ここでただ規定させていただいているところというのは、イメージとしてはどちらかというと、単純に関係者を集めてそこでというのではなくて、審議会の場において対象となる方をお呼びしてその方から御意見をいただくというようなことだと思いますけれども、ただ、恐らく多分議員がおっしゃった部分というのは、そういった関係する方たちの御意見を個別に聞くような場があるのかというような部分であろうかと思えます。それ

につきましては、全ての分野においてそのような場を設定するかどうかについては、今の段階では限定できませんけれども、もう既にある一定の分野においては、懇話会という形で開くことを想定している分野もございますので、何らかしらの形で開かれるのではないかと考えておりますけれども、それがどのレベルでどういった範疇でということについては、申しわけございませんけれども、限定はできないと申し上げておきます。

以上です。

○10番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第44号の質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第7、第44号議案 静岡県市町総合事務組合理約の一部を変更する規約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第45号の質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第8、第45号議案 吉田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案については同意することに決定しました。

◎発議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第9、発議案第6号 議会広報特別委員会設置に関する決議を議題とします。

本案については、提出者、河原崎昇司君の趣旨説明を求めます。

12番、河原崎昇司君。

〔12番 河原崎昇司君登壇〕

○12番（河原崎昇司君） 12番、河原崎です。

発議案第6号 議会広報特別委員会設置に関する決議について。

上記の議案を、別紙のとおり吉田町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出をいたします。

平成27年6月11日提出、吉田町議会議長、大塚邦子様。

提出者、吉田町議会議員、河原崎昇司。

賛成者、吉田町議会議員、三輪美由紀君、同、大石 巖君、同、遠藤孝子君、同、蒔田昌代君、同、山内 均君、同、三輪正邦君、同、杉本幸正君、同、市川陽三君、同、増田剛士君、同、藤田和寿君、同、八木 栄君。

議会広報特別委員会設置に関する決議。

次のとおり、議会広報特別委員会を設置するものとする。

記。

1 名称 議会広報特別委員会。

2 設置の根拠 地方自治法第109条第1項及び吉田町議会委員会条例第4条。

3 目的 開かれた議会を実現するため、議会広報のさらなる充実を図る必要がある。これに応えるべく、独自性のある議会広報の調査研究のため特別委員会を設置する。

4 委員の定数 委員会の定数は、6名をもって構成する。

5 継続調査及び設置期間 上記事件の調査研究が終了するまでとする。

以上であります。

○議長（大塚邦子君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

河原崎議員、御苦労さまでした。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま設置されました議会広報特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定によって、1番、三輪美由紀君、2番、大石 巖君、4番、蒔田昌代君、6番、三輪正邦君、8番、市川陽三君、12番、河原崎昇司君の6名を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、議会広報特別委員会の委員は、ただいま指名しました6名を選任することに決定しました。

◎発議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第10、発議案第7号 議会ICT推進特別委員会設置に関する決議を議題とします。

本案については、提出者、河原崎昇司君の趣旨説明を求めます。

12番、河原崎昇司君。

〔12番 河原崎昇司君登壇〕

○12番（河原崎昇司君） 12番、河原崎です。

発議案第7号 議会ICT推進特別委員会設置に関する決議について。

上記の議案を、別紙のとおり吉田町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出をいたします。

平成27年6月11日提出、吉田町議会議長、大塚邦子様。

提出者、吉田町議会議員、河原崎昇司。

賛成者、吉田町議会議員、三輪美由紀君、同、大石 巖君、同、遠藤孝子君、同、蒔田昌代君、同、山内 均君、同、三輪正邦君、同、杉本幸正君、同、市川陽三君、同、増田剛士君、同、藤田和寿君、同、八木 栄君。

議会ICT推進特別委員会設置に関する決議。

次のとおり、議会ICT推進特別委員会を設置するものとする。

記。

1 名称 議会ICT推進特別委員会

2 設置の根拠 地方自治法第109条第1項及び吉田町議会委員会条例第4条。

3 目的 町民に開かれた議会を実現するため、議会情報の発信及び町民の意見の聴取の手段並びに議会運営の効率化を図るため、議会のICT化について調査研究する。

4 委員の定数 委員会の定数は、6名をもって構成する。

5 継続調査及び設置期間 上記事件の調査研究が終了するまでとする。

以上であります。

○議長（大塚邦子君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

河原崎議員、御苦労さまでした。

これから討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま設置されました議会ICT推進特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定によって、3番、遠藤孝子君、5番、山内 均君、7番、杉本幸正君、

9番、増田剛士君、10番、藤田和寿君、11番、八木 栄君の6名を指名したいと思います。
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、議会ICT推進特別委員会の委員は、ただいま指名しました6名を選任することに決定しました。

◎発議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第11、発議案第8号 「国際平和支援法案」、「平和安全法制整備法案」の廃案を求める意見書についてを議題とします。

本案については、提出者、大石 巖君の趣旨説明を求めます。

2番、大石 巖君。

〔2番 大石 巖君登壇〕

○2番（大石 巖君） 2番、大石 巖でございます。

発議案第8号について提案をさせていただきます。

国際平和支援法案、平和安全法制整備法案の廃案を求める意見書についてでございます。

上記の議案を、別紙のとおり吉田町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出をいたします。

平成27年6月11日提出です。吉田町議会議長、大塚邦子様。

提出者、吉田町議会議員、大石 巖。

賛成者、吉田町議会議員、蒔田昌代君。

提案の理由でございますが、国際平和支援法案、それから平和安全法制整備法案、この内容は、10本の現行法を改正をするという内容になっておりますが、今、国会で審議中でございます。この法案は去年の安倍内閣が集団的自衛権の行使を容認をするという閣議決定に基づきまして提案されたものでございますが、憲法9条の解釈をめぐるまして、国民の中からいろいろの意見がありまして、安倍内閣の閣議決定に対する反対の意見もたくさん出ている状況です。

こうした中で、この法案が成立をいたしますと、本町出身の自衛隊員の皆さんが海外で犠牲になるという可能性も生じてくるわけでございます。これからの若い人たち、そしてその御家族の皆さん、日本が平和で安心して暮らせるという社会を目指しているわけでございますが、こういう危険性を、やはり憲法との整合性も含めまして国民的な議論をしていただくと。日本の平和や安保問題についてもっともっと議論を進めなければならないというふうに考えておりますので、今国会での成立を性急に求めずに廃案をしていただきたいという意見書の内容になっております。

これが意見書を提案をする理由でございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 質疑の前にですが、発議案第8号のこのかがみ、漢字が違っていると、誤字がございますが、これはそのまま認めるのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 具体的に。

○9番（増田剛士君） 場所がわからない。このかがみで、上記の議案を、別紙のとおり吉田町議会会議の義がごんべんがないんです。軽微なものなんです、ここのところを指摘しますが、いかがでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 議長から申し上げます。

軽微な修正になりますので、後で修正をしたいと思います。

○9番（増田剛士君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

大石議員御苦労さまでした。

○2番（大石 巖君） ありがとうございます。

○議長（大塚邦子君） これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 増田剛士です。

私は、今回の意見書提出の請願の採択に反対の立場で討論させていただきます。

このたび提出された意見書案には事実誤認と私見が見受けられます。

この意見書案には、日本の自衛隊をアメリカの起こす戦争にいつでもどこでも参加できるようにする戦争法案と言える内容、そして日本に対する武力攻撃がなくても他国のために武力行使する、海外で武力行使をすることに道を開くと書かれておりますが、これは著しい誤りであると考えます。米国が海外で引き起こす戦争に日本が巻き込まれないということは明らかでございます。これは、新しい日米ガイドラインの中にはっきりと明記されております。日本が武力を行使するのは日本国民を守るためであり、日本と米国との共通認識とされております。

また、自衛隊員の任務はこれまでと同様、我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるというときに我が国と国民を守ることとされております。

また、PKO活動や協力支援活動など、その他に自衛隊員が海外に派遣される目的は、国際社会の平和と安全のために行う人道復興支援や協力支援などであり、人に危害を加えることを前提とするようなものではございません。

さらに、今回の平和安全法整備では、自衛隊の海外における活動の参加に当たっては、自衛隊員の安全の確保に必要な措置を定めることとなっております。

よって、本町出身の自衛隊員が海外で犠牲になるような事態は非常に少ないことと考えられます。

次に、一内閣の専従で従来の憲法解釈の根本を180度転換することは、立憲主義の破壊で

あり、憲法9条の破壊にはほかならないとありますが、憲法の番人は最高裁判所であります。憲法の番人である最高裁判所は、我が国が自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛のための措置をとり得ることは、国家固有の権能の行使として当然のことと認め、しかも必要な自衛の措置のうち、個別的自衛権、集団的自衛権の区別をしておらず、集団的自衛権の行使は認められないなどとは言ってはおりません。さらに、我が国の存立の基礎に極めて重大な関係を持つ高度の政治性を有するものについて、一見極めて明白に違憲無効でない限り、内閣及び国会の判断に従うと明快な判決を下しております。

平和安全法制は、安全保障環境の大きな変化を踏まえて、最高裁最高判決の法理のもと、これまでの憲法解釈と論理的整合性と法的安定性に十分留意して、従来の政府見解における憲法9条の解釈の基本的な論理、法理の枠内で合理的な当てはめの帰結を導いたものであり、合理的な解釈の限界を超えるような伝染的、意図的憲法解釈の変更ではないため、立憲主義への破壊であるとか憲法9条の破壊には当たらないと考えます。

これらの法案は、いわば避難タワーと同じであると考えます。万が一の事態に、国民の命を守るためのものがございます。タワーをつくったからといって、大津波が来る確率が上がるわけではございません。これら法案により生ずるより強固な抑止力で、日本が戦争に巻き込まれる可能性が減りこそすれ、増えることはないと考えております。

我々議員は、この法案に対しより理解を深めるために勉強し、町民に説明することが先決でありまして、吉田町議会として一連の法案に反対し廃案を求めることには、反対でございます。

よって、同意見書の提出をすべきではないと反論いたします。

○議長（大塚邦子君） 反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

4番、蒔田昌代君。

○4番（蒔田昌代君） 4番、蒔田昌代です。

今回、私がこの賛同いたしましたのは、母親として母の立場からとして賛同いたしました。

子供がいますが、その子供たちも今、大きくなって配偶者を得て、その配偶者も戦場へ出ていく可能性があり、私はそれを、今まで私たちは安心して憲法9条で守られて、平和で70年間暮らしてきました。この憲法9条があったから平和で暮らせたのを、このまま私たちの代で終わらせていいのでしょうかという気持ちで賛同いたしました。

子供たちも大きくなります。私たち大人が変えてしまった憲法9条でこのまま平和が続くのでしょうか。子供たちの時代にも平和が続くように、もっとほかの手段とこの法案は廃案とすべきだと思います。

現在、少子化の問題も含めて、憲法9条が変わらなければ、このままであれば、私たちのこの少子という問題も解決できていくと思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 賛成討論が終わりました。

反対討論はありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田和寿。

私が発議案第8号 「国際平和支援法案」、 「平和安全法制整備法案」 の廃案を求める意

見書について、反対の立場から討論を行います。

現在、会期が平成27年1月26日から6月24日までの第189回国会が開かれており、国民の命と平和な暮らしを守る大切な法案として、安全保障関連法案等の審議が行われております。

特に、昨日には党首討論が行われ、国民の前に論戦が繰り広げられ、論点を明確にされていきました。

一方、国会会期においても、政府・与党は集団的自衛権の限定行使などを可能にする安全保障関連法案の成立に期するには、大幅な延長が避けられないとの判断をし、24日までの今国会の会期を9月までに延長する方向で調整に入ったとの報道もあります。

今まさに、安全保障法案等につきましては、二度と戦争を起こさない、そして日本国民の命と平和な暮らしを守り、世界中の友好国との信頼関係を深めるところを目的に、国政において最も重要な政治の責任、つまり外交問題や国土問題にかかわる内容について、我々国民の代表であります国会議員の方々が審議されております。

そのような状況下におきまして、発議内容にある安全保障関連法案を戦争法案とし、立憲主義の崩壊であり憲法9条の崩壊にほかならないとする内容の意見書を、国会の審議を行っている中、吉田町議会の意思として認めることはできません。なぜなら、吉田町議会は町民の福祉の向上と町の発展を第一義とした最良の意思決定を議会の使命としており、その見地からも議会として国の安全保障に関して慎重に十分な審議が図られることを求めるべきであり、また、国際平和支援法、平和安全法制整備法案はさまざまな重要な内容が含まれ、単に廃案を求める発議案第8号に反対であります。

以上、私の反対討論といたします。

○議長（大塚邦子君） 反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大塚邦子君） これをもって、討論を終結します。

採決に入ります。

この採決は起立によって行います。

表決において、起立しない方については反対とみなします。

それでは採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚邦子君） 起立少数です。

したがって、本案は原案のとおり否決されました。

◎議員派遣について

○議長（大塚邦子君） 日程第12、議員派遣についてを議題とします。

吉田町議会会議規則第123条第1項の規定による議員派遣については、お手元に配付した議員派遣の件のとおり、現時点で期日等が確定している行事について派遣したいと思います。お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認め、議員派遣については、お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり派遣することに決定しました。

◎議会閉会中の継続調査について

○議長（大塚邦子君） 日程第13、議会閉会中の継続調査について議題とします。

総務文教常任委員会委員長から所管事務調査について、産業建設常任委員会委員長から所管事務調査について、議会運営委員会委員長から所掌事務調査について、それぞれ会議規則第71条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、議会閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎町長挨拶

○議長（大塚邦子君） 以上で、平成27年第2回吉田町議会定例会の全ての日程が終了しました。

閉会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議員の皆様におかれましては、新しく選出された今回において最初の定例会を無事滞りなく、当局が提案をいたしました議案につきまして議決をいただきまして、まことにありがとうございました。

新しく選出された議員の皆様はいかがだったでしょうか。議会には魔物がすむと申されまじすけれども、ぜひとも魔物におびえることなく、町民の福祉の向上と町の発展のために御尽力賜ればとよろしくお願い申し上げたいと思っております。

さて、皆様御承知のように、増田宏胤議員の訴訟が最高裁に上告をされました。いつ最終的に最高裁から答えが出るか、私はわかりませんが、ここでもって最終的にこの訴訟が確定をいたします。今、総務課長に聞きまじたら、議会改革特別委員会はもはやないと聞いておりました。議会改革特別委員会が議会基本条例を上梓してそれで終わりと、でもって私は非常に寂しく思っております。議会改革特別委員会をさらにやっただきまして、

逐条改正でもしていただいて、さらにその中で具体例を引いてあげれば、町民はそういうことをやってくれたなど、私も同慶の至りといったわけでございますけれども、これで終わってしまいました。

基本的に行政は、当局は基本的に増田宏胤議員に判決がひっくり返らない限りは請求できません。議会の皆さんは常に申されることは、開かれた議会であって常に我々は最高の意思決定機関であると声高らかに叫びますけれども、やることは全然反対であって、基本的には開かれた議会ではなくて常に閉じられた議会であると私は思っています。

3月議会の私の最後の挨拶をぜひとも新しい議員の皆様には読んでいただきたいと思っておりますけれども、議会の最大の問題はチェックではなくてチャックです。議会が問題とするものにつついて、いわば臭い物にはふたをします。これ非常に大きな問題でありまして、私もこれで13年目になりますけれども、議会が臭い物にふたをした例は、片手を超えます。議会の皆様が開かれたという場合、この開かれたという場合はどのようなことがあれば開かれた議会と言えるのか、ぜひともこの宏胤議員の問題を通して、一番喫緊の問題になっておりますので、この問題を通して議会が発言をしていただきたい。議会が常に町民の代表であって、いわば最高意思決定機関であるという以上、あとは議会しか我々は頼みはないわけですから、町民もないわけですから。ここで臭い物にふたをすることが、いわば町の発展と町民の福祉の向上に帰するものなのか、ぜひとも議員の皆様のお意見を集約していただきたいと思っております。

また、藤田議員は議会改革特別委員会の委員長として長くやってこられました。まさに議会改革の旗手でございます。その旗手を旗をおろすことなく、さらに振りかざして、ジャンヌダルクのように、場合によっては死ぬかもしれませんけれども、そのようなことをやっていただきたいと思っております。

改革ということは、皆さんはへらへら笑っていますけれども、改革というものはそういうものじゃないんですよ。改革というのは血を流すものなんですよ。皆さんがどこで血を流しました。血を流すこと、皆さんないじゃないですか。私はこれまで命も狙われたこともあります。やってきましたよ、はっきり申し上げて。しかしながら、皆さんが議会改革特別委員会を設置して、議会改革の条例をつくり上げました。しかしながら、それは仏をつくって魂入れずですよ、はっきり申し上げて。ぜひとも、議会の皆様には最高意思決定機関であると、皆様が自任し声高らかに言うのであれば、この問題、ぜひとも議会として決着をつけていただきたい。

さきの選挙では、皆さんが応援する方がここに至らずに、皆さんが反対する方がここに立ったわけですから、それはしょうがないわけで、町民の皆さんがそういうふう判断されたわけですから。しかしながら、ぜひとも、今申し上げたことにつきまして、議会として旗をおろすことなく、さらに旗を掲げて、議会改革というものはどんどん進んでいくんだと、開かれた議会というものは、このような要件があって初めて開かれたと言えるんだと、そのようなことをぜひとも、新人議員の皆さんも含めて考えていただきたいと思っております。

開かれた議会なんていう言葉は、ぜひとも使っていただきたいとこのように思っています。

よろしくをお願いします。

○議長（大塚邦子君） ありがとうございます。

◎議長挨拶

○議長（大塚邦子君） 本日、ここに平成27年第2回吉田町議会定例会を閉じるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、6月2日以来、17日間にわたり、諸議案の審議をいただきました。

本日ここに、全ての議事が終了し、おかげをもちまして閉会の運びとなりました。これも議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと、心から厚く御礼申し上げます。

最後に、議員各位の、また町当局の皆様の御健勝を心から御祈念申し上げ、まことに意を尽くしますが、閉会の御挨拶といたします。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（大塚邦子君） 以上をもちまして、平成27年第2回吉田町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時41分